

金沢城研究

第9号

平成23年3月

【特集】シンポジウム「天下普請にみる石垣技術」

基調講演 「天下普請にみる石垣技術」	北野 博司	2
報告 「公儀普請(天下普請)における 諸大名の石材調達と石垣構築技術」	白峰 旬	13
「九州における近世城郭石垣について —筑前黒田家の石垣普請—」	市川 浩文	22
パネルディスカッション		32

【論文】

17世紀における城下町空間の変容と地子町急増	木越 隆三	42
—寛文7年金沢図・延宝金沢図の比較から—		
加賀藩前期の医者と金沢城内での医療	池田 仁子	64
【資料紹介】「寛文七年金沢図」の人名データⅡ	石川県金沢城調査研究所	77

第9号の刊行によせて

本年度は、石垣構築技術の比較事業や城門の総合調査などを着実に進めたほか、玉泉院丸庭園や橋爪門での埋蔵文化財調査も進め、情報発信ではホームページをリニューアルいたしました。

さて、昨年度の本第8号で紹介し、県民の皆様から反響がありました「寛文七年金沢図」の解読成果に引き続き、第9号では、「延宝金沢図」との比較を行った木越論文と、人名データの史料紹介を掲載いたしました。また、昨年2月には、シンポジウム「天下普請にみる石垣技術」を開催し、金沢城石垣構築技術等比較研究事業の3年間の成果をご報告いたしました。そこで第9号には、好評でございました本シンポジウムの講演等の内容を、特集として収録いたしました。そのほか、加賀藩前期の医者に関する池田論文も掲載することができました。

最後になりましたが、シンポジウムの講師を務めていただいた北野、白峰、市川の各氏には資料提供・校正でお手伝いいただき、また池田氏には玉稿をお寄せいただきましたことに感謝申し上げます。あわせて、本書が県民の皆様の高い関心に応え、金沢城跡の保存・活用の一助となり、広く近世城郭史研究に資するものとなれば幸いと存じます。

平成23年3月

石川県金沢城調査研究所
所長 北垣 聰一郎

シンポジウム「天下普請にみる石垣技術」

一、平成22年2月6日（土）石川県文教会館ホールにおいて、石川県金沢城調査研究所と石川県金沢城・兼六園管理事務所の主催で開催したシンポジウム「天下普請にみる石垣技術」の基調講演、報告、パネルディスカッションの記録である。

- 基調講演 「天下普請にみる石垣技術」
北野 博司（東北芸術工科大学准教授）

- 報 告 「公儀普請（天下普請）における諸大名の石材調達と石垣構築技術」
白峰 旬（別府大学教授）
「九州における近世城郭石垣について—筑前黒田家の石垣普請—」
市川 浩文（佐賀県教育庁社会教育・文化財課主査）

- パネルディスカッション
パネリスト 北野 博司 白峰 旬 市川 浩文
北垣聡一郎（石川県金沢城調査研究所長）
司 会 木越 隆三（石川県金沢城調査研究所副所長）

二、このシンポジウムは石川県金沢城調査研究所の比較研究事業の一環として開催し、中間報告として、これまでの研究に関する成果を県民に広く公開したものである。

三、この記録は、当日配布したパンフレット、録音テープ等をもとに、基調講演、報告、パネルディスカッションの内容を収録したものである。

【基調講演】『天下普請にみる石垣技術』

東北芸術工科大学准教授 北野 博司

皆さん、こんにちは。只今ご紹介いただきました東北芸術工科大学の北野と申します。昨日の夜、山形から金沢に入りまして、早速この湿った雪と冷たい風に出会い、金沢を離れて10年になりますが、懐かしい思いで一晩過ごしました。

今日、これから話題にする天下普請は、加賀藩が江戸や大坂、名古屋へ行って、徳川の城造りを行うわけですが、前田家の領内から、この金沢からは担当の奉行衆や下役人、石工、家中の奉公人、さらには能登や小松から百姓なども動員されて大挙して出かけていきます。今、2月の初めですが、彼らが天下普請に行く時期は、まさにこの季節です。年が明けると、準備をしていよいよ金沢を発つていく。天下普請の工事は旧暦の2月から3月、春めいてきた頃から始まって、冬前に終わって金沢に帰ってくるという段取りになります。

ですから、ちょうど今頃、そういう天下普請に行く人たちがいろいろな思いを込めて、金沢を発つた時期だということで、これからお話をしていきたいと思います。

【天下普請と石垣工事現場】

これからはなるべくスライドを見ながら、天下普請が実際に石垣の工事現場で、どういうふうに行われていたのかということをご皆さんに見ていただこうと思います。

今、スライドに映っているのが大坂城の南外堀です。大坂城に行かれたことがある方は何人もいらっしゃると思いますが、非常に見事で、これは水面上で高さが22mぐらいあります。金沢城の本丸南側の高石垣も、これ位あったと言われておりますが、大坂城の場合は、水面下にも石垣が伸びてまして、高さ34から35mあると言われております。中央の石垣を見ていただくと、何か見えてきませんか。そう言われると何か違うなどということを感じただけでありがたいのですが、中央左手に石の色が違って見えるところがあります。分かりますか。

これは正面から見たところですが、この石垣で、ちょうど青い石のところは讃岐の生駒家ですね。高松藩の生駒家が担当して造った場所だと言われてるところです。左側は伊勢の藤堂家、右側が小倉の細川家ですね。このように担当した大名が、「丁場割



図」といって、どこを誰が分担して施工したかが分かる史料があります。それを見ていくと、一つの石垣面でも複数の大名が割り当てられて工事をしている。大坂城に行ってそういう目で石垣を丹念に見ていきますと、丁場割図に示されたように石積みの違いを見てとることができます。

歩かれる方は、是非、双眼鏡を持って見て欲しいのですが、石の表面に刻印が刻まれていて、それが丁場割図に示すように、同じ刻印がある程度まとまって分布していて、場所によって変わってくることも各所で見ることができます。古くは昭和30年代、40年代から大坂城の刻印調査がなされていて、丁場割図が基本的には実態として施工されたことが、その当時から明らかにされています。石垣の積み方、色だけではなくて、一段一段の水平な横目地を追いかけると、丁場境で段がついてずれている、そういう所も分かってきます。

実際に大坂城では、幕府から命令されて各藩が担当して仕事をするわけですから、できあがったときに竣工検査を受けます。その時の目印として、ノミで直線を上から下まで引いたような痕跡も、その刻印調査の報告書を見ると70ヶ所ぐらいあると言われています。そういうものを双眼鏡で見ながら歩くのも、面白い見学の仕方だと思います。

【天下普請の城の石垣研究】

今、北垣所長から紹介がありましたように、金沢城石垣構築技術等比較研究事業で、我々は各地の城を調査しているわけですが、この事業での研究はどんな意味があるのかということ、最初に簡単に触れておきたいと思います。

1番目に、これは全国各地の城造りや修理の過程を復元するうえで欠かせない「石垣編年」を確立するための仕事になります。天下普請というのは、さすがに文献史料がたくさんあって、いつの時代に築かれたものかということのはっきりしております。金沢城もそうですが、領内の城というのはなかなか記録が残っていない、違う石垣だけといったいつ造ったのだらうと頭を悩ませることが多いのですが、天下普請はちゃんと年代が分かり編年の基準になります。

2番目として、各大名家の技術が1つの城に集約されているわけですから、それらを比較していくことによって、ある時期の技術の共通性や差異、それらがどういうふうに変化していったのかということが分かってきます。

前田家の石垣技術というのは、当時の全国の大名の技術と比べたときにどんな特徴があるのか、比較研究をしていくわけです。前田家が築いた金沢城の石垣は、先ほど聞きましたら3万平方メートルの面積だということでした。前田家が築いた石垣はほかにも小松城・高岡城があります。しかし、言われるとハッとすることも知れませんが、これよりも実は天下普請で築いた石垣のほうが、面積が大きいのではないのか。前田家は領外でもたくさんの石垣を築いていることは重要です。そういう意味から言っても、前田家の技術の特徴を知るためには、大坂城や名古屋城など天下普請の石垣技術の研究が欠かせないのです。

3番目として、天下普請ならではの石垣築造技術があるのか、無いのか。例えば、普請体制の問題。大規模な土木構造物を造るときに、大量の労働力を必要とします。これは日本で言え

天下普請の城の石垣研究

- ①各地の城の石垣編年・・・年代の定点
- ②各大名家の石垣技術の比較
 - 共通性と差異、その推移
 - 前田家の石垣技術の特徴
 - 前田家の石垣は金沢の外にたくさんある
- ③天下普請の石垣築造技術の復元
 - 普請体制と技

ば、古墳時代に巨大な前方後円墳を造ったり、海外で言えば、エジプトのピラミッドを造ったり、中国の秦の始皇帝陵を造ったり、そういう多大な労働力を使って大きな土木構造物を造る時の体制、組織の問題です。あるいは施工方法の問題というのが、土木技術史の研究の中では、大きなテーマとしてあります。このようなことを研究していくためにも、天下普請という巨大土木工事の実態を見ていく必要があります。

以上のようなことに大きく焦点を定めて研究を行っているところです。

【天下普請とは何か】

そもそも天下普請とは何だという話は、この後、この分野の全国でも第一人者である白峰先生からお話いただきますが、ここでは簡単に、江戸時代の武家政権、近世の武家政権が諸大名に命じて行う土木工事のことと言っておきます。城造りだけでなく、城の破却や河川工事なども天下普請という形で行われています。

そこでは幕府の支配下にある大名は、その知行高、国の石高に応じて、「役」という応分の工事面積や労働力などを負担しました。当時の前田家は119万石であったり、103万石であったり、天下普請が行われた頃の知行高がありますが、それに応じて石垣工事を負担するわけですから、前田家は全国一の知行高ということで、当然、工事面積も労働力も大きなものになる。それが金沢城を凌ぐというのは、言ってみれば当たり前のことでもあります。

天下普請は公儀普請とも言いますが、これにも歴史があって、いつから天下普請なのかという話は、いろいろな要素、その普請が持つ政治性や労働力の問題、規模の問題、どういう大名を動員するのか、譜代大名だけなのか、外様大名まで動員するのか、何人の大名を動員すれば天下普請と言えるのかとか、いろいろな問題があります。

これも先ほど聞いたのですが、天下普請とはいえ、ある時期以降は幕府が藩にお金を出して、工事費を支給して普請しているという話もありますから、そういうお金を出すようになった段階とそれ以前とは質的には違いがあります。ですから、いつから天下普請だということは、簡単には言えない問題であります。

【原始・古代の大規模土木工事】

先ほど例にも出しましたが、古墳時代には大きな前方後円墳の築造があります。古代の都造りでは、当時の「令」の規定に「歳役」というものがあって、公民は10日間労働奉仕をしなければならない。大勢の人が都づくりに動員されました。このように、広範な地域から多数の人々が集まってきて工事をするのはある意味、天下普請と言えるのかもしれませんが。公権力による「国家」の巨大な土木工事という意味では、一つの脈絡があります。

例えば、大仙陵古墳、これは大阪にある仁徳天皇陵と言ったほうが分かり易いかもしれませんが、日本列島で最大の前方後円墳で、全長が486mあると言われています。かつて、大林組が試算したときに、土量が140万立米ぐらいあって、現在、古代の方法で築くとすれば、一日あたりピーク時で2,000人、延べ680万人あまり動員して、それで15年8ヶ月かかるという試算が出ています。

天下普請(公儀普請)

- ・ 武家政権が諸大名に命じて行う土木工事のこと。城普請・破却、河川工事など
- ・ 大名は知行高に応じて、役(工事面積・労働力)を負担。
- ・ 「天下普請」にも歴史あり
 - 政治性、労働編成、規模、対象者……
 - 巨大古墳、宮都造営(歳役)……

単純に城普請と比較するのは難しいのですが、何が違うのかというところを考えてみたいと思います。基本的には非熟練労働者、いわゆる役人、これは役所の人間ではなく、「役」をする人間ですね、一般的な土木作業をする人間を使います。人というのは万能機械だとよく言われますが、非常に非力です。非力な万能の人間を高度に組織化して、大規模な工事をするという部分では共通しています。また道具というのも、単純な鋤・鍬、土を運ぶ「もっこ」、大きな石を運ぶ「修羅」などの単能機械と呼ばれるものが古墳時代から既にあります。道具というレベルです。

石垣普請のころになると、人間の組織化の面で大きな違いが出てきます。あるいは、道具の中でも単能機械をよりレベルの高いものにしていきます。効率的に石を持ち上げたり、引いたりする「ろくろ」や地車（四輪台車）が登場するなど、レベルの違いが出てきます。

あとは、基本的な社会体制の違いで、古墳時代や古代の社会システムと、城普請が行われた封建制、領主と支配される側の主従関係、そういうものに基づいて工事がされていくようなシステムと、このような部分でも違いがあります。

この絵ですが、工事としては一見、同じように見えますが、普請組織などを見ていくと全然違います。この人は事務官、近世で言えば、普請奉行に当たるような人です。この技術者は近世の石積みで言えば穴太衆です。あと職人とか労役をする人たちがいます。しかし、こういう工事風景の復元図からは見えないところに差があります。石垣の天下普請には「割普請」という言葉があります。複雑な普請組を編成して、分担しつつ連帯責任を負うようにしたり、大名間に競わせる、というような当時の政治システムをうまく使った工事であるという点など、優れた面がみられます。流通経済も発展している時代ですから、成長してきた商人も活用しています。巨大前方後円墳の築造体制は全くわかりませんが、この組織とその運用は大きく違っていたものと思われまます。

【徳川期大坂城の天下普請】

ここからは天下普請のイメージを膨らませていただくために、大坂城を例に話をしていきます。幾つかのエピソードを交えながら石垣を見ていきます。

これは昭和6年に建てられた復興天守です。現在の大坂城というのは、ご存知の方も多いと思いますが、秀吉時代の大坂城が冬の陣・夏の陣で崩壊して、その後元和6年から寛永5年頃、1620年から1628年、約10年間かけて、江戸時代の初期に徳川政権が造った城です。太閤さんの城ということで長く大阪の人々に親しまれている城ですが、昭和30年代、40年代の調査で、ほぼすべて徳川時代の城であるということが分かってきました。

この徳川期の大坂城の天下普請というのは、西国大名、北国大名、今で言えば北陸と東海地方の伊勢あたりの中部地方を境に、それから西側の大名たちが担当します。工事は3段階に分けて行われました。一番外側の黄色く塗りつぶしてあるところが第1期



工事、元和6年に施工された部分です。二の丸の外堀から最初に工事しています。3月1日に起工式にあたる鎮始めをして、工期は6ヵ月ぐらいです。その後、寛永元年、4年後ぐらいに本丸、内堀の工事が始まります。このときに天守閣も建てられています。第3期工事は、寛永5年に南側の外堀の部分の工事が行われています。

第1期から第3期のそれぞれの工期は、6ヵ月、4ヶ月、5ヶ月と、これぐらいで大規模な石垣工事が終わっています。これは金沢城の石垣普請を見ても早いと思います。現在、金沢城の整備の中で、五十間長屋や玉泉院丸、河北門、鯉喉櫓台の石垣復元をやっています。もちろん新たに造る石垣ではなくて修復だからという難しさはありますが、江戸時代の大規模工事が短期間に工事が終わっていることに改めて驚きを感じます。

動員された大名家は第1期が47家、2期、3期はちょっと増えて59家、57家、何故これほど短い工期で完成できるのか。それは天下普請の組織と運用が優れていたからとしか思えません。

【大坂城天下普請第1期の場合】

第1期工事の流れを見ていくと、実際の工事は元和6年の3月1日が鎮始めですが、いきなりこの日にみんなが出かけて行って仕事をしましょうというのではなく、前年の9月16日にすでに普請命令が出ています。その時点で、来年の3月から工事が始まりますよ、という通知が各藩に行きます。まず何をするかという、石集めをしなければなりません。大坂城の石垣であれば瀬戸内海の島々、あるいは六甲山系の花崗岩が対象になります。ほかに京都の伏見城の石垣を壊したり、加茂あたりからも石を持っ

てきたり、様々な石場がありますが、そういうところに石切の職人を派遣したり、商人を通して石購入や船の段取りをしたりと、まず石を確保するという大仕事があります。

人集めもしなければなりません。千石夫という言葉があります。普請に携わる人夫を大名の石高に応じて、例えば千石に一人、前田家は100万石だとすると1,000人ですか、それぐらい集めなければならない。万治元年、1658年の江戸城の天守台普請の時には、百石夫ということで、前田家は1万人の人を出しています。このように準備段階では労働力の手配も重要です。

ちょうど今、旧暦の正月ぐらいから、各藩の人夫たちは現場に集まって、準備工事が始まります。石上げの船着き場を整備したり、仮小屋を作ったり。

程なくして幕府から普請丁場割図が示されます。各藩の江戸に詰めている家老たちが受取り、それを現場に持って行って、丁場を現場で貰うという段階があります。ここで、「根回し」と書きましたが、どういう丁場を貰うかというのは大きな問題です。そのため、根回しをした記録がいくつか残っています。

それから幕府から普請法度、現場での喧嘩口論、狼藉、石場争奪など工事中のトラブルを防止するための通知が出ます。これは細川家の史料にあるように幕府からだけではなく、各藩も出していたようです。

このように準備段階がとても大事なので、それなりの期間が設定されています。普請命令が出る前から、細川家などは情報収集能力があるので、今度こういう工事があるらしいよという

大坂城第2期の場合

- ・元和9年
- 08月11日 普請命令
- ・寛永元年
- 01月05日 普請法度
- 02月01日 鎮始め
- 06月03日 竣工
- 09月03日 幕府からの御礼
- ・寛永3年
- 08月 第3期工事の命令

情報を早くから入手して、他藩に先んじて手だてをうっていたようです。いつの時代にも政治には情報収集力というのが大切だったことがわかります。

石垣工事が完了したらそれで終わるかというそうではなく、竣工検査を受けたり、かかった諸経費の清算をしたり、道具のあと片付けをしたりと撤収段階にもそれなりの時間を必要とします。最後に、将軍や幕府老中からの御札の通知が来て、ここで一つの工事が完了したということになります。

大雑把に言うと、準備段階、普請段階、撤収段階があって、5ヶ月前後の普請段階というのは、全体からいうと二分の一か、三分の一ぐらいの期間にあたるということです。

第2期工事も基本的には同じようなプロセスで進んでいきます。

【普請丁場割図】

これは丁場割図の一例です。必要に応じて各藩が写し取りますが、大坂城の場合、工事が3期に分かれていますので、全部終わってからそれを一枚に編集したりして、写しが何枚も残っています。施工図と竣工図の違い、精度の違いもあるようで、それぞれ絵図によって微妙な差異があります。

スライドに示した丁場割図は先ほどの南側の外堀です。間数や名前が書いてあります。濠の北側の高石垣と対岸の水タタキ石垣がありますが、対面する場所を同じ大名が施工するように配置されています。施工方法を復元するうえで興味深い点です。

【普請丁場の決め方】

普請丁場がどうやって決められたかという、文献の専門家が研究されていて、いろいろな場合があるようです。幕府が丁場割図を作成して各藩の奉行、家老に示す場合で、かなり幕府が主体的に決めてしまっただけの場合。あるいは、各藩の普請奉行が集まって相談しているという記録も出てきましたが、この場合、各藩といっても、“組”があって、大坂城の場合は、第1期工事では組が6つ、第2期、第3期工事の場合は4つの組に分かれていました。寛永13年の江戸城普請でも、組が6つであるという記録

があります。組の代表者が相談しているのか、そうでないと50もの大名が集まってやっていたら大変なことです。その辺の実態もよく分かっていません。

もう一つよく出てくるのは籤引きです。寛永5年、第3期工事の大坂城での細川家の記録とか、寛永13年、江戸城外堀普請の見附の担当場所を決める際に籤引きの記録があります。籤引きについても、大きな組単位の場所を決める籤引きなのか、組のなかの細かい場所を決める籤引きなのか、詳細は分かりません。これからの研究課題です。

さっきの根回しのなかで、晴れがましい場所の工事を事前に願ひ出するという例を紹介します。例えば、第1期工事の場合ですが、二の丸に入る主要な門が3つあります。京橋門、大手門、玉造門で、そこには立派な石垣があります。このような門を、柳川の田中、熊本の加藤、佐賀の鍋島といった大名たちが願ひ出て受取っています。城の北西側に乾櫓という重要文化財がありますが、この櫓のある場所は城下から目立つところにありまして、そこを細川家が願ひ出て受取ったという記録が残っています。一方で、黒田家は手間のかかる高石垣を、難工事である

普請丁場はどうやって
決められたか

- ・幕府が丁場割図を作成
 - 慶長15年名古屋城
 - 元和6年大坂城
- ・各藩の普請奉行が相談
 - 寛永13年江戸城
- ・籤引き
 - 寛永5年大坂城
 - 寛永13年江戸城

さまざまな根回し
幕府への願ひ出
元和6年の例

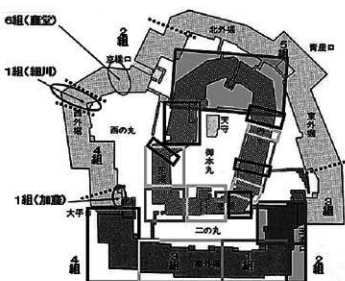
二の丸の立門 加藤・鍋島・田中
細川「目立つ所に出る」・幕府「おん
て手間のかかる所を希望」

のに敗れて所望したとあります。格式の高い場所を施工する譽を得るため、難工事を進んで願ひ出ることによって、一つの功績として認めてもらうという駆け引きが裏で盛んに行われていたようです。

前田家がこういふときにどういふ対応をとったかということは、史料が無くてもわかりません。ただ、万治元年、現在の江戸城の天守台を公儀穴太と一緒に造ったということが知られています。城で一番晴れがましい場所は天守台です。大坂城では熊本の加藤家が造っています。名古屋城も加藤清正が天守台を造っています。江戸城天守台を担当したのは、それなりの努力があったのだらうと思われまふ。

【丁場組分け】

ちょっと見にくい図ですが、大坂城の第1期工事から第3期工事までの普請丁場割図を組ごとに色分けしたものです。第3期工事の南外堀を見てもらうと分かるのですが、青いエリアは第4組の大名が担当しています。この中にたくさんのお大名の分担が出てきます。この辺は第3組、この辺は第1組、1、2、3というのは便宜的な数字ですので、最初から番号が決まっていたわけではありません。前田家が受けた第2組の丁場はここです。



こういうふうにくらべて組ごとに編成することが、ある時期以降の天下普請のスタンダードになっていきます。この第3期工事はとても整理されていて、突然、別の組が入ってくることはありません。これもできあがった石垣様式との関係で注目されることです。

それに対して、第2期工事です。2期工事の特徴はある程度組ごとのまとまりはあるのですが、その組ごとのまとまりの中に、例えば、高石垣の第1組が受取った部分の角部だけは特定のお大名が担当しています。これは第3期工事と比べると異質な感じがあります。

特に、晴れがましいところですね。ここが京橋門、ここが大手門、ここが玉造口の門です。この門と天守台、あとは南側に面したところで、高石垣があって、石垣も大体南から光が当たりますのでよく見栄えがいいです。北側というのは大体日陰で、低い石垣です。特に第2期工事の場合、こういう晴れがましいところを受取っている大名というのは、何か事前の相談があったのではないかなと思わせる節があります。まず、高石垣の隅角部に有力大名の担当が割り振られるようなやり方かもしれません。

ちなみに第1期工事は比較的整然としています。前田家が担当した第5組というのがここです。この辺は福井藩がやっていますが、加賀藩前田家はこの辺をやっています。そのなかで、先ほど細川家が是非とも願ひ出てやったところがここで、乾櫓のある石垣です。ここがすぐ目立つ場所です。南側とは違いますが、当時の交通路との関係で、よくヴィスタということ言われますが、天守代わりになったような櫓という人もいます。

藤堂高虎は元和6年の工事の総指図役というか、將軍秀忠の意向を直に現場に伝える責任者

だったのですが、藤堂高虎のやっているところは意外と少ないです。それと熊本の加藤家が一番目立つところ、大手の門と石垣をやっているという特殊な例を除くと、とても整然と組分けがされているということが丁場割図から読み取れます。

見て分かるように、前田家が担当したところは青屋口、ここが山里曲輪、こういう北側のそれほど高石垣が無いところを前田家がやっています。第3期工事の場合も、一番目立ついい石垣ではなくて、玉造口のちょっと西に寄ったところ、前田家が高石垣の隅角部を担当しているところは僅か1ヵ所だけです。丁場割図から読み取れる天下普請での前田家の位置というのを、垣間見れるのではないかと思います。

【割普請の意義】

割普請にはいろいろな意義があります。先行研究で言われていることですが、組編成することで役高を揃え、竣工時期が揃うということです。どこかが早く終わって、どこかが残るのではなくて、同時に終わるようなシステムになっています。それと組内で技術交流がうまく、それなりの平準化する、また連帯責任という面があることと、組同士あるいは組の中での競争、見栄を張るとか、忠誠心の競争が起って工事も早くなるし、いい工事もできるという面を持っています。

【大坂城石垣の10年間での変化】

徳川期大坂城の10年でどれほど石垣が変わったのかということ、スライドを見ながら実感していただきたいと思います。これは前田家が担当した青屋口の石垣です。石垣の特徴を見るときには、角の部分の算木積みの石の加工度や石の長さなど角部の要素と、築石部の石の加工度や布積みの横目地の通り方、揃い方などで、石垣技術の変化を見ていくのが分かりやすいです。元和年間の特徴というのは算木積みの石が直方体状になってくる、築石部では石形が不揃いで乱積みみたいに波打っている。こういうのが前田家の特徴の一つです。

これは寛永元年ぐらいの第2期工事の石垣で、石の形がだいぶ揃ってきて布積みの傾向がはっきりしてきます。算木積みの角の石も比較のお尻の長い、角脇石の位置よりもお尻が長い石が目立つようになってきます。寛永元年の築石を見ると、隙間に縦型の楔状の石が結構使われています。これが寛永年間以降の積みの特徴です。このように三角形の詰石をする場合もあります。詰石が前田家の丁場でも入ってきます。

これは第3期工事の玉造口のところですが、この段階では石形が揃って四角形っぽい石で、布積みの横目地が通るようになってきます。



元和6年



寛永元年



寛永5年

このように僅か10年で、すぐ分かるぐらい石垣の技術が変わってきます。これは比較研究の中でみなさんが各藩の変化を追跡していますが、変化をリードする藩があるとはいえ、ある程度共通した方向性と言えます。

【青屋口事件】

元和6年に青屋口事件という出来事がありました。前田家の担当丁場に、現場の総監督をしていた藤堂高虎からイチャモンがつき、「北国衆がやるのは心もとないで、丁場を差し出しなさい。私がやる」ということを言いました。それに対して「これは幕府から預ったものなので、そういうことはできない」と抵抗したようです。藤堂高虎は築城の名手と呼ばれた大名ですが、北国衆という言い方で、前田家とははっきり言っていませんが、「石かきあまりの御巧者にて無御座候…」ということで、前田をはじめとする北国衆は石垣造りがうまくないということも、露骨に何度も言っています。それに対して藩の責任者として家老であった本多と横山が弁明し、事なきを得たという記録が藩側の史料に出てきます。金沢の史料では、工事が完了したのに積み替えろというクレームがついて、「それはできない。そういうことをいうのなら、私達が腹を切ってから現場を見てくれ」と嘆息を切ったことなきを得たという顛末になっています。同じことを指しているのか、竣工後にもそういうことがあったのか、検証できませんが、この工事の時に大きなトラブルがあったことだけは確かです。

また、後藤家文書では同じ元和6年のときに、普請小屋から出火して、当時の組頭が責任をとって焼身自殺をし、それを利常が不憫に思ってその組頭の子どもを召抱えたという逸話が書かれています。事実かどうか分かりません。あるいは、加賀藩が抱えた戸波清兵衛という穴生が不調法により、それ以降、加賀藩では召抱えられなくなったという話も残されています。これはどうも怪しいと北垣所長が『石垣普請』の中で述べられています。

この青屋口は落雷による弾薬庫の爆発で石垣が破損し、現在は万治3年に修理されたものが残っています。

この青屋口は落雷による弾薬庫の爆発で石垣が破損し、現在は万治3年に修理されたものが残っています。

【青屋口の地盤】

青屋口というのは、元々地盤の悪いところですが。大坂城というのは上町台地、つまり積積台地の先端で、昔の淀川と奈良盆地から来る大和川、平野川という、水が集まってくる突端に造られています。そういう軟弱地盤のところであって、秀吉時代から石垣があったのですが、大坂冬の陣の後に埋められて、夏の陣の間までに掘り返されたという話もありますが、そういう場所に元和6年に新たに石垣を造ることになったということです。

【普請現場の実態】

普請現場の実態ということで幾つかの石垣を見ていきます。これは土佐の山内家の丁場です。左側の方に松江の堀尾家や山口の毛利家の石垣が隣接する



場所です。ここが寛永元年に孕んで寛永2年に修理したところです。このすぐ脇は元和6年暮れに崩れて、7年に修理したところです。先ほど、長屋さんから山内家の丁場が崩れたのは横にあった堀尾家の丁場が崩れて、その影響を受けて崩れたのだと聞きました。土佐藩の記録の中にはそういう形で出てくるそうです。こういう地盤の悪いところでは石垣工事が難しかったようです。

さらに北のほうへ行くと北国衆の現場になります。ここが越前松平家の丁場です。ここも元和6年に既に崩れて、7年に部分修理したのですが、寛永2年、第2期工事の直後に別の藩が修理しています。ですから元和期の積み方ではなくて、寛永期の積み方になっています。

元和期の石垣の特徴として、各藩の技術に多様性があるという点が指摘できます。これを見ても角石の置き方であるとか、勾配がかなり違います。

この隅角部には丹後の京極家と若狭の京極家、伊賀神戸の一柳家の刻印が交互に刻まれています。丁場割図では細かく割り振られていますが、実際はそのように工事はしていないようです。丁場割図では、2間、3間といった非常に細かい割り付けもみられますが、必ずしもすべてがそういうふうに分けて施工したのではなくて、ある程度、同じ組の中で一体施工したとみえる場所があります。

天下普請は各大名家が集まって施工するのですが、領国の城の石垣と天下普請の城の石垣で違いがあるという例がいくつかあります。熊本の加藤家などは非常に保守的な独特の技術を持っていますが、天下普請の城では何らかの規制があるのか、それなりに角石なども切石を使って周りに合わせているように見えます。多様性がこういうかたちである程度標準化されていくのかもしれませんが、大坂城の普請の中では、寛永期の第2期工事までは技術の多様性が顕著だったのですが、最後の第3期工事になると南外堀の石垣を見て分かるように、勾配や積み方もよく揃ってきます。

前田家は大阪城では一番たくさん石垣工事をやったのですが、晴れがましい場所での仕事はありませんでした。しかし、後につながる要素として注目しておきたいのは、山里曲輪・門の工事の中で切石積み石垣を造ったということです。



ここは秀吉時代に庭園空間と位置づけられた曲輪です。そういうデザイン性が求められる場の石垣を担当し、その後江戸城の天守台でも切石積みきりいしづみの石垣をやります。前田家は天下普請てんかふしぎで石高に応じて最大規模の仕事をしたわけですが、現実的には当時の評価からすると輝かしい足跡を残したとは言えないように感じられます。しかし、その技術の蓄積の中で切石積み石垣の技術を育んだことはひょっとしたら大きな財産になったのかも知れません。

【天下普請と金沢城石垣】

寛文期以前の天下普請では、前田家は西国大名の先進的な技術を後追いつけるような変化を示します。17世紀の半ば頃、江戸城普請というものを最後に、石垣の天下普請は終わりを告げます。ちょうどその頃、金沢のお城の中で、天下普請の様式の中から生まれてこないような新しい石垣が誕生してきます。色紙短冊しやくしたんぱふ積みづみに代表されるような玉泉院丸庭園の借景石垣、ほかにも金沢城でしかみられないような石垣がいくつかあります。これらは散々勤め上げた天下普請での石垣技術を基礎として、金沢の技術者集団と新しい様式デザイナーが会うことで実現したと考えられます。その背景には、五代藩主綱紀のときに、荒れた城を再整備するためにたくさんの石垣工事が必要となったこと、それに伴う穴生などの石垣技術者や普請組織の整備、学問や庭園・お茶の世界を振興するために多くの知識人・技術者を金沢に招いた、というような加賀藩の政治・文化政策があったのです。天下普請が終わる頃、多くおほくの藩では石垣技術が停滞、衰退していきます。しかし、金沢では金沢城らしい新たな石垣様式と技術が開花・発展を遂げ、その遺産が今に伝えられてきたのです。

皆さんもこれから天下普請で造られた大坂城や名古屋城などに行ったら、いろいろな本に紹介されている普請丁場割図ふしぎぢやうわりずを持って、前田家や他藩の武将を偲しのびながら石垣を見ていただくと、また違った石垣の楽しみ方が味わえるのではないかと思います。

ご清聴有り難うございました。

大坂城での前田家

- ・普請役高では最大の仕事量 15～18%
- ・請れがましい場所での仕事はない
 - 元和6年、寛永元年とむこ堀の手、低い石垣
 - ・「元和6年築」と
 - 寛永5年の隅角は1ヶ所(見せ場ではない)
 - 青屋口vs大手口・京橋口・玉造口・桜門・南外堀
- ・山里曲輪・京橋口・玉造口で切石積み石垣



よろしくお願いたします。

皆さんのお手元にあるパンフレット「シンポジウム 天下普請にみる石垣技術」の7頁をご覧ください。その中に私のまとめたものが7～10頁に載っております。何分にも全て書けなかったものですから、パワーポイントにまとめてきましたので、それを見ながら説明していきたいと思っております。

【天下普請という呼称について】

本日、「公儀普請(天下普請)における諸大名の石材調達と石垣構築技術」というタイトルでご報告いたします。

まず、天下普請という呼称についてですが、一般には天下普請という言い方が定着していますが、文献史料を見ますと「公儀普請」という言葉のほうが正しいと言えると思います。同時代史料、特に大坂城普請ですと、元和期、寛永期の史料を見ますと、「公儀御普請」という用例が多いわけです。天下普請という表記は近世の一次史料では見られないということでございます。そこで、この報告では「公儀普請」という言葉を使わせてもらいたいと思います。

公儀普請についての史料での表記ですが、例えば、膨大な細川家の史料でこの公儀普請の用例を見ると、「公儀之御普請」、あるいは「公儀御普請」といった事例があります。細川家史料に限らず、当時の京極忠高の書状などにも「公儀御普請」とあり、公儀による普請といった意味での使われ方をしております。

【公儀普請とは何か】

公儀普請とは何かということをご説明いたしますと、江戸幕府が主導した巨大プロジェクトと考えると分かり易いと思います。今でいうと大規模公共工事、そういったものであります。幕府がお城を造るといって大規模な公共工事をする、そういった理解でいいと思います。

それでは、その大規模公共工事にどういうノウハウを投入したかということですが、まずは諸大名を動員することです。これは先ほどの北野博司先生のお話にもありましたが、幕府が諸大名に普請役を賦課して、諸大名を動員します。諸大名が何をするかということですが、ヒト・モノ・カネ・スキルと示しましたが、まずヒトという点で



天下普請という呼称について

- 史料用語としては「公儀普請」が正しい
- 同時代史料(同時代に大名が免給した史料)、つまり、一次史料では「公儀御普請」という用例が多い
- 天下普請という表記は近世初期の一次史料には見られない

公儀普請とは何か

- 公儀普請とは、幕府主導の巨大プロジェクト(大規模公共工事)である
- 諸大名を動員して、ヒト(諸大名が国許から普請衆を送り込む、または日用を雇う)・モノ(石材を調達して普請現場に搬送)・カネ(諸大名が多大な資金を投入)・スキル(石垣構築技術を持った匠生が技術指導)が集中的に投入された

いうと、諸大名が国許から普請衆を送り込みます。実際に普請に携わる人数を送り込みますが、足りなかったときは江戸・大坂などの都市部である場合は、日用を雇うということをしております。モノとは、石材を調達することです。これも大名にとって重要な仕事です。例えば、大坂城だと瀬戸内海の小豆島などから舟で石材を運んで、それを普請現場に搬送するという事です。石材の調達は当然お金がないとできませんので、多大な資金を投入するわけです。それからスキルですね。今日のテーマと関連しますが、石垣普請では石垣構築技術を持った穴生といわれる専門の技術者集団が指導していました。

こういうふうにはヒト・モノ・カネ・スキルが集中的に投入された、それが公共工事である公儀普請と理解していただきたいと思います。これは逆にいうと、幕府の独力では大坂城のような大きな城はできないので、諸大名を動員したと考えることもできます。

この公儀普請でどういった大名が活躍するかというと、特に西国の大きな大名、先ほどの北野先生のお話ですと、加藤清正の息子の加藤忠広ですとか、田中忠政のような大規模な西国大名がその石垣普請のスキルを投入し、公儀普請に参加していたのです。

現代の言葉で言いますと、複数の大手ゼネコン、例えば、鹿島建設とか清水建設などの力も技術もある大手のゼネコンと一緒に一つの工事を行う、ジョイントベンチャー（JV）と言いますか、共同企業体と似たような形だと理解すると分かり易いと思います。

公儀普請で重要な役割を果たした人物の一人として、伊勢藩藩主の藤堂高虎がいます。築城の名手として公儀普請で活躍した外様大名です。これまでの藤堂高虎の人物評価は、世渡りのうまい外様大名という歴史小説的な理解が先行していましたが、公儀普請における藤堂高虎の役割を考えると、家康の駿府政権における築城担当のプレーンであったと考えられます。そういう位置づけのほうが分かり易いと思います。

【加賀藩の大坂城普請における石垣構築の技術的トラブル】

先ほどの北野先生のお話にもありましたが、元和期の大坂城普請における加賀藩のお話です。加賀藩にとってはあまり名譽な話ではないのですが、加賀藩が大坂城普請に関与した時に技術的なトラブルがあったという話です。その時、加賀藩は青屋口の石垣を担当しました。

藤堂高虎の書状を見ると事細かに出てきます。具体的にどういふ話かという、元和6年、第1期の大坂城普請ですが、3月1日に鉄始めが行われ、土

公儀普請とは何か

- 複数の大名(特に石垣普請のスキルを持つ西国の大名)が公儀普請に参加
- ↓
- 現代で言えば大規模公共工事において、複数の大手ゼネコン(鹿島建設、清水建設など)が一緒になって一つの工事をこなすJV(ジョイントベンチャー) (= 共同企業体) に似たようなもの

公儀普請とは何か

- 築城の名手として藤堂高虎(1656~1630)は有名→伊勢・伊賀23万石余の大名
- 近世初期の公儀普請に深く関与した外様大名
- ここまでは世渡りのうまい外様大名という評価(歴史小説的理解)が先行

公儀普請とは何か

- 藤堂高虎は城普請関係のスキル(技量)に精通している→公儀普請の現場に赴いて直接関与した(陣山城普請、大坂城普請など)
- 家康の奥府政權(駿府政權)における築城担当(公儀普請担当)のプレーン(顧問的存在)であったと考えべき

木工事がスタートしました。その2日後、3月3日付で藤堂高虎が書状に書いている内容ですが、北国衆、これは加賀前田家を指すのだらうと思いますが、北国衆が担当した東側の青屋口の丁場で根石の地形を見たところ、心配するような状況ではないが、青屋口で気がかりなところは豊臣時代の根石が残っていることだ、と書いています。その後の意味がよく分からないのですが、そのうえ石垣の高さは皆々がいうよりは低いということを書いています。

このような内容の書状を藤堂高虎が銀始めの2日後、3月3日付で幕府年寄宛に出しています。藤堂高虎が幕閣に対して工事の報告をしているという内容です。こういう書状が続きまして、どうも藤堂高虎が北国衆と掛け合っただけから高虎には渡せないかと北国衆のほうで返答したらしく、是非とも北国衆に命じて欲しいと述べたとあります。北国衆は高虎に対して丁場を渡すことを拒否したということでした。

3月6日付の書状には、大坂城の鷺池青屋口の「地心」が悪い、これは地盤が悪いということだと思いますが、「地心」が悪いところは60間あり、そこは北国衆の丁場にあるということも書いてあります。60間というのは後でポイントになってくるのですが、そういうところを北国衆（加賀前田家）が担当しているということを書いてあります。

ところが、担当しているのはいいのだが、北国衆はあまり石垣の「御巧者」ではない。つまり石垣普請が得意ではない点を藤堂高虎は心配している、とはっきり書いてあります。

また、藤堂高虎が「地心」が悪い60間分の石垣の担当分を受取って、堀の水を落とし、(豊臣時代)の根石を見届け、穴生または功者の者たちと相談したい、つまり石垣普請に精通したエキスパートの者たちと高虎が相談したい、と書いてあります。その結果、前田家は除外されて蚊帳の外に置かれるということですが、高虎は是非とも対策を突き止めたいと思い前田家に申し渡した、と書いてあり、かなり強力な権限で関与しているということが分かります。

「悪所」、つまり地盤が悪いところだと思いますが、気がかりなところを「無功成衆」、つま

加賀藩の大坂城普請における石垣構築の技術的トラブル

- 元和6年の大坂城普請(3月3日付藤堂高虎書状)※以下の藤堂高虎書状は「元和六年某紙」所収
- ① 元和6年3月朔日に開始めがおこなわれた。
- ② 藤堂高虎が北国衆(=加賀前田家)が担当した、東側の青屋口について、根石の地形を見たところ、心配するような状況ではないが、青屋口で気がかりなところは昔の根石(=豊臣時代の大坂城の根石)が残っており、そのうえ(堂臣時代の?)石垣の高さは皆々が言うよりは低い

加賀藩の大坂城普請における石垣構築の技術的トラブル

- 元和6年の3月5日付藤堂高虎書状(公儀普請奉行5名宛)
- 北国衆(=加賀前田家)は、このところが(自分たちが)受け取った丁場であり、藤堂高虎に渡すことはできないので是非とも(自分たちに)命じてほしいと述べた

加賀藩の大坂城普請における石垣構築の技術的トラブル

- 元和6年の3月6日付藤堂高虎書状(老中4名宛)
- ① 大坂城の鷺池(さぎいけ)青屋口の「地心」が悪いところは60間(=約109m)あり、このところは北国衆(=加賀前田家)の丁場の内にある

加賀藩の大坂城普請における石垣構築の技術的トラブル

- ② しかし、(北国衆)はあまり石垣の「御巧者」ではないので、特に(藤堂高虎)は心配している
- ③ 藤堂高虎がこの「地心」が悪い60間の分を受け取り、(堀の水を)落とし(豊臣時代の)根石を見届け、「穴生又ハ功者の者共」と相談して、是非とも(対策を)つきとめたいと思い(そのことを)北国衆へ申し渡した

り北国衆に渡して、その後石垣が崩れた場合どうするかという点を心配し、普請の邪魔だと、そこまですべて言っています。高虎の謙遜かもしれませんが、自分(=高虎)が担当してもどうなるか分からないが、北国衆が担当するよりはいい、自分がやるほうがましだ、と書いています。それ以外に高石垣のことも書いていて、逐一、藤堂高虎が幕閣に報告しているということです。

こうした一連の経過を見ると、大坂城青屋口の「地心」が悪いところ60間を、石垣技術が未熟な北国衆が担当していることを、高虎が心配していることが分かります。藤堂高虎自身が豊臣時代の根石を見届けて穴生と相談して対策を講じたい、としています。つまり、北国衆(加賀前田家)の技術が未熟で、藤堂高虎が直接自分で出向いて自分の目で見て対策を講じたいと言っているということが分かります。

時期的には、まだ鍛冶めの直後という早期の段階であり、高虎は豊臣時代の根石を見届けたので、石垣を高く築く前に、今のうちにやっておかなければいけない、と考えていたと思います。

藤堂高虎の北国衆(加賀前田家)に対する石垣技術の評価は低く、文面には「無効成衆」という言い方をしています。加賀藩の石垣技術に対する高虎の評価は、あくまでも元和6年の時点ですが、正しい評価か否か、高虎の独断なのか偏見なのかは別にして、元和期における諸大名が持つ石垣構築技術の技術差とも関係します。つまり、元和期における諸大名の技術格差をみる一つの事例であると言えます。

この史料中における北国衆とは、具体的にどの大名を指すのが問題だと思います。先ほどから加賀前田家と言っておりますが、北野先生のお話にもありましたように、大坂城の普請丁場割図を見ると、青屋口の外枳形には「越前宰相」(越前福井藩主・松平忠直)と記され、39間5尺と書かれています。その枳形石と向かいの青屋口の石垣は、「松平筑前守」(前田利常)が担当したと記されています。

前田利常は大坂城普請丁場割図によると、青屋口を直線距離で67間担当していることが分かります。

そうなりますと、先ほどの藤堂高虎の書状にあったように、青屋口の「地心」が悪い60間の分というのは、直線距離と考えると、ちょうど一致します。ですから、「地心」が悪い60間分を

加賀藩の大坂城普請における石垣構築の技術的トラブル

- 「悪所」で気がかりなところを「無効成衆」(北国衆のことを指す)へ渡して、以後、石垣が崩じた場合どうするか→普請の邪魔(になる)
- もちろん、藤堂高虎が担当しても「地心」が悪いところなので、どうなるかわからない(しかし)北国衆がするよりはよい
- 高石垣もそれぞれ割り付けのごく用意した

加賀藩の大坂城普請における石垣構築の技術的トラブル

- この経過のポイント
- 大坂城青屋口の「地心」が悪いところ60間を石垣技術が未熟な北国衆(=加賀前田家)が担当していることを心配した藤堂高虎が豊臣時代の根石を見届けて穴生などと相談して対策を講じたい、としている

加賀藩の大坂城普請における石垣構築の技術的トラブル

- 加賀藩の石垣技術に対する高虎のこの評価(元和6年の時点)
→正しい評価か否かは別にして、元和期における諸大名が持つ石垣構築技術の技術差とも関係する

加賀藩の大坂城普請における石垣構築の技術的トラブル

- 「松平筑前守」(=前田利常)は、大坂城の普請丁場割図によると、青屋口を直線距離で67間担当している。よって、青屋口の「地心」が悪い60間の分、というのは、これが直線距離だとすると、北国衆=前田利常ということになる。

担当した北国衆というのは、前田利常ではないかということがこの点から分かるわけです。

ただし、それで決まりかというところでもない部分があって、高虎の書状には「各石かきあまりの御巧者にて無御座候」と書かれています。この「各」というところが問題で、「各」というのは複数の大名家を指していると考えられますので、前田利常だけかというところでもない気がします。それ以外に松平忠直などが含まれてくるのではないかと考えられます。つまり、利常が編成している第五組に所属した他の大名も含めている可能性も考えられます。加賀前田家だけの問題ではないようなところもあるかもしれないということです。

毛利家の「大坂築城地口坪割図」には、青屋口のところに「松平筑前守(前田利常)」と書かれています。

こういった話と別に『大阪編年史』第4巻(大阪市立中央図書館市史編集室編集・発行、1968年)という史料集がありますが、ここに「前田金沢系譜」という編纂史料が収録されています。ここにも前田家をめぐるトラブルが書かれています。話の内容は、元和6年の大坂城普請において、普請が終わり、諸大名の普請衆が帰国しようとしているとき、「幕府ノ吏」が、前田家の築いた石垣に彫れたところがあるのを指して、本多政重・横山長知の加賀藩年寄に対し、「宜しく改メ築クヘシ」と言ったとあります。つまり、もう一回築き直してくれ、というクレームをつけてきたということです。

これに対して加賀藩の年寄が何を言ったかというところ、諸大名の普請衆が帰るときに、うちだけ残るのか、これは主君の恥になる。そうなるくらいなら自分たちは死んで、「其不敏ヲ謝セン」と願ったのです。このように強い態度で出たものですから、石垣の築き直しはなくなったようです。利常はこの事を聞いて褒めたというお話があります。

この話と先ほどの藤堂高虎のクレームの話とどう違うのかと考えると、まず時期が違う。藤堂高虎がクレームをつけたのは普請が開始された直後の元和6年3月の話で、「前田金沢系譜」に出てくる話は普請終了後の話で元和6年9月から10月ぐらいですので、時期が違います。

場所の違いですが、藤堂高虎がクレームをつけた

加賀藩の大坂城普請における石垣構築の技術的トラブル

- ただし、元和6年の3月6日付藤堂高虎書状には「各石かきあまりの御巧者にて無御座候(大再-97頁)とあり、「各」(=おのゝ)としているので、複数の大名家を指すと考えられ、北国衆とは前田利常以外に松平忠直(越前藩井海士)など、第五組に所属した他大名も含めて指している可能性も考えられる

加賀藩の大坂城普請における石垣構築の技術的トラブル

- 「宜しく改メ築クヘシ」と書かれた、つまり、もう一度、築き直して(つぎな直し)をするように指示された。
- これに対して、横山長知は、諸大名の普請衆が帰、役を終えて(帰る時)、前田家だけが残るのは、「意ノ難(はずかしめ)」(=前田利常の恥)なので、横山長知と本多政重が死んで「其不敏ヲ謝セン」と願った。このため石垣の築き直しはなくなった。前田利常は、このことを聞いて褒めた。

加賀藩の大坂城普請における石垣構築の技術的トラブル

- 「前田金沢系譜」(『大阪編年史』14巻、483頁)
- 元和6年の大坂城普請において、普請が終わり、諸大名の普請衆が帰国しようとしている時、「幕府ノ吏」が、前田家が築いたところの石垣に「疵所」(ふくれたところ)があるのを指して、本多政重・横山長知(ながちか)(加賀藩年寄)に対して、次のように言った。

加賀藩の大坂城普請における石垣構築の技術的トラブル

- 「元和六年家紙」と「前田金沢家譜」との違い
- 【時期の違い】
- 「元和六年家紙」→元和6年3月(普請開始直後)
- 「前田金沢家譜」→元和6年の普請終了後(元和6年9月～10月頃か?)

ところは青屋口であるということがはっきり書かれていますが、「前田金沢系譜」の方は場所がはっきり書かれていません。

問題点の違いとしては、藤堂高虎がクレームをつけたのは、大坂城青屋口の「地心」が悪いところ60間を石垣技術が未熟な北国衆が担当していることが問題であって、高虎が現場に向きクレームをつけて直接介入しました。

ところが「前田金沢系譜」の場合は、石垣が完成した後に石垣が膨らんでいる事が問題だとしています。そして加賀藩の年寄が強い態度に出て拒否をして事なきを得たということですので、問題点が違います。

藤堂高虎の話が一次史料なので信憑性は高いと思いますが、「前田金沢系譜」は編纂史料ですので、内容に検討が必要ではないかと思います。そしてこの二つの話は別々の問題ではないか、あるいは元和6年の3月の藤堂高虎のクレームが形を違えて伝わったのか、という感じもいたします。まだよく分かりません。

【細川家で石材産出の計算式】

お話を少し変えて、皆さんお手元のパンフレット9ページの回をご覧ください。何が言いたいかという、細川家では石材を産出する際に計算式を作っていたということです。

具体的に『細川家史料』第18巻(東京大学出版会、2002年)に出てきますが、寛永11年、肥後熊本藩主・細川忠利は寛永13年の江戸城普請の準備として石を割る者360人を伊豆へ遣わした。このうち石切が60人、1人1日3個ずつ石ができるとして、1日180個の石ができると計算していました。そして、寛永12年の正月のうちに20日分で3,600個の石ができるという計算式をたてていました。つまり60人で3個、1日180個、20日働いたら3,600個だという石材の産出の計算式を出していました。

これはどういうことかという、細川家はそれまでたくさんの石垣普請を経験していますので、寛永13年頃になると経験値を元に、石材産出の段階から非常に習熟していたということが分かります。こういったことが準備段階からできる、それぐらい西国大名のレベルの高さを示しているのではないかと思います。

加賀藩の大坂城普請における石垣構築の技術的トラブル

- 【問題点の違い】
- 「元和六年家紙」→大坂城青屋口の「地心」が悪いところ60間を石垣技術が未熟な北国衆(=加賀前田家)が担当していることが問題→藤堂高虎がクレームをつけて直接介入した

加賀藩の大坂城普請における石垣構築の技術的トラブル

- 「前田金沢系譜」→完成した前田家担当の石垣が孕んでいることが問題→専吏が指摘して着き直し(つきなおし)を要求した→現場の最高責任者である加賀藩年寄2人は拒否→着き直しはされなかった

細川家で石材産出の計算式

- 寛永11年、細川忠利(肥後熊本藩主)は、同13年の江戸城普請の準備として、石を割る者360人を伊豆へ遣わした。
- このうち石切は60人なので、1人1日に3つずつ石が出来るとして、1日180個の石が出来る、と計算した。
- そして、寛永12年の正月のうちに20日分で3600個の石が出来る、と計算した。

細川家で石材産出の計算式

- つまり、60人×3個=180個(1日)
→180個×20日=3600個(20日)
という計算式で伊豆での石材産出量を推計した。
- 細川家がそれまでの経験値をもとに、石材産出の段階から、非常に習熟していたことを示す→西国大名のレベルの高さを示す

右衛門とか、広島藩だと鶴山次郎兵衛某といった名前が出てきます。面白いのが広島藩の明治期の史料で、幕末の頃の職制を解説した史料の「御役之章程」に「穴生」という語の横に「アノー」とわざわざフリガナを付けています。どういう職掌かという、「御普請方へ出頭シテ人夫等ヲ引受、御普請場所ニ罷越、職人等ノ差因ヲ為ス」ということが書かれています。要するに、土木工事の現場監督みたいな書き方をしています。

このように幕末の頃になると、穴生の職務内容が石垣構築の専門職とは記載されていないのです。また、幕末になると「穴生」の読み方もどうも分からなくなっていた、ということなのでしょう。そういった時代的な変遷が分かります。

面白いのは、今から100年ぐらい前、大正3年(1914)の東大の歴史関係の学術雑誌である『史学雑誌』に「穴太役考」という論文が載っています。この内容は「穴太役というのはいかなる職掌であるか一向にわからない」と問題提起していろいろと書いてあります。要するに、大正時代には歴史学者でも穴太とは何かよく分かっていなかったということです。

先ほどの事例とあわせると、明治時代から大正時代にかけては穴太について、藩の関係者でも歴史学者でもよく分かっていなかったのではないかと思います。

【大坂城普請における加賀藩の石材調達】

加賀藩関係の話で大坂城の話に戻りますが、加賀藩は大坂城普請で石材調達をどのようにしたのか、という点です。史料を見ていきますと、前田利常が普請の用意について、大坂の有力町人である安井九兵衛に頼んでいるということがよく出てきます。具体的な数が出てくるところを見ますと、「当年あつらえた石3,000余りが大坂へ届いた。残りの石も異儀無く大坂へ着くように馳走を頼む」と書いてあります。馳走を頼む、というのは、尽力してくれ、という意味です。ですから、加賀藩として石を3,000個以上大坂城普請に使ったということが史料から明確に分かるのです。

このように加賀藩が大坂城普請の石の調達を安井九兵衛に頼んでいる。そして、家臣を安井九兵衛のところへ遣わすので指南を頼む、と書いてある。石

穴太(穴生)

- 今から95年前の大正3年(1914)の『史学雑誌』26巻1号の論文である沼田碩輔「穴太役考」→穴太役は「如何なる職掌であるか一向にわからない」と問題提起して考察されたもの→「穴太の手筋の考」と記している→この場合の手筋とは「技量」の意味か?
- つまり、大正3年の時点では、歴史学者でも穴太の意味が全くわからなかった、ということになる

大坂城普請における加賀藩の石材調達

- 元和9年?の10月29日付安井九兵衛宛の横山長知(よこやまながちか、加賀藩家臣)書状(大再-144頁)
- 先年(=元和6年か?)の大坂城普請の時分よりいろいろと(安井九兵衛)馳走(=尽力)した
- 某年(=寛永元年か?)の(大坂城)普請についても(安井九兵衛)馳走を依頼

大坂城普請における加賀藩の石材調達

- それにつき、当年(=元和9年か?)あつらえた石3000余が大坂へ届いた
- 残りの石も異儀無く(大坂へ)着くように(安井九兵衛)馳走を頼む
- 「中越之石(意味不明、越前や越中の石という意味か?)も「運出来(運が完成したという意味か? 運は運び出したという意味か?)したので、ほかどっている

大坂城普請における加賀藩の石材調達

- 「某元(=大坂)での普請の準備について藩田下總守(加賀藩家臣)を遣わすので、万事相談して、(安井九兵衛)に肝煎(=世話)を頼む

の準備は複数の年に渡っているようだという事も分かります。それだけではなくて、残った石の売却も安井九兵衛に頼んだりしています。

繰り返しになりますが、前述の大坂へ届いた石 3,000 個余りと、それ以外に残りの石も大坂に届く予定であることが分かります。ですから加賀藩が大坂城普請に調達した石が 3,000 個以上だったということが分かります。ただし、どこから石を運んできたかということはここには書いてありません。このように、加賀藩が大坂の有力町人（安井九兵衛）に依頼して、大坂城普請の石を調達したことが分かります。

こういった大坂の町人を使った石の調達は加賀藩だけのことでなく、徳島藩などもやっていたということが史料から確認されています。ですから、安井九兵衛は、いろいろな藩の石の調達を請け負っていたということも分かります。それから「安井系譜」の記載を見ると、元和 6 年の大坂城普請において、城外の玉造、あるいは鳴野近辺で空き地 43,000 坪を北国石の運送の揚場（石揚場）にしたとあります。これも安井家が尽力しているのです。鳴野というのは大坂城の東北側、玉造というのは南側に位置しております。ここに加賀前田家が石を運んできて、石置場にしたのです。43,000 坪の広さとは、現在の東京ドームが 3 つ入るくらいの広さで、それぐらい広大な敷地に石をたくさん持ってきたということが分かります。

後はパネルディスカッションで補足したいと思います。有り難うございました。

大坂城普請における加賀藩の 石材調達

- 「安井系譜」の記載（『大日本史料』第 12 編の 33、元和 6 年正月 23 日条）
- 元和 6 年の大坂城普請において、大坂城外の玉造（たまつくり、現大阪市中央区玉造）・鳴野（しぎの、現大阪市城東区鳴野西など）近辺にて、空き地 4 万 3000 坪（豊臣家から賜って安井九兵衛が領所（＝管理地）にした）に北国石の運送の揚場（あげば＝石上場）にした→安井九兵衛が貢献した

大坂城普請における加賀藩の 石材調達

- 鳴野（しぎの）→大坂城外の東北側に位置する
- 玉造（たまつくり）→大坂城外の南側に位置する
- こうした場所を運送してきた北国石の石上場（いしあげば）にした
- 加賀藩では大坂城普請に北国石を大坂へ運送したことがわかる
- 大坂での加賀藩の石上場の確保には安井九兵衛の貢献が必要だった

【報告】『九州における近世城郭石垣について—筑前黒田家の石垣普請—』

佐賀県教育庁社会教育・文化財課主査 市川 浩文

佐賀県社会教育・文化財課の市川と申します。佐賀県に唐津というところがございます、そこに国の特別史跡「肥前名護屋城跡並びに陣跡」という遺跡がございます。いわゆる豊臣秀吉の朝鮮出兵にともなって造られた居城ですが、そこに併設されております「名護屋城博物館」というところで、石垣修理をはじめとした遺跡整備を少し担当し、その縁でこの比較研究事業に参加のお声を掛けていただいて、本日、石川県民の皆様にご報告をさせていただくという機会をいただきました。今日は、できるだけ写真や図を使いながら、皆様には普段見慣れている金沢城の石垣とどんなところが違うのだろうかというのを見ていただきながら、聞いていただければと思っております。



【九州における近世城郭石垣の変遷】

今日、私がお話するのは「九州における近世城郭石垣について」ということで、その中でも筑前黒田家の石垣普請ということでお話をさせていただきます。黒田家と言いますと、黒田孝高〔如水〕、皆様は黒田官兵衛という名前のほうがご存知だと思いますが、秀吉の軍師としても著名でして、城づくりの名手とも言われております。黒田孝高と、その息子の黒田長政、すなわち、黒田藩 52 万石の初代藩主ですが、その 2 人が関わったお城の城づくりを見ていき、前田家の城づくりと比較できるようなものを見ていただこうと思っております。

と言いましても、いきなり黒田家の話をしても分かりづらいかと思しますので、まず、簡単に九州における近世城郭石垣の変遷について概略をお話します。

九州において城郭石垣が導入されていった契機というのは、まず、豊臣秀吉の九州平定、いわゆる薩摩の島津との戦いなのですが、それを平定した後に、秀吉が初めて石垣だけで造った城郭というのを九州の要所に配置します。そのお城を造ったのが黒田孝高や小西行長、加藤清正といった、秀吉の子飼いの大名たちです。その彼らに各地の要所を押さえさせたということです。

小倉城とありますが、これは今の細川家の小倉城の下に古い石垣が出てきております。こういった石垣がその時期の小倉城だと思われま。それから八代の麦島城がありますが、これは小西行長が造ったものです。こういった石垣が発掘調査で見つかってきております。

次の契機となったのが、先ほどお話ししました肥前名護屋城、いわゆる朝鮮出兵にともなう築城です。朝鮮出兵は文禄・慶長の役とも言います。これにと



※小倉城写真は北九州市芸術文化振興財団
埋蔵文化財調査室 提供

もなつて肥前名護屋城、それから朝鮮半島の前線基地として倭城という日本式のお城を造ります。あるいは渡海するルート上に秀吉が朝鮮に渡っていくときの、実際は行っていませんが、行くときの基地として宍岐・対馬にも城を造っております。こういった普請に直接関わって、その技術を目の当たりにした九州大名たちが、最新の石垣構築技術を自分の城にも導入していくという動きがございます。まさにこの肥前名護屋城は、天下普請そのものであると言えます。

これが肥前名護屋城の石垣です。自然石で積み立てられておりますが、これとは別に矢で割った石だけで造られた石垣もあるということで、そういったいろいろな技術が、この普請にかかわった大名たちの持つ技術が随所に反映されているという意味でも、天下普請であったと言えるかと思えます。

もう一つ例を挙げますと、これは長崎県宍岐にあります勝本城です。これも秀吉の御座所として造られたのですが、特徴として大きな石を立てております。いわゆる鏡積みと言いますが、こういうのは姫路城の豊臣期の石垣や甲府城、あるいは天正期や文禄期の豊臣家のお城の中ではよく見られる手法です。

1600年に関ヶ原の戦いがありますが、この戦いは東軍の勝利を持って一応の決着は見たのですが、まだ豊臣家は残っておりまして、情勢は極めて不安定でありました。九州でも徳川方、豊臣方それぞれの大名がいるということで、自分の領内をいかにして守るか、そういうことになり腐心したということがあります。政治・経済の中心としての自分の居城を整備する一方で、自分の領地を守るために支城を配置して防備を固めていきました。主に中世のお城を改造して、更に防備能力を高めていったという動きがあります。

関ヶ原の戦い直後ぐらいの九州の主な諸藩ですが、今日お話す福岡藩の黒田、熊本藩の加藤、小倉藩の細川という有力な大名がいて、南には薩摩藩の島津がおります。特に加藤ですが、熊本城を構築しながら、自分の領内の中世以前のお城を改造して支城化し、整備していきました。これは鷹ノ原城ですが、石垣を新たに積んで城郭としての防備能力を高めていくという動きが見られます。ただ大坂夏の陣が終わって一国一城令が出ますと、これも破却されていくこととなります。

更に城づくりの停滞に追い討ちをかけたのが島原の乱です。1637年、廃城されていた原城に一揆軍が立て籠もりまして、このお城を再利用することによって幕府軍が大いに苦戦します。このことを反省した幕府側からは、更に徹底した破却が指示されます。併せて新しいお城の築



※勝本城写真写真は老岐市教育委員会 提供



城、あるいは既存のお城の改修においても厳しい規制が課せられます。このようなことから普請の機会が減っていきまして、寛永以降、石垣構築技術の維持、継承の意識が薄れていくということが見られます。このようなことで、寛文年間以降もいろいろ多彩に展開をしていく金沢城の石垣と大きな違いがあるということです。

付け加えになりますが、そういった動きの中でも、幕末になると外国船の脅威にさらされていく中で、沿岸の防備を強化していきます。ロシアの使節が長崎に来航するとか、フェートン号事件とかの列強からの接近がある中で、沿岸防備の強化ということで台場を設置したり、古い城を壊して新しい城を造ったというケースもあります。特に、長崎の台場とか佐賀の鹿島新城の例があります。ただここで見られる石垣というのは、石橋づくりとか築堤工事など、町土工の技術が多く活用されておりまして、穴生が活躍するような普請場ではなくっていったということです。

これは佐賀県鹿島市の鹿島城です。ご覧になれば分かるかと思いますが、間知積みという石垣です。これは長崎の台場、これも佐賀藩が造ったのですが、ちょっと崩れていることが新聞でも話題になりました。こういった石垣が造られていくという動きが見られます。



【筑前黒田家関連城郭にみられる石垣構築技術の変遷】

さて、そういった九州の流れを見てきたところで、黒田家関連の城郭石垣を見ていきたいと思えます。まず、九州における黒田・加藤・細川家の位置付けをお話したほうがいいのかと思います。当初お話したように、黒田・加藤家というのは秀吉の九州平定にともなって九州に入ってきて、最初の総石垣の城を造るわけですが、その後は肥前名護屋城でこの黒田家と加藤家、そして小西家というのが綱張り造りの中心的役割を果たしたと言われていています。渡海した先では、倭城の築城においてもそれぞれ担当しています。

また、関ヶ原の戦いの後は、福岡藩、熊本藩、小倉藩でいち早く本城の整備に取り掛かっています。それと平行して、江戸城、大坂城、名古屋城などの天下普請にも参加しています。なかでも隅角部、角の部分ですね、それから天守台なども担当しています。慶長期から元和・寛永期にかけては、全国的にも高度な石垣構築技術を保持していたと言えると思えます。

順番に黒田家の石垣を見たいと思えますが、これは天正16年、九州平定後に黒田孝高が造った中津城です。これは算木積みとはなっておりません。左右の控えが短くて、不揃いな石垣が残っております。



もう一つ残っているものとして、こういった石垣があります。鉄門跡石垣と言いますが、ここではかなり大きな石を使っています。ただ、これは古代の山城に神籠石という石積みがありまして、その石積み壊して転用しています。このように石が大きくなっているということで、先ほどの石垣とは違いが見られます。

中津城の黒田家の石垣としては、画面に書いてあるような特徴がありますが、いずれにしても左右の角石の控えも短くて、明確な算木積みにはなっていません。

この後におそらく肥前名護屋城の築城を担当すると思いますが、それと同時に倭城、朝鮮半島に行ってお城を造っております。倭城は今30数カ所残っておりますが、機張(キジャン)倭城を黒田長政が担当しております。

機張倭城は比較的良好に残っておりまして、画面で白く見えるのが石垣で、一番高いところは本丸があるところです。

石垣を少しアップにすると、矢を使った石というのはまだあまり見られてなくて、ほとんどが自然石を使っております。先ほどの中津城と比べてどうかということを見てもみますと、長い、短い、長い、短いということで、算木状に左右に引こうという動きが少し出てきております。こういったことで中津城から技術的に少し進んできたのかという感じがあります。

もう一つこれは天守台のほうですが、この画面で言いますと、この稜線のところが若干反ったような感じになっていまして、それまでは直線的な勾配で、中津城などでは直線的ですが、ここでは僅かにカーブを持つような石垣が見られます。これが中津城と比べて大きな違いだと思われそうです。

これから本城に話を進めていきます。福岡城です。慶長5年に黒田長政が福岡に入りますが、最初は名島城という小早川が造ったお城に入ります。その後、慶長6年から福岡城の築城を開始し、慶長12年、1607年にほぼ完成したと言われております。ただ、明確な一次史料として、その記録は残っていません。

現在の地形と比べてみると、大濠公園というのは福岡城の外堀と連結していたということで



す。本丸に天守台があって、平山城の縄張りになっています。

福岡城で最初に造った石垣は福岡城Ⅰ期としておりますが、ここで使われている石は玄武岩、あるいは礫岩の自然石ばかりで、割石が若干含まれているぐらいです。一つの特徴として、ここも若干の反りが見られます。それも徳川大坂城のようなギュッとした反りではなくて、若干、真ん中より上の方で少し勾配の起きるような、こういった反りが見られるのが特徴です。

それから同じ石垣の下の方で、この左右の控えですが、ここも右・左きちっと引いています。いわゆる算木積みの意識というのがかなり高くなってきているというような状況が見られます。ただ、この特徴としてもう一つ、同じ石垣の上の方では算木積みになっていません。ほとんど控えが同じ長さになっています。下の方では算木積みになっていますが、上では控えが短くて算木状にはならないという特徴があります。

隅角部の下の方と上の方の造りの違い、それから若干勾配が起きる、反りを持つというのがⅠ期石垣の特徴です。

これは福岡城Ⅱ期。Ⅰ期から続けて造っていったと思いますが、Ⅱ期としている石垣では、角の角石、角脇石だけに花崗岩の割石が使われていて、他は自然石の積み方で角だけが違います。各面もちゃんと矢で割った跡が残っています。ここなどは角脇石がしっかり入ってきているということで、算木積みとしては先ほどのⅠ期のものに比べて完成されてきているという状況があります。

これも同じⅡ期ですが、同じように角がほとんど花崗岩になってきています。角脇石には玄武岩が入るところもありますが、しっかり花崗岩が入ってくる場所もあります。そしてここでも真ん中辺りから若干勾配が起きているという特徴があります。

Ⅱ期の石垣に関しては左右の控えが長くなって、明瞭な算木積みになり、角脇石を持つようになる箇所もあるというところが、Ⅰ期との大きな違いと言えます。

これは福岡城Ⅲ期としておりますが、こちらになると一面白っぽい石になっています。ほとんどすべてが花崗岩に変わっていきっております。ここでも若干勾配が起きているような感じが



あります。反りの具合というのはⅠ期・Ⅱ期とあまり変わりませんが、全体的な勾配としては、かなり立ってきているという様子が分かります。隅角部に関しては、しっかりと角石と角脇石を配置するという使い方をしております。その結果、長さが揃ってきています。要するに、角石の終わりと角脇石の終わりがなんとなく揃ってくるので、これを目地と言いますが、境目がはっきり見えてくるという特徴があります。

Ⅲ期のお話をしましたが、福岡城が慶長12年、1607年に大体築城が完了していると考えますと、Ⅲ期の石垣の下限というのが1607年ぐらいだと思います。これと比較する資料として、尾張名古屋城の黒田家の普請丁場があります。お配りしたパンフレットの最後にも尾張名古屋城の写真がありますが、本丸の右側に2番と書いてあります。そこが黒田家の丁場ということになっています。

これも福岡城Ⅲ期の石垣とよく似ておりまして、全て割石で構成されており、角の部分の感じもよく似ております。ここでもこのような感じで、角石の終わりと角脇石の終わりが大体揃ってきて、こういう目地が通っています。福岡城Ⅲ期とちよつと違うところというのは、角の石をかなりノミでたたいておりまして、表面が調整されているという点ですが、基本的構成はよく似ています。

尾張名古屋城の普請が慶長15年ということですので、福岡城Ⅲ期と尾張名古屋城の石垣というのは大体近い時期の構築だと言えると思います。

それから少し間をおきまして、徳川大坂城の普請を担当しております。先ほどお話がありました、ここでは熊本の加藤家の隣の丁場の隅角部を担当しております。ここでも、はっきりと目地が分かれておりまして、そういった特徴というのは尾張名古屋城から継続して持っています。角石も角脇石も切石状になっています。ただ、築石は大体石の形は似ているのですが、大きさが大小様々あって、まだ古い様子を残しています。横から見ても境目がはっきりしているということです。

大坂城Ⅰ期の黒田家の石垣ですが、黒田家は2期、3期も担当しておりまして、それを見ると、角の部分というのはあまり大きな変化はございません。こちらが2期、こちらが3期です



が、3期で角脇石を二つ置くようになるという動きもありますが、それ以外はあまり角の部分の違いはありません。

先ほどもお話がありました、築石部分で3期になると、使われている石の高さが大体揃ってきます。規格材になってきますので、横にずっと目地が通る布積みという積み方になってくるというところは、他の3期の丁場と変化は同じです。

【筑前黒田家の石垣構築技術の特徴】

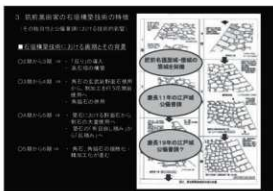
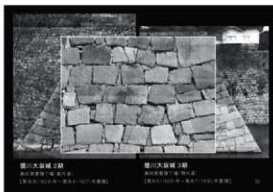
今お話してきました黒田家関連城郭の特徴というのは何か認められるのかということですが、お手元のパンフレット13頁を見ればながらお聞きいただきたいと思います。まず、黒田家が幾つかの公儀普請に参加している中で、おそらく影響を受けたと思われる石垣技術の画期があります。私が今話してきた中で、中津城を1期、機張倭城を2期、福岡城I期を黒田家の3期、福岡城II期を4期、福岡城III期と尾張名古屋城が大体同じだということで5期と扱っております。それから大坂城については6期ということで、それぞれ石垣の特徴からこういうふうに分けております。

2期から3期というのは先ほど申し上げましたが、反りが導入されてきています。石垣は高くなって、高石垣を構築するようになるということも言えると思います。それから3期から4期は、角の部分に矢で割った割加工を使った花崗岩を使う、角脇石を使うというような画期です。4期から5期に関しては、築石部がそれまでの自然石から割石をたくさん使うようになっていくという動きがあると思います。5期から6期に関しては、角脇石の大きさが更に規格化されて切石化していく、精加工化されていくという動きがあると思います。

それぞれの画期について、おそらく2期から3期に関しては、肥前名護屋城、あるいは倭城の築城を契機にしたのだらうというふうに分かれます。実際のところまだ分からないのが3期から4期、4期から5期に関してですが、これについてはまだ合理的な説明ができませんので、おそらく慶長11年、江戸城の公儀普請に参画したことと大きく関連するのではないかと思います。慶長11年の江戸城の公儀普請では黒田家は天守台の築城、石垣普請を担当したということになっておりますが、その天守も現存しておりませんので、詳細は分かりませんが、そういった公儀普請との関連が考えられるのだらうと思います。5期から6期に関しても、おそらくその後行われた江戸城の公儀普請と関連するのではないかと考えております。ただ、これは今後まだ検討していく必要があるかと思えます。

3期からは、顕著に現れてきます反りの導入があります。こういう反りを持つというのは、関ヶ原の戦い直後に各地にお城を造りはじめてからの段階で他に反りを持つのは、九州においては熊本城だけです。これも大きな特徴だらうと思います。

それから慶長後半期から成立していく、隅角部の築石部からの独立化。先ほどから何度も言っております、縦に目地が通る、いわゆる角石・角脇石と築石の境がはっきりしてきて、私は



独立化という言い方をしておりますが、そういった特徴が現れて、技術的な系譜として続くという点があると思います。

では、ほんとうにそう言えるのかということで少し見ていただきたいのですが、これが熊本に加藤清正が造ったといわれております熊本城の犬守守台です。これは見てお分かりだと思いますが、非常に強い反りを持っております。それからこちらにも同時期の角だと思のですが、算木積みどころか、それぞれの角の控えが短いということで、算木積みを採用しておりません。こういう特徴があります。これが福岡城の守台とほぼ同時期だと考えています。

小倉藩の小倉城、細川家が築城したのですが、こちらに関しては勾配が直線的です。反りを持たない。それから左右の控え、角石もある程度左右に引いていまして、算木積みが上の方まで含めて完成しているという違いがあるということです。

先ほどから隅角部の独立化と言っておりますが、これを同時期に施工された尾張名古屋城の公儀普請の石垣と比較してみますと、これが黒田家の丁場と柳河藩の田中家の丁場ですが、この赤い線というのが角石のお尻の方で、黄色い線というのが角脇石と築石部間の線です。この間が狭いほど独立化しています。間が開いているということは、角石が角脇石のお尻よりも長く引かれていることを示しています。田中家はかなり空いていまして、黒田家の丁場に比べて角石の方が長くなっているということです。

同じような比較ですが、高松藩の生駒家と姫路藩の池田家の丁場でも間がかなり空いています。黒田家の丁場とはかなり違いがあるということがわかります。

徳川大坂城ですが、これは細川家の1期の丁場です。見て分かるように大きく角石を引いて、角脇石がここで止まっているということで違いがあります。こちらは同じく加藤家の丁場ですが、これも一目瞭然で、全く角部の造り方が違います。一見すると不揃いと言いますか、長方体にはなっていないのですが、大きな巨石を配置するということが、大坂城1期の熊本・加藤家の特徴として見られます。黒田・加藤・細川という三者の石垣も徳川大坂城でもかな



り違うということが言えると思います。

ちなみに前田家の丁場ですが、左が尾張名古屋城のもの、右が徳川大坂城のものですが、同じようにラインを入れてみますと、割と揃います。角石のお尻と角脇石のお尻が揃うという、隅角部が独立化していくという傾向は、前田家の丁場でも、前田家の石垣構築技術のなかでも一つの特徴と言えるのかと思っております。

【筑前黒田家と公儀普請】

最後にまとめというわけでもないので、筑前黒田家と公儀普請ということで、文献調査の情報を遺構から読み取る試みと題してお話します。私は遺構の調査をしていますが、もう一方の文献班の方も、石垣普請に関わる多くの調査をされていて、いろいろな手がかりを示していただいております。

その中で黒田家に関してたくさん紹介されてきて、特に石材を規格化していく、徹底していくという記述が多いです。例えば、黒田長政が角石と角脇石の個数とか大きさを具体的に明示して石場へ指示しています。これは慶長11年の江戸城普請だと思いますが、こういった指示をしております。それから石の見本を石切丁場に送って、「これぐらいの石がどれぐらいできるか報告しなさい」と言って、見本のように割らせるよう指図しています。

一方、丁場にいる家臣に対して、「割石について1日にどれぐらい作れるのか、見積りをして報告しろ」と言うこともあります。また、「角石のお尻は念入りにきちんと切りなさい」と言うこともあります。これは規格というよりも石自体の安定性に配慮しなさいといった視点だと思いますが、こういった史料も残っています。つまり資材、この場合は石材ですが、管理したり、施工監理する石垣の全体の安定性・強度をしっかりと確保しなさいということに対して、黒田長政から直々に指示がたくさん出ております。

その中で一つ実験的に見てみたのですが、先ほど、長政の角石、角脇石の大きさに関して、いろいろ指示があるというお話をしました。慶長11年の江戸城普請だと思いますが、「角石に対して長さ七尺から八尺の間、約212cmから242cmぐらいにしなさい、幅とか厚さに対しては3尺ぐらいにしなさい」、それから「角脇石の控えは5尺から6尺にしなさい、幅については3尺から2尺5寸にしなさい、厚さについては3尺にしなさい」というような細かい指示が出ております。

この通り積むと、石垣を積むときはこの間に小さな石を入れたり、石の形に合わせて少しずらしたりしますので、角石と角脇石の境というのはラインが入ってしまいます。結果的にこれ



も私が先ほどから言ってきた独立化、隅角部の独立化といったことが、こういう形になるということで、こういった石材に対する予め定められた角石とか角脇石の規格に関する配慮というのが、ここに現れているのではないかと思います。これが隅角部の独立化という特徴に現れているのではないかと思います。

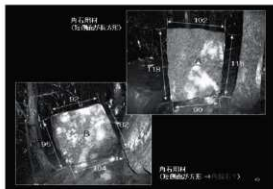
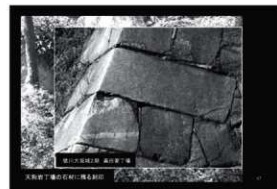
公儀普請から読み取れる黒田家の石垣普請の特徴としましては、そういった石材を調達する段階で、その規格とか形状を厳密化することによって、実際の工事の効率化を図ると同時に、それだけではなくて、石垣が壊れないようにしっかり配慮するといった考え方が現れていると思います。

黒田家の石垣普請の特徴というのは、公儀普請に当たって石垣の構造体、全体としての強度の確保と、現代的な言い方をしますと、効率的な施工によるコストダウン、あるいは工期を短縮していくことを両立させるということに配慮していたことです。それが慶長11年の江戸城普請という早い段階から、そういう視点を持って石垣普請を行っていたというふうに言えるかと思いますが。

これは黒田家の大坂城石垣普請の石切丁場の様子です。小豆島にあります、赤色の点線部分に丁場が広がっております。その中で刻印が見られるのですが、大坂城の2期のなかにも同じ刻印が見られません。

慶長11年に細かい石材の規格に対する指示が出ていたと申し上げましたが、この大坂城普請においても石材に対して細かい規格がありました。この数値の単位はcmですが、こういった同じような大きさの石材がここにたくさんありまして、長さについても、大体270cmから290cm前後のほとんど同じ規格の石がたくさん山中にあるということです。こういった石材の規格に対するこだわりというのは、大坂城の築城に当たって更に追求していったということが黒田家の石垣普請の特徴としていえるかと思いますが。

これで発表を終わります。ご清聴有り難うございました。



パネルディスカッション

【パネリスト】

北野 博司(東北芸術工科大学准教授)

白峰 旬(別府大学教授)

市川 浩文(佐賀県教育庁社会教育・文化財課主査)

北垣聰一郎(石川県金沢城調査研究所長)

【司会】

木越 隆三(石川県金沢城調査研究所副所長)

【木越】では最後のパネルディスカッションに移りたいと思います。その前に私どもが行っています、石垣構築技術等比較研究事業について簡単に申し上げておきます。この事業は、3年前に私どもの機関が研究所という形になりまして、新たに少し発展的な研究課題にも取り組もうということで、全国で活躍している若手で新進気鋭の方々6人を迎えて、一緒に共同研究をやろうということで進めてまいりました。

文献を専門とする方もいますし、考古学の人もある。あるいは城郭史、土木史が得意だという方もいまして、コラボレーション、つまり学際的な研究でやっていこうということで進めています。

再来年ぐらいにははまともをしなければいけないのですが、今のところ、文献班4人、遺構班7人という構成で、全国の城を対象に石垣技術について調査しています。本日3人のメンバーが話したわけですが、中間報告として成果を紹介したものでございます。

さて、今日の3人の講演や報告の中で、議論したいことを確認しておきます。私どもがこれまで金沢城の石垣編年をはじめ、金沢城の石垣の調査研究を8年近くやってきた中で確認できたことは、大坂城、江戸城や熊本城のような立派な石垣とは違って、金沢城にしかない石垣というのは、玉泉院丸庭園の周辺で集中して見られるということです。特徴のある「切石積み石垣」がありますが、とくに「色紙短冊積み石垣」については、皆さんもご存知だと思います。全国的に見ても金沢城にしかない、金沢城ならではの石垣ではないかと思えます。この石垣について、北野さんの講演の中で、前提には大坂城などの公儀普請の経験があるのではないかという、画期的な提案がなされました。

そういったところを、このあと議論したいと思いますし、では、その前田家の技術に影響を与えた天下普請や公儀普請とはいったい何なのかということ、これは白峰さんが近世城郭史研究の一人者としての蘊蓄を持って紹介していただきましたが、そういったことについても若干触れたいと思います。

市川さんから、金沢城と同じように全国で石垣編年がなされているなか、その一つの例として黒田長政、黒田家の石垣技術の変遷をご紹介いただきました。黒田家の石垣の造り方の変遷と前田家の変化とを比べることによって、共通点や違いが分かってきます。そこから前田家の石垣技術の価値が新たに見えてくるのではないかと思いますので、そういったことについても少し意見を聞いていきたいと思っております。



議論に入る前に、熱心な皆さんからたくさんの質問をいただいております。その中から幾つか取りあげたいと思います。最初に、「公儀普請に東国の大名は関わっていなかったのか、東日本の大名は、自分の居城の石垣は造らなかったのだろうか」という質問と、「外様大名と譜代大名で、公儀普請の関わり方に違いがあったのかどうか」という質問があります。この点について、外様大名といえば西国に多いわけですし、譜代大名は東日本に多いので、東国・西国の大名で公儀普請への関わり方について、どういう違いがあったのか、そして東国大名の石垣造りの力量みたいなものについて、白峰先生から説明をお願いします。

【白峰】 東国大名と西国大名、あるいは外様大名と譜代大名の石垣技術の格差という点ですが、これは先ほども若干申しましたが、例えば江戸城の普請に関して申しますと、幕府としては東国大名、東日本の大名には堀普請、いわゆる土を扱います。石垣は使わない普請を担当させて、西日本の大名には、石垣を使う石垣普請を担当させるという違いを示しています。

これは単に偶然ではなく、東国大名というのは居城を見ましても石垣を使った居城は少なく、使っていない部分にしか使っていないということがありまして、そもそも石垣構築技術という点においては、かなり西国大名、外様大名とは格差があったのではないかということが言えると思います。東国大名は自分の居城に石垣を使っているかという点と使っていないケースが多いものですから、技術的に未熟だったのではないかと、その点、細川家とか黒田家とか石垣を使うことに慣れている大名は、公儀普請でも高石垣とか、技術的に難しいところを担当しているということもあって、そういう意味では違いがあると思います。

それから譜代大名と外様大名との違いを言いますと、譜代大名というのはそもそも大名としての成り立ちがかなり遅いんですね。外様大名というのは豊臣政権期の頃から大名だったわけですが、譜代大名というのは豊臣政権期では家康の家臣として、それが関ヶ原の戦いの後大名として独立してゆくわけで、大名として歴史が浅いということ、また、普請にもあまり慣れていないという違いがあります。

江戸城普請などでも、かなり後の年代になって、譜代大名が石垣普請に参加するということはありません。その場合でも、例えば細川家史料などを見ますと、普請の道具を細川家から借りたいと、借り受けているんですね。それはどういうことを示しているかという点、普請に慣れていないことを示しているのではないかと、普請の道具を持っていないから細川家から普請の道具を借りていくということですが、その意味で石垣普請にはあまり慣れていなかった面が譜代大名にあるのではないかと感じています。

【木越】 有り難うございました。白峰さんにもう一つ質問があるのですが、「大坂城の公儀普請に前田家も参加していますが、その際戸室石を使っているのか、使っているとしたら海運によるものかどうか、あるいは白峰さんの話の中で、玉造とか鳴野に広大な石置場を作ったということでしたが、そのときの北国石というものを、前田家はどこから切り出したのですか」という質問です。

【白峰】 先ほどご紹介した「安井系譜」というのは編纂史料として、それほど詳しく載っているわけではなく、単に北国石ということが出ていただけです。ですから、その北国石とは北陸



から運んだ石なのか、あるいは北国大名が使った石という抽象的な言い方をしているのか、その辺は分かりませんが、北野先生のご教示によりますと、青屋口の石垣の石は花崗岩である、材質的に見ても加賀藩が地元から運んだ石ではないのではないかと指摘もいただいております。

【木越】 戸室石は大坂城では使っていないということですので、使われている花崗岩は、たぶん近畿地方で採った石だと理解していると思います。

それから北野さんに伺いたいのですが、質問で「割普請ということで天下普請の際、A、B、Cという大名がいた場合、境目のところは隣の藩とどのように調整したのでしょうか。それから「作業していく工程はどういうふうになら積み上げていくのか、縦にどう割っていくのか、その辺の工夫がどのようなものであったか」について教えて欲しいということです。

【北野】 写真で示しましたように、10m幅単位ぐらいで石の色が違ったり、境目が明瞭に見えるわけですが、具体的な施工方法が文献の記録で現れた例はほとんど無いだろうと思います。境目をよく見ますと、布積みの段が若干ずれています。基本的には一段ずつ各藩が横並びで積んでいくのでしょうか、その藩がそれぞれ積んだ境目には石の大きさの違いなどで微妙な差が出てきて、それが一本の縦の線として見えてくるということです。もちろん縦に積んでいくのではなくて、一段ずつ各藩が協力しながら横へ積んでいくということです。



ただ、大坂城で面白いのは、一つの石垣面でも勾配が違うことによって、ねじれが生じている事例があります。一つの組の中で本来なら調整して、一つの面が同じ勾配になるように積むべきなのですが、初期の頃にはそういうこともあったということです。実際にそういうねじれを出さない方法には、現代の施工法でもやりますが、縄を張ってずれが出ないようにしてやっていたのではないかと思います。

【木越】 北垣所長にお答えいただきたいのですが、これも石垣の造り方に関するのですが、「堀の水を張ったまま石積みをしたのか、水を抜いてから行ったのか」、それから「水抜き技術について、穴生（太）衆はそういう技術を持っていたのか」という質問です。

【北垣】 1点目の水の中で工事が出来たのかどうか。これは江戸の中期以降になりまして、新田開発が各地でなされます。海に面したところでは、水の中に実際入ってやっている例もあります。城郭の場合はなかなかそう簡単にいくものではなくて、しかし、その場合でも水の中に入ってやったという記録もありますし、水抜きをしっかりとってから基礎から立ち上げていくということもあったようです。それぞれの場所や条件によって対応の仕方が違っていたようです。

もう1点ですが、水を抜く方法は、実は堰を作りました。堰を作って、「竜骨車」という機械で水を揚げていくという工法を採っております。

【木越】 会場からの質問はこれくらいにしまして、次は白峰さんのお話になった公儀普請、天下普請とはそもそも何かという話です。これを本格的に論じると大変なのですが、今日の先生方の天下普請に対する説明の中にも、微妙に食い違うところがありました。白峰さんのお話では、江戸幕府の公儀普請を中心にお話されたように思いますし、市川さんの場合、秀吉がやった1590年代の肥前名護屋城の普請を天下普請と言っていていいとおっしゃっていましたし、信長の造

った安土城、あれも天下普請によるものではないかという人もいます。公儀普請と言いましても、研究者によってかなりイメージが多様な面もありますが、その辺を少し白峰さんに補足をお願いします。

【白峰】 「天下普請」と言いますと、天下人が普請を諸大名に課して行くということだと思いますが、そういう意味では信長であれ秀吉であれ、それに該当するかもしれません。先ほどから他の先生のお話にもありますように、公儀普請のシステムとして各大名の石高や知行高に賦課して負担させるというシステムが確立したのは、江戸幕府の行った公儀普請、天下普請からではないかと思えます。ですからシステムの確立したのは、やはり江戸幕府の公儀普請ではないかと思えます。

【木越】 教科書では、幕府による大名統制という中で、大名の経済力を弱くするために江戸幕府は公儀普請に大名を動員したと書いてありますが、そういう公儀普請に大名を動員する政治的な効果というのを幕府、徳川家は考えていたと思えます。

客員研究員でもあります長屋さんという方が会場に来ていますが、長屋さんは、今、テレビで放映されています大河ドラマの山内家の研究をやっているらしいので、山内家の例を出しながら、公儀普請にみられる政治的な役割みたいなものをご説明していただけたらと思います。

【長屋】 長屋と申します。大河ドラマで放映されている山内家ですが、土佐藩の場合、公儀普請を課せられていまして、その結果、藩の財政はかなり厳しくなっています。

これは幕府自体が経済的に土佐藩をいじめてやろうと考えていたかということ、そうではありません。大坂城の天下普請は元和6年に始まるわけですが、その結果元和7年、8年ぐらいに借金が銀3,000貫目あって、経済的に破綻してしまいました。そこでどうしたかということ、幕府に泣きつきます。そしたら幕府のほうで再建策を作ってくれまして、「これから普請役はしなくていい、その代わり土佐にはたくさん材木があるから、その材木を普請役の代わりに出さない。さらに材木を大坂で売って藩財政を立て直しなさい」という指導をしております。そこから考えると、一般的に言われているような、大名をこらしめるという状況は、たぶん無いと考えられます。

ただ、財政を悪化させた結果、土佐藩はいろいろと問題が起きてきて、幕府の材木役を課せられるようになった関係で、足軽を材木を切るのに投入し、鉄砲が撃てない鉄砲足軽が生まれてしまうとか、本来だったら石高に見合っただけの家臣団を作らなければならなかったのですが、財政が破綻したために家臣団が弱体化し、結局、郷土というものを、坂本竜馬などにつながっていく郷土というものを、30石程度の土地を開発させて、それを騎馬、いわゆる普通の士分として待遇するということで補っていきます。

この郷土を増やしすぎたため、800人程度作ったというのですが、幕府から軍事力の持ちすぎだと睨まれて、後にこの郷土身分を一つ下の「下士」というものに格下げしてしまいます。その結果、今、大河ドラマで放映されているような、上士と下士の確執が生まれたということになります。そういう意味では、天下普請というのは、かなり後々の土佐藩に大きな影響



力、悪い意味で影響力を与えているということになります。

【木越】 有り難うございました。前田家も天下普請に動員されまして、苦勞したのですが、土佐藩ほど経済的なダメージは受けなかったように私は感じていますが、大名ごとに与える影響も違うと思います。

今日の北野さん、市川さんのお話を通して、大坂城などでは、大名がいろいろなタイプの石垣を競演するように造っていったわけですが、そこから様々な技術的影響を受けたという話がありました。そういう天下普請で受けた影響というのは石垣のどういうところを見たら分かるのか、北垣所長からあらためてまとめていただけたらと思います。

【北垣】 私は今日のお話の中で、石垣から見ますと3点あったと思います。それは石垣の天端の部分、市川さんの資料で言いますと12頁です。12頁の番号で申しますと4番です。3期の福岡城1期というところ、それから8番、6期の大坂城1期のところ。これをよくよくご覧になりますと、この反りの一番でっぺんの部分が僅かに上を向いています。その僅かに上を向いている部分を石垣を築くとき水平にしますと、どうしても垂れて見えるため、両方をちょっと上げるわけです。これを石垣の「撫の気負い」と言います。そういうものが実は天下人の城に設けられるものだということが、技術書の中に書かれています。それは天下人だけでなく、かなりあちこちにあることも事実です。これが1点目です。



2点目。これは石垣の反りが、いつ登場するかという問題です。今の資料でいうと、同じく8番の写真。大坂城の石垣は、市川さんが反りを調べられたときに、法勾配から僅かに反りあがってくる部分の反り、これが天正から文禄時代までは原則としてないものだと思います。ならば、いつ出てくるのかという、慶長期に出てくるものです。ですから、今日の話は非常に大事なところをお話なさっているわけです。慶長期から勾配に反りを付けたものが出てくるということ。です。

一方、小倉城の話をしたときに、法勾配は真っ直ぐだと言われましたね。ですから、天正時代から続いてきた法勾配と慶長期から出てきたノリ返し勾配、そこに違いがあると思います。それが反りです。

もう1点、石材の問題ですが、これも13頁で市川さんがお話したように、角石と角脇石と、それから一般の石垣を造る築石、この三つの形の石材が2期の図に描かれています。これが3期、4期、5期、そして6期になってくると、図のように変わってくるわけです。つまり変化内容で申しますと、切石の規格化、そして大型化ということが重要です。これらについて今の質問にありましたように、天下普請のお城の中で考えていかなければならない3点目ではないかと思います。

【木越】 有り難うございました。今日は九州大名の石垣技術が天下普請の場で、どのように変化したのかということを紹介いただきましたが、同じ客員研究員の楠さんが松山城など四国の大名の石垣技術について、同じように天下普請の場でどういう影響を受けたかということ調査しています。簡単にいいのですが、四国の大名について少し紹介願えませんか。

【楠】 只今紹介にあずかりました松山市教育委員会の楠と申します。四国の状況ですが、四国

とは言いましても、実際に近世城郭を築いたのは豊臣秀吉が四国を平定してからということで、九州とよく似た状態です。3期ぐらい画期がある中で、1期は豊臣秀吉の平定によった直後、2期目の画期が、まさに慶長期、関ヶ原の合戦の後の時期になります。その頃築城されたお城の数は多いのですが、その中で九州とよく似た状態で見られます。とくに松山城などはその典型ですが、築城した期間の中で、元々野面積みだったものが打ち込みハギに変わり、最終的には切石に近づくような状態になっていきます。このよう意味で、江戸城からはじまって大坂城であったり、名古屋城も含めてですが、天下普請の石垣の変遷とよく似た変遷を示しています。それは花崗岩という同じ石材だからということもあると思いますが、城郭石垣がたどるべき流れだと思います。

ただ四国については、高松城、宇和島城、徳島城など個性的なお城がありまして、石材がとても多種多様でございます。その関係で天下普請で見られるような安山岩とか花崗岩で造られた石垣とはちょっと違い、在地の特徴をよく残し、野面積み石垣が最後まで残ったりすることもございますが、影響は同じようにあると理解しております。

【木越】 有り難うございました。九州、四国の大名は先進的な石垣を造ったところの大名で、慶長期以後も、つまり関ヶ原の合戦の後の公儀普請でも影響を多く受けたということです。

では、加賀藩前田家はどうかということになるのですが、そこで前田家のほうについて話を移していきたいと思います。前田家の技術的な特徴について、今回、前田家について説明が少ないという苦情も質問の中になりましたが、滝川さんから少し前田家が天下普請を通してどういう影響を受けたのか、ということの補足説明をしていただけませんか。

【滝川】 金沢城調査研究所の滝川です。北野先生のご講演の中でも少し触れられたことなので、おさらいになると思いますが、お答えしたいと思います。

パンフレットの1頁目に掲載されているのは、大坂城天下普請の石垣の状況でして、一番右側の列が前田家の担当部分の石垣（写真）で、上の段から下に向かって1期、2期、3期と変遷しています。大坂城において、前田家が担当した第1期の石垣と第2期の石垣との違いとして現れる要素は、築石部分の規格化と積みにおける布積みの傾向です。また、築石同士の隙間は第1期の段階ではかなり目立ちますが、第2期以降については、築石の規格化と間詰め石をうまく使うことで目立たなくなり、その結果、面全体が滑らかな状態になっていきます。こういった点が天下普請で学んだところだと思います。

先ほど北垣所長が言われた反りの問題は、たいへん重要と思われませんが、元和期以前に大きな変化があるようで、大坂城の石垣で見ると、目立つのは元和期から寛永期にかけての変化、つまり築石の規格化、布積みの進化、石垣面の平滑化、そのあたりがよく見出せると思います。

それから、更に重要なことで、討論の最後に出てくると思うのですが、大坂城の第2期の段階で「切石積み」を手がけていると北野先生が言われた通り、おそらくこの時期、金沢城ではまだ「切石積み」ができていなかった可能性がありますので、本城に先駆けて「切石積み」を手がけていることとなります。以後の金沢城の石垣の展開のあり方を考えると、ここも非常に



重要になってくるかと思っています。

申し述べたことは現象面として、当然のことながらこのような石垣を可能にする技術、あるいは体制、そして、こういう石垣をよとする意識、そういうものも含めて考えていく必要があるのではないかと考えています。

【木越】 金沢城の石垣において、石垣の大きさが規格化されていき、横目地が通った布積みになっていくという変化が認められていますが、天下普請を経験する中でその傾向が急速に進んでいったという指摘、更に金沢城の石垣の特徴は切石積みにあるのですが、その切石化ということも大坂城の第2期の段階で出てくるということですので、その辺の話に進めていきたいと思っています。

私もがいつも紹介している玉泉院丸まわりの「色紙短冊積み石垣」に代表される、金沢城でしか見られない石垣について、北野さんから一つの提言がありましたが、玉泉院丸の石垣調査を研究所でやっていらっしゃる富田さんから一言、北野さんの提案についてコメントをいただければと思います。

【富田】 金沢城調査研究所の富田でございます。玉泉院丸というお庭にある「色紙短冊積み石垣」という、この特徴的な石垣は、金沢城を代表するような石垣作品ですが、この石垣を位置づけていくときには幾つかのキーワードがあると思います。

今回のシンポジウムでも先生方のお話に出ていましたが、一つは穴生の性格です。白峰先生から、公儀普請に備えるため穴生を技術官僚として召抱えていたという話がありましたが、実は玉泉院丸の石垣が今のような切石になった頃というのは、公儀普請の後からです。そういう意味で江戸城の天守台を経験して、そこでのいろいろな知識を十分活用できる条件がありましたし、あるいは、諸藩では公儀普請が終わると穴生をリストラしたという話がありましたが、加賀藩はリストラしなかったのです。つまり穴生のような技術者たちを公儀普請が終わった後も手厚く用い続けた、そういうことがおそらく背景にあるような気がします。

そして玉泉院丸を考えると、あの石垣は庭の石垣だということが大きな要件になると思います。見て楽しむと言いますか、鑑賞するのがお庭ですので、そこにある石垣も斜面を支えるだけのものではないですね。土台であるとか、擁壁であるとか、そういう土木構造物として支えるという機能だけじゃなくて、お庭の中にある以上、見る石垣、見られる石垣ということになります。

石垣を鑑賞の対象にするという、そういう発想のもとで、石垣を庭の構成要素の一つにする。「色紙短冊積み石垣」は、他に例が無い独創的な石垣であったということに、大きな特徴があるのかと思います。

【木越】 これについて、北野さんから補足していただければと思うのですが。

【北野】 今の富田さんの話に尽きると思いますが、やはり天下普請の体制の中からは、直接は生まれてこないということですね。加賀藩の当時の五代藩主がいろんな文化政策を重点的に行っていた中で、お茶とか庭の文化を大切にするという風土があってこそはじめて出現し、そういう技術者だけではなくて、文化力というものを藩の一つの売りとして、政治的にもそういう政策を進めたということが大事ではなかったのかと思います。

【木越】 有り難うございました。ちょっと話を変えますが、市川さんの話の中で、最後に黒田家の殿様自身が、石のサイズをあれこれ指示していたという話がありました。ちょうど「色紙短冊積み石垣」のときの殿様は五代綱紀になるとと思いますが、石垣造りに殿様自身が口を出す

という黒田家の例を示してもらったのですが、前田家の場合、どうなのだろうかと思いますので、そのところを、文献のほうから比較研究事業に参加している研究所の石野さんから、五代綱紀の立場から「色紙短冊積み石垣」がどう見えてくるのか補足いただければと思います。

【石野】 金沢城調査研究所の石野と申します。まずは五代藩主綱紀に関して簡単に説明したいと思いますが、(業績を)短時間では言い切れません。なにしろ3歳で藩主になりまして、79年間も藩主を務めた人物です。政治的には、(世襲の執政家である)八家の制度を定め、藩のシステムと申しますか、藩制の整備を行い、精力的な藩政の牽引役として、つとめてきました。また、文化的な政策としましては、全国的な図書の収集は著名ですが、木下順庵、稲若水ら名だたる学者はじめ、五十嵐道甫、後藤程乗ら職人たちや千宗室ちむねむねなどといった茶人をも招き文化振興につとめました。さらに彼自身も、学者としても知られ、「桑華字苑」といった著作、「丙寅旅中雜記」などの旅日記なども残されています。これらのものを見ますと、この植物の名前は何かと家臣などに尋ねたりするなど、知的好奇心が旺盛で、こだわりがあるようにも感じます。

「色紙短冊積み石垣」に関しまして、綱紀が(築造を)指示したという史料は、捜してはおりませんが、残念ながら(現在のところ)見あたりません。1686年、二ノ丸御殿を増築したときに奥能舞台を造っておりまして、一度は完成したものをやり直しをさせており、やはり(こども)本人なりのこだわりなり、美的センスなりがあったであろうことは十分考えられます。おそらく「色紙短冊積み石垣」につきましても、綱紀の意志や好みがあらわれたのではないかと私は推測しております。

【木越】 確実な史料はまだ無いようですが、綱紀が指示を出した可能性は十分あるという話でした。

最後に市川さんにお聞きします。今は前田家について語っていますが、市川さんが調査された黒田家の石垣技術の影響、それを前田家の場合と比べてみて、どういうふうに感じられたかお聞かせください。

【市川】 黒田家の場合は、早い段階から天下普請のような大きい城郭普請に携わる機会を得てきた面があるかと思いますが、ちょっとその答えにはならないかもしれませんが、先ほどから前田家の「色紙短冊積み石垣」について、天下普請との兼ね合いで、その後に発生したというお話がありました。私はそれだけではないのではないかと思います。例えば、金沢城の石垣というのは、元和期ぐらいから石垣の表面をかなり調整してきています。石垣表面の調整というのは、九州の石垣ではほとんど見られないですね。



何故かなと思うのですが、おそらく石材の違いに由来するのかなと思います。例えば、熊本城などの石垣は安山岩ですので割ると綺麗に割れます。ということは、後で表面を調整する必要はほとんど無いわけです。逆に戸室石というのは何ったところ、ざっくりと割れて表面が荒れ、そのために表面を調整していくという手法をとっていたのかと思います。

石を美しく仕上げるこだわりというのは、当然、「色紙短冊積み石垣」を積み始めた頃初めて出てきたのではなくて、そういう戸室石の特徴があればこそ、そういう石と取り組んできた

経験の中で生まれており、そこに反映されていたのではないかと思います。直接的な答えではないですが、そう感じました。

【木越】 興味深いアドバイスをいただきまして有り難うございました。

そろそろ時間ですので、北垣所長から今日の講演・報告あるいはパネルディスカッションのまとめをお願いしたいと思います。

【北垣】 それぞれ金沢城にとりまして、今日は大変いいお話をいただきました。その中で、白峰さんがいわゆる北国衆の技量について、いろいろな史料で説明していただいたわけですが、どうもそれじゃ加賀藩の石垣技術はいったいどうなのか、という心配は残りますよね。私はそれについて、最後に申し上げたいと思います。

例えば、配布されたパンフレットの6頁の写真1と2というのは江戸城本丸の石垣でございます。これは加賀藩が実際に万治元年に造ったものでありまして、この写真1、2の部分と、表紙全ての写真が江戸城天守台石垣の事例であります。

現存します江戸城の天守台は、今申しましたように、加賀藩が単独で、おそらく今日のお話のことで言いますと、最後の公儀普請で造った石垣であります。膨大な資金、資材、そして労働力、多勢の人足を使っているということが分かるわけですが、それには公儀穴太も参画しております。石材はいずれも当時のブランドとして有名な、瀬戸内海の犬島産の御影石を使っています。御影石は、この段階でブランド名になっているわけです。それを使っております。

石は全て公儀が加賀藩に対して与えたものです。石材はご覧のように、いずれも規格化された大型の切石です。極めて精緻な切石です。築石にも大中小とありまして、一番下は大きい石、中段は中くらいの石、一番上は小さい石というように、3通りの石材で積み上げているわけです。

しかも先ほど触れましたように、天下人のお城に用いられたという「気負い」も実は入っています。反りもこの石垣にはあります。いわば今日のお話のトータルで出てきた公儀普請の全てが、最後の江戸城の公儀普請で使われているということです。

私が見る限り、江戸城天守台石垣は我が国のこういった公儀普請の中の最高傑作と見ていいと思います。それが先ほどから出ていますように、金沢城の玉泉院丸で使われている「色紙短冊積み石垣」の生まれる素地が江戸城天守台石垣にあったのではないかと思います。

その他いろいろとご意見が出ましたように、これからの大きな検討課題が多々であると感じております。

【木越】 有り難うございました。

今日は、大坂城で前田家の石垣技術は下手だとか、失敗したとか、かなり手厳しい言い方がいろいろ出てきましたが、その前田家がそれから30年後の万治元年の江戸城普請では、一番目立つ天守台で、一番立派な石垣を造ったということを評価していただきました。それがその後の寛文年間の「色紙短冊積み石垣」などにも、何らかの影響を与えていくのではないかと指摘でした。その辺の経過についてはもっともっと緻密な検討が要るわけですが、そういう大きな流れを今日は明確にできたのではないかと思います。

そんなことが石垣造りに関わった加賀藩の穴生たちにとっても大きな自信や誇りになって、前田家は穴生たちをリストラすることなく、幕末までちゃんと数人抱えていきました。

こういった「色紙短冊積み石垣」の源流や背景などが、今回の議論で明らかになったのではないかと思います。ただ、我々の課題は今日の議論を通しまして、ますます多岐に渡り、問題

点も多くなったように思います。こういった問題を更に精査して、より確実な研究成果へと今後まとめていきたいと思っております。

本日はほんとうに足元の悪い中、多数の方々に参加いただきまして、しかも最後までご清聴いただきまして、大変感謝申し上げます。有り難うございました。



17世紀における城下町空間の変容と地子町急増

—寛文7年金沢図・延宝金沢図の比較から—

木 越 隆 三

はじめに

一昨年より「寛文七年金沢図」「延宝金沢図」（以下では「寛文7年図」「寛文図」および「延宝図」と略記）という2つの巨大城下町絵図の解説を進めてきたが、2010年夏ようやく両絵図の解説を終え、両絵図に記載された膨大な文字情報を詳細に比較できるようになった⁽¹⁾。本論は、この両絵図解説データをもとに、前号掲載の『寛文七年金沢図』の藩士配置と都市計画（以下では「前号木越論文」と略記）での考察結果をさらに発展させたい。とくに寛文7年図に加え、その6年後の景観を描く延宝図の解説データを得て、両絵図間の変化を6つの分類指標で把握したので⁽²⁾、この6年間に城下町金沢はどのような変容を起こしたか、この点に焦点を絞って考察を進めたい。

考察対象となる時期は、寛文7年から延宝元年（寛文13年）、つまり17世紀中葉（1667～73）の7年間であるが、そこで確認された変容は、17世紀における城下町建設のあり方、当初の都市計画からの変容およびその再編・修正などの解明にあたり、多くの手がかりを与えてくれる。もっと具体的にいうと、寛文～元禄期の城下町金沢について、これまで完成された城下町空間、相対請地等による城下町空間の拡大期という面から特徴を指摘してきたが⁽³⁾、完成された都市空間の中でも変容がおきており、城下縁辺部への外延的拡大にとどまらず、城下町内部での土地細分化、地子町・組地の急増といったかたちでも進んでいた。こうした事実をもとに17世紀前半、2代藩主前田利長・3代利常の構想した都市計画は、どのような達成をもたらし、17世紀後半、5代綱紀の時代、どのような都市問題に直面したか、空間構造の面から検証してみたい。

城下町縁辺部において、御用地や相対請地という形で足軽組地や武家地・町人地が拡張したことは、従来から指摘されてきたが⁽⁴⁾、その拡大の様相を今回の両絵図解説データから、きわめて具体的かつ空間的に知ることができた。そこで最初に、この城下町の外延的拡大の様相を具体的にみるなかで百姓地と相対請地の関係を整理するとともに、外延的拡大の主要因となった、二つの与力町（小立野与力町と石坂与力町）設置の意義に関し所見を述べたい。

次に城下町内部で起きた変化として土地細分化と地種変化について考察するが、なかでも地子地における土地細分化（分筆）と地種変化の動向に注目したい。前号木越論文で、地子地は城下町に「変化や発展を与える起爆地」であり、「百姓地（相対請地）とともに城下町に新たなうねり」を与えると指摘したが、この点を地子地から多くの地子町が生まれたこと、また地子地が細分化され武家地や町地などに転用されるにもかかわらず、新たな地子地の創設もみられ、全体として地子地筆数が維持されている点に注意し、その意味を考えたい。またこの時期、組地が大きく増えたが、併せて組地の配置替え・再編があったことが想定できる。与力町新設の様相からも組地設置の計画性が読み取れるので、十分ではないが、組地再編の方向性についても若干は言及したい。

1 「延宝図」からみた城下町の外延的拡大

寛文7年図に描かれた城下町全体を、惣構内部（A-J区）とその外部（K-S区）に大きく分けて俯瞰すると、藩士配置や町地配置に明確な違いがあったことがわかり、二重の惣構が城下町金沢の都市計画において重要な区画ラインであったと前号木越論文で指摘した（A～S区の地域区分は本論末尾に付した折り込み図に示す）。とくに惣構内部は圧倒的に土層の集中度が高く、百姓地・下屋敷が置かれず寺社・地子町・軽輩組地が僅少であったことは、惣構内部が藩士の近侍者および本町町人の居住空間であったことを意味し、城周辺にふさわしい空間として計画されたことがわかる。今回の両絵図

比較の結果、惣構外部に比べ内部での変化が著しく小さいことが読み取れたが、そこにも惣構内部の特徴、拝領地としての優越性を認めることができる。つまり、惣構内部は藩主から与えられた城近くの恵まれた拝領地であり、受け取った側もこれらを比較的安定して保持したと理解できるのである。

これに対し両絵図の間で生じた変化の大半は、惣構の外部（K-S区）で起きており、変化の質も大きかった。この点を、両絵図比較の5つの変化指標ごとに比較結果を集計した〔表1〕をもとに、変化の概要をみておきたい。延宝図A-J区718件のデータのなかで、地種変化(指標3)があったのは58件、約8%にとどまり、新利用地(指標5)は皆無であった。これにたいし惣構外部（K-S区）の地種変化は658件、約20%で起きており、A-J区の2倍以上の比率を示す。惣構外部には内部になかった新利用地が200件(6%)あり、さらに変化が著しい。別姓異動などを含む「軽微な変化」(指標2)も含め両絵図間に変化がおきた割合(指標2・3・5の合計件数の比率)は、惣構内部で13%、外部で31%であった。こうしたデータから惣構外部での変化の大きさは明瞭である。

別姓に変化した人名件数(指標2の武家拝領地分のみ)のみでみると、A-J区は29件(6%)、K-S区で105件(8%)であり、比率でみると大きな変化がなく、武家拝領地での別姓異動の発生率は惣構の内部と外部では同レベルであった。惣構内部の藩士といえども入れ替わりの頻度はそれなりにあった。「1:同姓間での変化(代替り)など」や「2:軽微な変化」は、土地利用そのものの変化ではなく、武家地に住む固有名詞に変化がおきたことなど、当然起こるべき変化であった。これと「0:変化なし」と合わせると、A-J区では92%、K-S区で75%であり、ここから、A-J区での変化の少なさ(安定性)が見て取れる。このように概して変化のない惣構内部であるだけに、武家地における別姓異動の変化比率が、惣構内部で外部と同程度であったことは注目される。

さらに分筆・細分化されたケース(資料紹介:表ⅡのB)や敷地割そのものが大きく改変された特区(資料紹介:表ⅡのT)を比べても、やはり惣構外部での変化が大きく同様の結果となる。「特区」を惣構の内部と外部で比べると、惣構内部の特区は1カ所だけなのに惣構外部では13カ所もあり、面積の大きな特区を数カ所含んでいた。また分筆のあった地番数は、寛文図の惣構内部ではわずかに12地番(延宝図で26地番)であったが、外部では140地番(延宝図で429地番)にのぼり、その差は10倍以上と桁違いである。惣構外部では、このように土地利用の細分化がとくに顕著であった。しかし、分筆によ

〔表1〕 延宝図地種別の変化概要

地種分類	合計		0:変化なし		1:同姓間での変化など		2:軽微な変化		3:地種変化		5:新利用地		
	合計	A-J区	K-S区	A-J	K-S	A-J	K-S	A-J	K-S	A-J	K-S	A-J	K-S
0 用途未定	107	18	89	2	16	7	16			9	40		17
10 藩用地	62	28	34	9	24	1	4			14	5		5
20-45 武家拝領地	1763	503	1260	377	772	89	182	29	105	8	162		39
55 大工・職人等	43	5	38	5	17		8		6		7		
50 軽微組地	570	3	567	1	252		34	1	74	1	146		61
60 寺社地	151	3	148	3	128			3			13		4
65 寺社門前地	32	10	22	10	17						3		2
70 空地	619	45	574	29	438			2		14	102		34
75 藩士請地	44	18	26	10	11	4	3			4	12		
80 本町(町屋)	205	79	126	75	119					4	7		
85 地子町(町屋)	173	4	169	2	55					2	114		
90 百姓地	112	0	112	0	58						20		34
100 下屋敷地	206	2	204	0	173					2	27		4
合計	4087	718	3369	523	2080	101	243	36	188	58	658		200

・A-Jは惣構内部、K-Sは惣構外部。

る変化は総面積に変化はなく、利用単位が小さくなったことが注意すべき点である。なお参考までに合筆地番を比べると、惣構内部では10地番（延宝図で5地番に減）でおきたが、外部では74地番（延宝図で31地番に減）でおきた。合筆による利用単位の拡大も両絵図でおきていたが、細分化の動きのほうが優勢であった。

両絵図間におきた変化を惣構の内と外で比べてみた結果、圧倒的に外部での変化が大きかったことがわかった。とくに新利用地（指標5）は外部でのみ起き、地種変化も総数の92%は外部でおき、土地細分化も惣構内部では少なく、惣構外部のほうが圧倒的な発生件数を示す。したがってこの6年間の城下町変化を、量・質両面で代表するのは、まずは新利用地の増加つまり城下町の外延的拡大であり、もう1つは寛文図に描かれた既設利用地の細分化と地種変更という内実における変質であった。寛文期の城下町金沢では外延的拡大と内部的変質という両面の変化が同時に進行していたことが明らかとなったが、いずれの変化も惣構外部で顕著であった。

つぎに延宝図のK-S区で確認された新利用地200件の内訳をみたい。6年間で城下町のどのような地種が外延的に拡大したかを確認するためである。200件の地種別の内訳は[表1]からわかり、K-Sの各区ごとの内訳は[表2]でわかる。組地が61件と最も多く、次いで与力屋敷の39件、地子地・百姓地の34件と続く。与力屋敷はQ区（20件：Q12区・Q14区）とR区（19件：R14区）に集中するが、小立野与力町と石坂与力町がまさに建設途上にあつたためである。その経緯は二節でふれるが、与力町という中下級藩士専用の組地設置が城下町の外延的拡大の主要因であった。この与力町も大きくみれば下士・軽輩の組地の一つとみることができ、組地設置が城下拡大の大きな要因であった。そのような視点から、新利用地のなかで最多数を占める組地の位置をみていくと、R区が圧倒的に多く、ほかには犀川上流のL区や小立野台地の南東端（K区）に限定されていた。城下南部、犀川上流の城下縁辺地域で御用地を村方から接収し足軽用地に転用したことを示す古文書が数点残るが、こうした動向を証明する基本史料である¹⁵⁾。両絵図に記載された軽輩組地といっても実は多様であり、本組・明組の足軽用地だけでなく、公事場など役所附の足軽や足軽頭に附属する足軽もあったし、小者・小人・掃除坊主などの組地もあった。

このように城下町の南東部、K・L・R区つまり犀川上流・小立野台地南東の新利用地で新たな組地設定がこの時期大きく展開した。その結果、笠舞村や法島村の年貢地が御用地として接収されたと推測される。

[表2] 延宝図 新利用地 地種別一覧

分類記号	地種（延宝図）	合計	K区	L区	M区	N区	O区	P区	Q区	R区	S区
0	用途未定	17	1	6	0	1	0	0	1	8	0
10	藩用地	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0
39	与力	39	0	0	0	0	0	0	20	19	0
50	軽輩組地	61	5	9	0	0	0	2	1	44	0
60	寺社地	4	0	1	0	0	0	0	1	2	0
65	寺社門前地	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
70	地子地	34	5	23	0	0	0	1	3	2	0
90	百姓地	34	5	9	0	6	0	9	0	5	0
100	下屋敷地	4	0	0	0	0	0	1	1	2	0
	合計	200	18	53	0	7	0	13	27	82	0

隣接村からの組地接収と併行し、百姓地における私的借地すなわち相対請地も増加していた。百姓地の増加はK・L・R区のほかN区つまり城下西部でも見られた。隣接村名でいえばN10・12区は三社村地内、K8・L2区・L9区は笠舞村・涌波村・法高村、R6・7区は泉野村・野田村、R12・14区は石坂村・泉村などの農地が相対契約で借地された地区と推定される。新利用地200筆のうち「百姓地」以外はすべて藩の御用地（組地・藩用地・地子地・寺社地・下屋敷など）もしくはそれに準じた用地として村方から収用し、村方への地子銀支払に藩が関与するものであった⁽⁶⁾。だから「百姓地」と表記せず土地を利用する身分によって絵図に登記した。しかし、同じ村方からの収用地でありながら、あえて「百姓地」と表記した土地は、百姓との相対契約地であり、地子銀徴収に藩や奉行所が関与しない私的借地であったと理解される。寛文6年の相対請地制限令以後は、町人のみ百姓地での相対請が許されたから、新利用地で「百姓地」とした土地は、町人に限定された「相対請地」と理解される。相対請地では借用した町人が直接地代を村方に納めるのが当初の原則であった⁽⁷⁾。これにたいし藩が関与する地子地・御用地では、地子肝煎の徴収した地子銀を、町会所等を介し藩の責任のもと村方に渡した。宝永4年に藩の詰問にたいし十村が行った回答によれば、万治以後の村方年貢地の収用面積総数は、御用地（新利用地のうち百姓地以外）で約17万7800歩、相対請地（新利用地欄の百姓地）で約10万1700歩にのぼり、これに対する替地代銀（地子銀）は、前者で銀約60貫匁、後者で銀約34貫匁であった⁽⁸⁾。

以上から、城下町の外延的拡大は百姓地（相対請地）だけで説明しきれず、組地や与力町の御用地接収が大きな要因であったこと、あるいは地子地という城下町変容の起爆地種が含まれることにも注目する必要がある。しかも組地・与力町・地子地は、御用地として藩が収用した土地であり、地子銀の徴収と村方引き渡しを藩の責任で遂行したことも注目すべきことであった。つまり、村の年貢地（百姓地）の「相対請」が町人にしか認められないことになった寛文6年以後、利用が町人に限定された「相対請地」が成立するのであり、両絵図における「百姓地」は、その意味での相対請地の記載であった。これにたいし、両絵図における「地子地」は、御用地として藩が地子を徴収する土地であり、その点で性質異なる。しかし、地子地に住む町人と相対請地に住む町人が同じ1つの地子町を形成することもあり得た。この点は別稿で詳しく述べたい。

2 寛文期の組地配置と与力町新設

両絵図の地種・身分別記載件数の総数を相互に比較したのが〔表3〕である。寛文7年図から延宝図にかけ、どういふ地種が増加または減少したのか概要をみることができる。惣構外部（K-S区）についてまず読み取れる大きな変化は、地子町（分類85）が6年間で3倍、組地（分類50）・百姓地（分類90）が約2倍に増えたことが目立つ。このほか用途未定地（分類0）が半減したこと、与力地（分類39）がほぼ倍増したことも注目すべき変化であった。なお「小者・職人等」（分類55）が3分1に激減したのは、大半が組地（分類50）に変化したためである。その原因は、小者を表記する方法が固有名詞（名前）記載から職名・人数記載に変更されたためなので、この変化は地種変化（変化指標3）と評価せず、組地のなかでの表記方法の変更と理解した。それゆえ、これ以上の言及はしない。

ここでは組地が急増した実態や背景について、とくに考えてみたい。1節で城下の外延的拡大の内訳を紹介したなかで、組地の増加が最大だと指摘したが、寛文後半期に行われた二つの与力町新設もこれに関連する動向である。与力町という寛文期特有の城下拡充政策の意義を理解するためにも、組地増加の一般的動向をまず確認したい。

惣構外部での組地倍増（表3：285件⇒567件）の内実は、K～S9区ごとの内訳表〔表4〕からわかる。寛文図（K-S区）で、組地の多い所はR区62件、L区61件、M区50件で、城南部つまり小立野台地の南部に展開する犀川の河岸段丘部と旧中州部、および犀川以南の鶴来道・野田道沿いに濃厚に配置されていた。延宝図でも、R区139件、L区85件、M区67件とやはり多いが、P区の94件が目立ち4倍以

上に急増しR区に次ぐ組地件数にのし上がった。またQ区でも31件から51件に増えており、M区に次ぐ件数になった点も注目される。寛文以前から組地が多く配置されていた城南地域（犀川方面のR・K・L区）に加え、小立野台地の北麓浅野川沿いの段丘面でも組地が展開したことが、組地倍増のなかで起きた変化である。小立野台地北部のP区に近い崖上に与力町（Q区）が新設されたのも、こうした動向と無関係ではない。P・Q区つまり田井村や上野村・牛坂村の農地（年貢地）を御用地として接収する動きが同時に進行したと考えられ、それを裏付ける古文書も残る¹⁹⁾。組地の不足を補うため、犀川段丘や犀川以南だけでなく、小立野台地の北麓、浅野川段丘でも組地を求めていったのである。

N・O区は平土以上の比率が高い地区であり、そもそも軽輩組地の件数が少なく、多少増えても、その地区の基本的性格は変わらなかったとはいえ、N・O区で組地が急激に増えたことは注目される。当初計画されていた身分別居住の原則に緩みをもたらすからである。惣構外部での組地倍増は、当初の身分別配置計画に変容を促す要因となった。

新利用地で組地が最も多かったことは前述したが、寛文図に記載された既設利用地で地種変化の結果、組地が変わったケースも多かった。新利用地による増加数は61件であったが、地種変更による増加は146件にのぼる〔表6〕。データでみた限り、組地倍増の要因としては地種変化のほうが大きかつ

〔表3〕地種身分別全体集計

分類記号	地種・身分	惣構内部		惣構外部		全体 合計	
		寛文	延宝	寛文図	延宝図	寛文	延宝
0	用途未定	26	18	154	89	180	107
10	藩用地	14	28	36	34	50	62
20	上士（人持以上）	37	36	30	28	67	64
30	中士Ⅰ（平土）	355	362	603	646	958	1008
35	中士Ⅱ（組外平土）	23	26	16	19	39	45
36	中士Ⅲ（平土並）	0	0	4	4	4	4
39	与力	0	0	80	149	80	149
40	下士（御歩）	79	59	367	392	446	451
45	歩並（算用者・大工等）	24	20	30	22	54	42
55	小者・職人等	9	5	108	38	117	43
50	軽輩組地（足軽・小者等）	1	3	285	567	286	570
60	寺社地	3	3	131	148	134	151
65	寺社門前地	10	10	20	22	30	32
70	地子地	36	45	597	574	633	619
75	藩士請地	17	18	37	26	54	44
80	本町（町人地）	73	79	130	126	203	205
85	地子町（町人地）	2	4	56	169	58	173
90	百姓地（相對請地）	0	0	61	112	61	112
100	下屋敷（3千石以上上士）	0	2	180	204	180	206
合計		709	718	2925	3369	3634	4087

[表4] 寛文図・延宝図 地区別集計比較

区分番号	地種	小計		K地区		L地区		M地区		N地区		O地区		P地区		Q地区		R地区		S地区	
		寛文図	延宝図	寛文図	延宝図	寛文図	延宝図	寛文図	延宝図	寛文図	延宝図	寛文図	延宝図	寛文図	延宝図	寛文図	延宝図	寛文図	延宝図	寛文図	延宝図
0	用途未定	154	89	8	7	12	12	6	3	25	13	34	16	16	1	10	7	9	12	34	18
10	灌漑用地	36	34	6	4	7	11	3	2	0	0	5	1	1	1	1	0	4	4	9	7
20	上土	30	28	6	7	0	0	0	0	8	4	4	6	5	1	1	2	1	2	2	2
30	中土Ⅰ(平土)	603	646	72	72	59	66	44	47	237	256	57	41	50	4	7	0	2	86	89	
35	中土Ⅱ(組外)	16	19	3	3	4	5	0	0	5	7	0	0	0	0	1	2	0	0	3	2
36	中土Ⅲ(平土並)	4	4	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
39	与力	80	149	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	1	7	78	119	0	20	1	2
40	下土	367	392	64	70	41	45	38	61	65	45	24	34	25	36	13	10	2	2	95	89
45	歩並技術者等	33	22	5	3	2	2	7	4	4	0	3	2	2	0	0	2	0	2	0	7
55	小者・職人等	105	38	1	0	5	4	11	8	0	1	13	2	64	13	3	2	1	0	8	8
50	空堀並相地	285	567	14	27	61	85	56	67	9	27	7	32	22	94	31	51	62	139	29	45
60	寺社地	131	148	9	7	1	4	4	5	5	5	8	9	4	4	21	26	55	61	21	27
65	寺社門前地	20	22	2	4	0	2	0	0	0	0	4	1	0	0	9	8	1	1	4	4
70	☆地子地	597	574	29	28	55	62	82	47	11	57	82	75	98	84	83	63	51	48	96	110
75	藩士請地	37	26	2	2	2	2	1	2	9	9	6	2	3	4	8	0	1	1	5	3
80	木町(町屋)	131	125	0	0	7	7	30	32	4	5	21	21	30	29	2	0	14	14	22	18
85	☆地子町(町屋)	56	169	3	13	0	19	0	25	5	20	8	30	0	14	0	2	4	4	36	44
90	百姓地	61	112	0	5	7	15	0	0	10	23	7	7	2	14	2	4	16	22	17	22
100	下屋敷地	180	204	3	1	42	41	0	0	33	38	11	19	61	63	14	23	8	12	8	7
	合計	2926	3388	228	254	305	383	282	304	488	516	294	316	381	421	231	325	232	343	490	507

・寺社門前+2、木町+1の地区内訳は未修正

た。

組地（分類 50）への地種変化 146 件のうち、寛文図における地種で内訳をみると地子地 82 件が最多であり、用途未定地 27 件、武家拝領地 26 件などとなる。不足する組地の補充は上記 3 地種を中心になされたが、武家拝領地まで対象になったことは注目される〔表 6〕。

また地種変化 146 件のうち 87 件は単純な地種変化であるが、59 件は他地種の分筆を伴う変化のなかで、分筆した土地の 1 筆以上が組地に転換したものであった。分筆・細分化は、地子地において際立っており〔表 6〕、地種変化に伴う重要な変化であった。分筆細分化の動向を子細にみると、地種変化することなく、組地から組地を分筆させているケースも 42 件あり〔表 7〕、同一地種での分筆・細分もおきていた。地種変化の有無を問わず単に分筆・細分で組地が増えた件数をみると 86 件にのぼった〔表 7〕。

以上から K-S 区における組地倍増は、①地子地を組地に単純に転換、②地子地からの分筆地を組地にする、③組地を分筆細分し組地を増やす、この 3 つの方法で主に達成された。このことは、城下町内部での組地確保が次第に難しくなったことを意味し、組地の無秩序な増殖を容認したとも受け取れ、従来のあり方に変化をもたらした。

城下縁辺部に組地を新設し城下が拡充したという単純なベクトルだけでは、寛文・延宝期の城下町変容の本質は理解できない。城下内部の地子地や用途未定地、武家拝領地などを分筆・細分し組地として利用するという土地利用の高度化（集約化）のベクトルも存在した。これは周辺農地を野放図に拡充することは許されないという認識が普請奉行・町奉行のなかにあったことを示す。改作法にもとづく農業重視の考え方の影響といえる。

加賀藩が寛文 5 年～9 年にかけて、小立野と石坂に与力町を新設したことは、『金沢古蹟志』⁽¹⁰⁾ に詳細な考証がなされ周知の事実となっている。しかし、与力町設置という事実を、寛文期における都市計画修正の問題として考察した形跡はない。ここでは寛文期における組地の組み替え・再編政策の一例として考察したい。

最初に二つの与力町新設の経緯を『金沢古蹟志』に掲載する史料も活用し再確認したい。与力屋敷に関する藩の基本姿勢は、万治 2 年 11 月の「屋敷地法度十八箇条」が規定する通り「寄親または頭に打ち渡す」ことが原則であり、与力は藩主から許された拝領屋敷を寄親や組頭から受け取ることになっていた。与力に支給される屋敷歩数は、100 石当たり 115 歩が基準であり知行高に応じて配分されたが、寄親には与力知を除いた知行高で屋敷歩数を計算した⁽¹¹⁾。

与力の本来的なあり方は、下層の直臣を寄親である重臣に従属せしめる「寄親附」であり、変則的ではあるが直臣としてのプライドを持った家臣団であった。しかし元和偃武以後、出陣の機会がなくなるにつれ、「直臣」という性質は形骸化し、ある時期から馬廻組・小姓組など一般直臣の下位にランク付けされた。その結果、寄親の改易や滅知により寄親を介した知行給与がなくなり、藩（寺社奉行）の直接支配を受ける与力が登場した。これが「明組与力」だと推定される⁽¹²⁾。天和・貞享年間、本組与力という新タイプの与力が登場する時期である。本組与力はそもそも寄親を必要とせず、役方実務を果たすことで能力を発揮する与力である。寄親を

〔表 5〕 両絵図登載与力の知行高一覧

知行高	寛文 7 年図			延 宝 図		
	Q	区 Q 区以外	Q	区 R 区	Q	Q・R 区以外
3 0 0 石			2		1	(P 区 1)
2 5 0 石	3		5			
2 2 0 石			1			
2 0 0 石	13		17	4	3	(N 区 1・P 区 2)
1 8 0 石			0	1		
1 7 0 石	1		1	1		
1 6 0 石	2		2			
1 5 0 石	37	P 1	48	1	2	(P 区 1・S 区 1)
1 4 0 石	2		2	1		
1 3 0 石	3		5	2		
1 2 0 石	2	S 1	5	1	2	(P 区 1・S 区 1)
1 0 0 石	14		21	6	1	(P 区)
7 0 石	1		1			
合計	78	2	110	17	9	(P 6・S 2・N 1)

失った明組与力とは対照的であるが、ともに寺社奉行支配下にあつて役方の専門実務に就いた⁽¹³⁾。寛文期は本組与力が登場する直前期であり、寄親附が中心であつた時代から明組・本組与力が大きな役割を果たす時代への転換期であつた。それは一面、与力の地位低下といえるが、別の面からみれば実務官僚化であつた。こうした変化を背景に、寄親との関係にとらわれることなく「惣与力」専用の組地が必要とされたのである。寄親附を基本とする与力から、実務官僚として各役所で政務に精励する与力へと性格転換がおきたこと、二つの与力町設置は深く関連していた。

寛文2年12月の定書で「三千石以下の家臣で与力をもつ者には、自分のみを対象に屋敷地を支給する。与力分の屋敷は別途藩から下付する」と指令した時期から、寄親を介し屋敷支給する旧方式が否認され、藩からの直接支給に変わった。これをうけ寛文5年3月18日の年寄連署状で「惣与力屋敷は今後、与力へ直接支給するが、昵懇屋敷の御定歩数より10歩劣にて支給する」⁽¹⁴⁾という周知の法令が出た。ここでいう「昵懇屋敷」とは藩直臣のことであり、与力の拝領屋敷歩数も、知行高ごとに基準歩数を細分し定めた「直臣拝領地歩数」に連動させ、各知行高の基準歩数から10歩少なくするとし、万治2年の原則を改訂した。万治2年の100石当たり115歩の原則であれば、200石取=230歩、300石取=345歩となるが、直臣歩数の10歩劣りであれば100~140石=160歩、150~200石=190歩、300石~400石=290歩となる。寛文7年図・延宝図に人名を載せた与力の知行高分布は〔表5〕の通りであり、70石から300石までの幅に納まり100石・150石・200石の者が多かった。ここから、与力屋敷の規模は160~190歩を基本サイズとして敷地を確保すれば、大半の与力に対応できることがわかる。そこで、「寛文7年図」の小立野与力町に該当するQ4・6・12・13区に新設された与力等の在住する95の地番を対象に1筆面積を調べてみると、奥行は16間、間口は10~12間の幅で地割した地番が最も多く55件、次いで奥行は一定にしていなが面積が160~240歩に納まる地番が31件あつた(図1)。面積が240歩以上の大きな敷地は数筆みられただけで、与力の知行高分布とよく対応した敷地配置であつた。つまり100石当り115歩という万治2年原則ではなく、寛文5年の新原則に合致した敷地割が寛文7年図で確認されたのである。藩は寛文5年春から着手した与力町造成にあたり、与力拝領地の基準歩数の新原則を指令したあと、田井村・上野村領内で農地5124歩を御用地として接収し⁽¹⁵⁾、160~240歩を基準面積とし数種の与力敷地を造成したのである。

つづく寛文7年4月16日付の普請会所達書(算用場宛)で「惣与力は今度小立野引越しにつき、替地である経王寺松原から天神の上の地に4月20日すぎにまかり出ることとなる。その前に同地の菜種を百姓手前として収穫するよう申し渡ししてほしい。収穫期なので刈取後に土地を引き渡したい」と指示しており⁽¹⁶⁾、小立野与力町は寛文7年4月には区割が終わり、希望する与力に配分できる状態にあつたことがわかる。また寛文7年3月20日の普請会所達書でも「惣与力どもは、今年より3年以内に小立野・泉野に引越すべし」と令し「大縄にて渡したる由」と指摘するので⁽¹⁷⁾、寛文7年4月以後、与力への屋敷配分と引越しがなされたとみてよい。その結果、寛文7年10月作成とされる寛文7年図のQ地区に与力人名78名が記載された。寛文7年図の年代比定にとつても裏付けとなり、絵図作成事情までも推定できる重要な情報といえる。

上記から与力町新設は、藩の周到な都市計画のもと、5千歩を超える農地を収用し100筆以上の与力専用敷地を造成し実現されたことがわかつた。その結果、寛文9年までの3年間に「惣与力残らず移住せり」⁽¹⁸⁾という事態に至つた。表3によれば、与力屋敷は寛文図の80件から延宝図の149件に増えているが、内訳をみれば、Q区で78件から119件、R14区で新規に20件、P区では1件から7件、S区では1件から2件、N区では新規に1件(寛文図で明地であつた区画が与力屋敷となる例)という変化があつた。このうちQ区での41件増は(78⇒119)、寛文7年10月(寛文図作成)以後に引越した与力数を示すものである。寛文図の与力町は、まさに形成途上にあり、その状態で記録されたのである。

延宝図全体で69件の与力屋敷が増えているが、寛文図の与力敷に2減と71増の変化があつた結果である⁽¹⁹⁾。Q区以外に点在する与力地が消えて中・下土屋敷に変化したのは(P6区の例)、与力町新

設の効果とみられるが、N・S区で与力が増えたのは、わずかであるが藩の施策に合わない動きといえよう。ただしP15区やその周辺で比較的多く存在する与力屋敷は、藩が一時的に公認した「田井口の与力地」と推定される。

寛文8年10月8日の普請会所達書(寺社奉行宛)によれば「小立野の惣与力屋敷は、もはや経王寺後まで広まり遠所になってきたので、馬坂下の田井村百姓地続きの与力在住地および石坂の百姓地・地子地も重ねて、惣与力屋敷地として希望者に渡す。まだ替地を受け取っていない与力衆は天次次第、両所へ向うき地方絵図で場所を確認し移転先を決めるべきである。その地を望むものは普請会所に来て、絵図面に於て屋敷地を望み出ればよい」⁽²⁰⁾と指令したが、ここに見える「馬坂下の田井村百姓地続きの与力地」が、P15・13区の4筆にみえる与力屋敷(田井口の与力地)と推定される。その近くにあるP8・9区の元成瀬家下屋敷や横山家下屋敷でも与力地に変った所が3筆あり、合わせて7筆の与力地が馬坂下、天神町付近にあった。馬坂上の台地に新設された与力地だけでまかなえなかったから、台地下のP15区周辺で与力町の不足を補充しようとしたのであろう。

合わせて寛文6・7年時点で計画されていた石坂(泉野とも表記)での与力町新設も急がれたが、寛文図には掲載されていない。寛文図作成後、おそらく寛文8年以後、延宝図のR14区(野町4番町西)に描かれた20区画の与力屋敷が整備されたのであろう。Q4・6・12・13区ですでに造成された与力町周辺でも、経王寺にさらに接近したQ14区あるいは台地北端のQ12区などで32筆の与力屋敷が増設された⁽²¹⁾。また既設の与力町内部にいた与力以外の屋敷地(下土7、明地3)も与力屋敷に転換され合わせて42筆の増加となった。

与力町新設は、寛文期の城下町政策において特筆すべきプロジェクトであったことが上記からわかったが、足軽・御小人などの組地増設は、上述の通り城下内部の地子地などを分筆させ組地に転用するなど比較的小規模な用地確保で対応しており、与力町建設に比べると安直な手法であった。毎年少しづつ組地をひねり出していった印象をうけるが、与力町の場合は寛文5～9年に一気呵成に強行された点で注目される。しかし、村方から獲得した5千歩以上の御用地では惣与力の要望に応えられず、近隣の藩用地(土取場)や百姓地(相対請地)のほか台地麓P区に展開していた明地・下屋敷地なども与力地に利用し与力屋敷を増やした。北国往還の野町4番町の西側裏手で計画していた石坂与力町の新設も急いだ。しかし20軒程の小さな与力町に抑制したのは、周辺農地へ御用地を野放図に拡張することを抑制したためであろう。与力町新設計画にたいし、藩の想定を上回る移動希望があったこともわかった。しかし、延宝期後半になると与力屋敷の需要が弱まったのであろうか。天和3年8月の普請会所達書(寺社奉行宛)で「今後は小立野と泉野両所以外において与力屋敷の下付は行わない。馬坂下の田町周辺での与力屋敷下付は今後禁止する」⁽²²⁾と下達しており、P15区周辺に設けた田井口の与力屋敷拡充は天和3年に打ち切られたようである。

寛文5年から延宝年間における二つの与力町新設経緯を詳しく検証してみたが、それは、与力の身分的性格の転換に拍車をかけたと考えられる。綱紀政権のもとで与力は寄親附という伝統的な形態に即した居住環境から、藩役所で実務に邁進する下級役人にふさわしい居住地を得たといえる。この時期、本組・明組与力が生み出されたという文脈の中でみると、150人近くの与力が集住する与力町新設の意義は大きい。また与力という特定身分を集住させる都市計画の存在とその実行過程は、寛文以前に行われたであろう小姓町・御徒町・御小人町・千石町など特定の藩士集団を集住させた政策を考察するうえで、重要なヒントを与えてくれよう。

3 城下町内部の変質と地子地の動向

両絵図を比較して気付く第二の変化は、城下町内部でみられる地種変更や寛文図記載地の細分化(土地分筆)といった内的変質である。それは2節でみた通り、組地倍増の主要因であり、外延的拡大という分かり易い変化以上に城下町に変質を促す要因であった。それゆえここでは、地種変化と土

地細分化という城下内部でおきた変容実態を多面的に明らかにしたい。同時に城下町空間変容の鍵の一つは地子地の動向にかかっていたと考えるので、6年間に地子地がどう変化したのか、この点もここで詳細に把握し、とくに地子地の多くが地子町に変化したことの意義を考える基礎的所見を示したい。

まず両絵図において地種変化がおきた地番を延宝図ベースでカウントすると658件にのぼった。変化のない2080件(表1の指標0)の3分1ほどである。延宝図総筆数(3369件)の約20%にすぎないが、わずかに6年間で起きた変化として無視できない。

[表6]は、延宝図の地種変化地658件が寛文図ではどのような地種であったかを表示したものである。地種変化の結果、武家拝領地となったものが最も多く162件あり、ついで組地に変更された146件、地子町になった114件、地子地となった102件が多く、この4地種で地種変化の約8割を占める。延宝図総筆数の6割は変化がなく、約13%で小さな変化(地種変化に至らない別姓異動など)が起き、2割で[表6]に示したような地種変化がおき、残りの6%ほどが新利用地であった[表1]。

この2割の筆数でおきた地種変化から、武家拝領地や足軽等の組地が全体的に不足しており、[表6]から主に用途未定地や地子地などを対象にそれに転換し充当したことがうかがえた。具体的にいえば、用途未定地から武家地に転用されたのは36件(内3件は分筆増加)、組地に転用されたのは27件(内7件は分筆増加)、地子地に転用されたのは27件(内4件は分筆増加)、地子地から武家拝領地に転用されたのは78件(内36件は分筆増加)、組地に転用されたのは82件(内44件は分筆増加)であった。このように地子地や用途未定地を転用することで武家拝領地・組地の不足が補充されたのである。

また、地子町に変化した土地の96件は地子地からの変容であったことも注目されるが、この点は4節で詳しく触れることにし、地子地化した102筆の寛文図における地種をみることにしたい。延宝図で地子地になった土地の多くは、寛文図では組地や用途未定地であり、武家地・藩用地もあった。武家地や藩用地だけでなく下屋敷までも地子地に転用した結果、[表1][表3]にみる通り、延宝図と寛文図では地子地の件数はさほど変化していない。様々な地種を地子地に転用することで地子地の筆数を維持しようとしたことが窺われる。

[表6]をみると、地種変更がおきた土地658筆のうち204筆は分筆によって派生した土地であったことに気付く。分筆元の地種と異なる地種に変化したので地種変化と評価されたわけだが、204筆のうち99筆は地子地から他地種に分筆した土地であった。組地や用途未定地などで分筆地での地種変

[表6] 延宝図地種変化658件の寛文図からの変化

地種[分類記号]	合計		0:用途未 定地から		10: 藩用地から		武家拝領地 から		50・55: 組地から		70・75: 地子地から		60・65: 寺社地から		80・85: 町地から		90: 百姓地 から		100: 下屋 敷から		
	合計	増減	分筆	増減	分筆	増減	分筆	増減	分筆	増減	分筆	増減	分筆	増減	分筆	増減	分筆	増減	分筆	増減	
用途未定[0]	40	32	8	×	×	1	20				10	3	1	1					3	1	
藩用地[10]	5	3	2	1	×	×	2	1				1									
武家拝領地[20~45]	162	94	68	33	3	2	7	×	×	12	3	42	36		1	1		9	4	9	
小物・職人等[55]	7	4	3	1	1			2	1	×	×	1				1					
輕微組地[50]	146	87	59	20	7	4	1	21	5	×	×	38	44	2				2		2	
寺社地等[60・65]	16	13	3	5		1				1		3	1	1	1					2	
地子地[70]	102	68	34	23	4	5	5	15	2	16	20	2		1	2		2	1	2	2	
藩士階級[75]	12	10	2	3				1				1	1							1	
本町[80]	7	7	0	2							4				1						
空地子町[85]	114	103	11	5							87	9			10	2				1	
百姓地[90]	20	7	13	1	8					1		6	4				×	×			
下屋敷地[100]	27	26	1	11	1			2		1		11						1		×	
小計	658	454	204	105	24	12	14	67	11	30	23	205	99	5	2	14	4	5	13	11	14
合計				129		26		78		53		304		7	18		18		18		25

・数字は延宝図の地種別による集計。欄外の数字は寛文図の地種。地種変化のあった件数が対象なので、藩用地→藩用地など同地種であった件数は除外されている。したがって同一地種となる欄に×を記した。但し70→75、75→70などの変化は地種変更とみたので、「70・75」を全てで集計した関係で若干の变化数が計上されている。

表 7 分筆地 4 2 9 件の寛文地種からの変容

延宝国 分類番号	身分・地種分類 地種	寛文7年頃 延宝国集計 分筆地種別 合計	0：用途未 定から		10：藩用 地から		10：藩用 地から		50・5 5：組地か ら		70・7 5：地子地 から		60・6 5：寺社地 から		80・8 5：町地か ら		90：百姓 地から		100：下 屋敷から				
			元	派生	元	派生	元	派生	元	派生	元	派生	元	派生	元	派生	元	派生	元	派生			
0	用途未定	11	15	4	11	2	1	1	1	3	1	3	1	3									
10	藩用地	6	5	2	3	2	1	1	1	1	1	1											
20-45	武家拝領地☆	23	118	36	82	2	3	1	7	19	14	1	3	9	36	1	1	1	9	3			
55	大工・職人等	2	10	1	9	1	1	1	1	1	1	6											
50	輕輩組地☆	22	121	35	86	4	5	1	2	4	20	42	8	32	1	1	1			2			
60	寺社地	1	3	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1			
65	寺社門前地	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2			
70	地子地 ☆	56	110	43	67	2	4	2	5	1	2	2	20	33	32	1	1	1	1	2			
75	藩士請地	1	3	0	3	1	1	1	1	1	1	2											
80	木町	4	4	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2			
85	地子町	1	17	6	11	1	1	1	1	1	1	4	9	1	2	1	1	1	1	1			
90	百姓地	4	15	6	9	1	1	1	1	1	1	2	4	1	1	1	1	1	1	1			
100	下屋敷地	8	6	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	小計	140	429	140	289	11	15	7	15	22	25	24	71	57	120	2	3	5	5	4	17	8	18
	合計			429件		26	22	47	95	177	5	10	21	26									

*分筆元と分筆派生地との区別は、いくつかに分筆された寛文図の地番に対応する任意の延宝図の地番(分筆後番の1つ)を分筆地の中から1つ指定し、これを分筆元とした。この「分筆元」以外の分筆地番を分筆派生地とした。例えば3分割された寛文図の地子地が組地1・地子地1・武家地1の3つに分割されたとき、地子地1を分筆元とし、他の2筆は分筆派生地とした。

*横列に示した項目欄は寛文図の地種であり、彫列に掲げたのは延宝図の地種ごとに、集計は延宝図の地種ごとに行い、内訳数を通して寛文図との相関がわかるようにした。

*内訳の数値は、延宝図の分筆元と分筆派生地それぞれに分け、寛文図(横欄の分筆)でどのような地種であったかを示す。

化が目立つが（表6最下段の合計集計）、地子地の分筆地での地種変化が断然多い。このように地子地では地種変化と同時に土地細分化が起き、それが地種変化に貢献していた。つまり地種変化と細分化は密接にからみあい、武家地・組地の不足は土地の分筆・細分化を伴う地種変化で解決したといえる。

そこでつぎに、土地の分筆・細分化動向を、両絵図比較データで要点を押さえたい。〔表7〕に示したように、まず寛文図を基準に細分化の動向をみると、寛文図における140の地番で分筆による土地細分化が起り、地番数は429に増えた⁽²³⁾。分筆数の概要をみると、2筆分割が最も多く全体の半数を超え、3筆分割を加えると100件を超える⁽²⁴⁾。5筆以上の細分化は少ないが、最も細かくしたのは14分割した「百姓地」（Q17-1）で、与力町の拡張に伴うものである。寛文7年までに相対請地として利用されていた土地を与力屋敷として14分割し、その不足に代えたのである。

分筆を起こした地種では地子地110筆、組地121筆、武家拝領地118筆が断然多く、この3地種の分筆により235筆が派生し敷地増加に結果した〔表7〕。こうした分筆・細分化で地番数も増えたが、同時に地種変更も起きており地種変化の様相は複雑である。分筆地が多いのはQ区・P区であり、M・L区がこれに次ぐ（地区別の表示は略した）。小立野台地と浅野川に挟まれた地域で土地細分化が他地区より進んだ印象をうける。延宝図で分筆が確認された429筆を対象に寛文図での地種を〔表7〕に示しているが、分筆地429筆の寛文図地種をみると、地子地であった177筆が断然多く、組地95筆、武家地47筆とづく。ここでは、分筆・細分化は地子地・組地で起きやすかったことと、武家地でもかなりの分筆細分化があったことに注意しておきたい。

ただし延宝図までに分筆があった地子地110筆のうち32筆は、同じ地子地から派生したものであり、1つの地子地が数筆に分割された中に含まれた地子地であった。このような同一地種を派生させる土地細分化は、組地でも広く見られたが、その背景として、地子地の場合、利用者が地代（地子銀）負担しやすきようにしたことが想定され、利用する町人が低所得層に振れたことが予想できる。同じことが武家地でも起きており、寛文図の武家地19筆は延宝図で33筆に分筆・細分されたが、やはり武家地で利用された。これも武家地で細分利用の需要が高まったことが要因であろう。武家知行高の分割相続が続くことにより、武家拝領地でもより小規模化する傾向にあったのである⁽²⁵⁾。

〔表6〕〔表7〕を巨視的にみれば、土地細分化は武家拝領地・組地の確保に有益に作用したといえる。〔表6〕から寛文図の地子地304件が別地種変化を起こしており、用途未定地129件と並び地種変化した地目の代表であることがわかり、地子地から地子町・武家地・組地への転換件数が多いことも確認できた。しかし、他方で地子地総数は減っていない〔表3〕。その要因は、分筆・細分化のなかで一定の地子地を確保するとともに、外延的拡大を図った新利用地でも一定数の地子地を確保したからである。このように、地子地を減らさないようにつとめた背景として、地子地から徴収された地子銀収入を維持したいという事情が推測できる⁽²⁶⁾。

最後に、両絵図に記載された地子地の変化の足跡をみることで、上述の諸点を再確認しておきたい。〔表8A〕は、寛文図に記載された597件の地子地が、延宝図ではどの地種に変化したか、〔表8B〕は、延宝図に記載された574件の地子地は寛文図ではどのような地種であったかを示したものである。〔A表〕・〔B表〕ともに404筆の地子地は両絵図とも地子地のままで地種変化がなかった。したがって、寛文図597筆の地子地のうち193筆が別地種に変化したのであり、延宝図ではその代わり新たに170筆、地子地が追加された。しかし、延宝図に追加された170筆のうち66筆は分筆・細分化によるもので、単純な地種変化地は104筆にとどまる。また66筆の分筆増加地のうち32筆は、地種変化のない404筆の中でおきたもので、地種変化地104筆からの分筆は34筆あった。つまり、同じ地子地における分筆・細分化で32筆増え、他地種からの転用で増えたのは138筆で、そのうち34筆は他地種104筆から分筆されたものであった。

地子地を一定数確保するため、地子地そのものを分筆・細分化するとともに、他地種からも分筆を伴う用途転換がなされて、ほぼ寛文図と同レベルの地子地を確保した点は注目され、地子銀を徴収で

きる土地の確保が課題であったことが一層具体的である。

[表8B]で地子地化した他地種の内訳をみると、組地と用途未定地からの転用が最も多く、武家地からの転用がこれに次ぐ。不足していた武家地・組地からでも地子地を補ったのは、地子銀を負担する町人・藩士にとって利用しやすい場所であれば、その土地の立地適性や機能性を考慮し地子地に転用したのであろう。その際、しばしば土地を分筆細分化したことが[表8B]からわかるが、組地からがとくに顕著であり、組地20筆を分筆派生させ地子地に転用していた。その手法は、本座御小人24人の組地1筆を10分割し、御小人組地・地子地それぞれ5筆に細分した箇所(Q15-5)や、1つの足軽組地を細分し地子地2筆と定番足軽組地2筆および村上氏預足軽組地3筆に細分した箇所(S29-11)のように土地利用が高度化し、大きな足軽組地を細分する中で、いくつかの地子地を作りだし、地子銀徴収可能な用地もぬかりなく確保した。

[表8A]からわかる他地種転換の動向では、何と言っても地子町化のベクトルが顕著であり、前述のとおり組地・武家地への転換も目立った。このように地子地に表れた変化は、城下町変容の第二の特色である地種変化、土地細分化という内部変化のいずれでも主導的な意味をもっていた。では、なぜ地子地は重要な変化要因になるのであろうか。それは地子地が地子銀を徴収する土地であったこと、および身分を特定せずに利用できる土地であったことに起因する。一定以上の地子銀収入を期待する藩当局の思惑と、地子銀を払ってでも敷地を確保したい武士・寺社・町人など諸身分の欲求とが交差するなかで、上記の変化が起きたと理解される。

武士の事情としては、所定の拝領地は保障されたが、必ずしも十分な屋敷敷地を藩から保障されたわけではなく、居住環境の悪い場所に住む藩士の中には地子地への移転願望があった。また知行高を基準に下賜された屋敷面積で不足するなら、別途地子地を借用等で確保するしかなかった。城下寺院が地子地に数多く存在しており、その需要の高まりについては明確ではないものの、十分想定されることである(前号木越論文)。

町人の城下町転入の願望は、寛文期の5代綱紀による城下町振興と文運興隆のなかで高まっていた。治世の安定と農村経済の充実は、城下町への人口移動を促し、奉公人不足問題や農村労働力の流出問題が、この時期、社会問題化していた⁽²⁷⁾。地子地ははじめ城下町の土地利用全般において細分化・小規模化が進んでいたが、それは都市雑業層の宅地確保にとって益するものであり、都市人口増加に拍車をかける動向であった。

[表8A] 寛文図地子地597件からの変化動向

地種	単純変化	B: 分筆地	T: 特区	A: 合筆地	合計
☆地子地から地子地へ	366	31	5	2	404
用途未定地へ[70-0]	7	1		1	9
藩士拝領地へ[70-20-45]	19	9	3	4	35
組地・小者職人へ[70-50-85]	14	7	15	1	37
寺社地へ[70-80]	2		2		4
藩士請地へ[70-75]	1				1
本町(町屋)へ[70-80]	4				4
☆地子町(町家)へ[70-85]	79	4	2	1	86
百姓地[70-90]	4	2			6
下屋敷地[70-100]					1
合筆等消滅				10	10
合計	497	54	27	19	597

[表8B] 延宝図地子地574件の来歴

地種	単純変化	分筆地 +増筆地	特区	合筆地	合計	
地子地から地子地へ	366	31+32	5	2	436	
他地種から地子地へ	86	45	4	3	138	
用途未定地から[0-70]	19	3+4		2	28	
落用地から[10-70]	3	2+5			10	
藩士拝領地から[25-45-70]	14	1+2			17	
小物・職人等から[30-70]	86	5			91	
輕重組地から[50-70]	件	4	2+20	4	1	31
寺社地から[60-70]	の	1			1	
藩士請地から[70-70]	内	2			2	
本町から[80-70]	訳	2			2	
☆地子町から[85-70]					1	
百姓地から[90-70]		1	1+1		3	
下屋敷地から[100-70]			2+2		4	
新利用地等		35			35	
内訳 小計	86	11+34	4	3	104+34	

4 町地変容と地子町急増の意味

地子町急増の意味をここで考えたい。地子町が急増したのは、前述の通り惣構外部であった。惣構内部には原則、地子町を置かないのが原則であったからである。しかし、地子町が急増した意義を考えるにあたり、本町の動向も視野に入れておきたい。本町は惣構の内にも外にも存在したので、惣構内部における町地の動向もみながら、その意義を探ることになり。

まず両絵図で本町とされた街区に変化がなかったのか確認しておく。惣構内部（A-J区）における変化をみると、本町は73件から79件へ6件増え、惣構外部（K-S区）でみると130件から126件へ4件減であった〔表3〕。ここで、町地の数え方について注意を喚起しておきたい。今回解説した本町・地子町の件数というのは街区ごとに記載された文字件数であり、居住町人ごとの敷地を数えたものではない。道路・水路等で仕切られた町地の街区数を対象にしたもので、町人等の宅地数を示すわけではない（以下では町地件数は街区数と表記する）。このように街区数の比較にとどまるので厳密さに欠ける感みはある。しかし、両絵図ともほぼ同等の記載密度をもって街区ごとの町地の種類を書き分けているので、同一街区における文字記載数を相互に確認し比較すれば大きな支障はない。比較にあたり記載に不均等がないか点検を行ったところ、支障のある記載が惣構内部で2件（C1・6・7）、惣構外部で1件（P4・7）あった。同一街区にもう1つ「町家」の朱書を追加してあったことから延宝図では追記分も数えたものであるが、集計値ではこの文字件数のままとし、街区増にはカウントしないことにする。したがって、延宝図における惣構内部の本町数は77に、6増を4増に、惣構外部での本町数は125に、4減は5減に訂正し以下の考察を進める。

惣構内部で本町化した4街区は、〔表9A〕に示した通り「無記」つまり用途未定地から変化した3街区（H区）とD区の医者屋敷から変化した1街区であったが⁽²⁹⁾、H区の用途未定地は東末寺前や脇でおきたものである。これは東末寺の門前地が本町（東末寺町）として認定されたものと理解できる。惣構内部でおきた本町の変化で注目されるのは、この程度であり全体をみれば大きな変化はなかった。

惣構外部における本町数は全体で5街区減となるが、その内訳は寛文図の本町130のうち4街区で分筆があり134街区に増え⁽²⁹⁾、この134を基準に〔表9B〕に示した7増の外に16減の変化があり125街区となった。16減の内訳は、地子町化した12減とそれ以外の4減であるが、4減のうち2減は地子地化によるものであった〔表9C〕。

〔表9A〕：新たに本町とされた4街区（A-J区）地番・人名・地種・分類記号の順に示す

寛文7年図				延宝図								
D	0	1	12	いしや(岸か) 玄吉	45	D	0	1	12	町屋(朱)	80	
H	0	7	18	0000(無記)	0	H	0	7	18	0000	町屋(朱)	80
H	0	7	32	0000(無記)	0	H	0	7	32	0000	町屋(朱)	80
H	0	7	44	0000(無記)	0	H	0	7	44	0000	町屋(朱)	80

〔表9B〕：新たに本町とされた7街区（K-S区）

1	S	1	5	08	0000(無記)	0	S	1	5	08	0000	町屋(朱)	80	
2	S	1	6	01	0000(無記)	0	S	1	6	01	0000	町屋(朱)	80	
3	L	0	3	02	0000	地子	70	L	0	3	02	0000	町屋(朱)	80
4	M	0	6	14	0000	地子	70	M	0	6	14	0000	町屋(朱)	80
5	M	0	9	20	0000	地子	70	M	0	9	20	0000	町屋(朱)	80
6	P	1	3	28	0000	地子	70	P	1	3	28	0000	町屋(朱)	80
7	N	0	1	01	0000	地子「町屋」(朱)	85	N	0	1	01	0000	町屋(朱)	80

〔表9C〕：本町から他地種に変化した4街区と地子町化した12街区（K-S区）

1	L	0	4	53	0000	「町屋」(朱)	80	L	0	4	53	0000	地子「町屋」(朱)	85
2	P	1	3	34	0000	「町屋」(朱)	×	P	1	3	34	0200	地子「町屋」(朱)	85
3	P	1	3	37	0000	「町屋」(朱)	80	P	1	3	37	0000	地子「町屋」(朱)	85
4	P	1	4	01	0000	「町屋」(朱)	80	P	1	4	01	0000	地子「町屋」(朱)	85
5	Q	0	5	01	0000	「町屋」(朱)	80	Q	0	5	01	0000	地子「町屋」(朱)	85
6	Q	0	5	01	0000	「町屋」(朱)	80	Q	0	5	01	0000	地子「町屋」(朱)	85
7	S	0	9	08	0000	「町屋」(朱)	×	S	0	9	08	0200	地子「町屋」(朱)	85
8	S	0	9	09	0000	「町屋」(朱)	80	S	0	9	09	0000	地子「町屋」(朱)	85
9	S	0	9	10	0000	「町屋」(朱)	80	S	0	9	10	0000	地子「町屋」(朱)	85
10	S	0	9	11	0000	「町屋」(朱)	80	S	0	9	11	0000	地子「町屋」(朱)	85
11	S	1	4	01	0000	「町屋」(朱)	80	S	1	4	01	0000	地子「町屋」(朱)	85
12	S	1	6	09	0000	「町屋」(朱)	80	S	1	6	09	0000	地子「町屋」(朱)	85
1	P	0	4	07	0000	「町屋」(朱)	80	P	0	4	07	0300	中山英六	55
2	P	1	3	34	0000	「町屋」(朱)	80	P	1	3	34	0100	高橋又兵衛	30
3	L	0	4	52	0000	「町屋」(朱)	80	L	0	4	52	0100	地子	70
4	S	1	4	06	0000	「町屋」(朱)	80	S	1	4	06	0000	地子	70

7増の内訳は地子地4、地子町1、用途未定地2であり〔表9B〕、地子地・地子町と本町の間で双方の入れ替えがおきたと理解できるが、こうした変化は主に本町の縁辺部で起きた⁽³⁰⁾。

全体的にみると惣構の内側と同様、町役負担を義務付けられた格式ある本町町人の居住区の基幹部に変化はなく、本町・地子町の境界部で多少の組み替えがみられたにすぎない。それは地子町急増に対処するため、本町区域の明確化が寛文・延宝期の都市政策における課題になったためと理解され、当時の都市問題の一端が窺える。

つぎに地子町の変化をみたい。惣構内部では本来置かないはずの地子町が、寛文7年図に2カ所限定的に存在した。2カ所とも宮腰往來の外惣構桁形の土塁内部（G2区・H8区）という、きわめて例外的な位置にあり、本町地とされた惣構番人肝煎地に付属する町地とみられる。桁形内部が本町町人の土地と地子町町人の土地に区分されるという興味深い様相を示していたが、このほか延宝図で新たに追加された地子町は、宮腰往來から横安江町が枝分かれする位置にあった地子地（H7-38）と浅野川大橋袂の内惣構と北国往還に挟まれた本町地（11-4）の2街区のみであった。後者は本町からの分筆地であったが橋管理に関わる町人（番人等）を置くための分筆と推測される。前者は宮腰往來沿いの本町隣接地であったから本町に格上げしてもおかしくない場所である。あえて地子町にした理由は明確ではないが、位置としては横安江町の南端であり、地子町としての横安江町の発祥地と解することもできる⁽³¹⁾。

惣構外部（K-S区）こそが地子町が広く展開する場であり、ここで56から169街区に急増した。その一部を〔表9〕に示したが、地子町から本町化した街区1（宮腰口弁形のN1-1）にたいし、逆に本町から地子町化した街区は12あった。本町・地子町相互の双方向の転換で地子町は67街区となり、ほかに地子地から地子町化した95街区（分筆派生地含む）と用途未定地等から地子町化した7街区を合わせ169に増えた。ここから寛文7～13年の6年間で地子町急増期であることは明白であるが、これをもとに、新たに地子町化した街区を文化8年「町絵図」および「町名帳」⁽³²⁾あるいは「元禄9年改之金沢町肝煎附覧」（以下では「元禄9年町肝煎附」と略記）⁽³³⁾に掲載された本町39町や地子町161町（重複町名や町名として未熟なものを除き、以下では約140町とする）⁽³⁴⁾と比較検証すれば、地子町の成立状況が推定できる。その際、延宝図に描かれた地子町域が藩末にかけどの程度拡大したか、島村昇・増田達男らによる城下町における居住空間変容に関する研究で⁽³⁵⁾、すでに重要な指摘がなされているので、それらも踏まえた検討が必要となる。しかし、予定の紙数が尽きたので詳細な検証や検討データの紹介は機会をあらためなければならない。ここでは、中期以後の地子町名と寛文図・延宝図の町地の記載を比較した概要のみ簡潔に指摘し、今後の検証に備えたい。

元禄9年に成立していたとされる約140の地子町のうち、約50町は延宝図で地子町になっていたと目され、そのうち8町（泉町・鍛冶町・安江木町・四丁木町・石引町・森下金屋町・山の上町・高道町）は、寛文7年図の段階ですでに地子町として記載されていた〔表10〕。したがって延宝図で新たに地子町化したのは40町程度とみられ、町数でみて地子町は5倍に増えたと推定され、この時期における地子町の急増ぶりは明確である。

本町については、承応・明暦期の史料で「本町27町」とされているが、これは寛永14年の本町40を統合した表向きの数字である。元禄9年の本町約40は、寛永後半にほぼ骨格が固まっていたとみてよい⁽³⁶⁾。したがって寛文図・延宝図に描かれた本町の範囲は、寛永後半に大半は成立していたと理解してよい。しかし寛文図では、元禄9年の本町40町すべてが本町格とされていたわけではない。たとえば「元禄9年町肝煎附」の御門前町・西御坊町・東末寺町の3つの本町は、寛文7年図では寺社門前地もしくは地子地・用途未定地とされていた。延宝図では、この3つのうち東末寺町のみが本町化したにすぎず、他の二つの本町化は延宝後半から元禄初期になされたのであろう。

慶長2年の19の町名について最近、拙稿で紹介したところであるが⁽³⁷⁾、本町・地子町の町数および町名の動向に関しては、田中喜男氏がすでに検討し見解を示している⁽³⁸⁾。田中によれば、慶長7年10月、

城下町に「地子肝煎 10 人」を任命し 70 歩の肝煎屋敷地を下付、また明暦3年に「地子肝煎 10 人」へ地子銀のうちから銀4貫目の扶持銀支給を行ったが（明暦3年3月の津田玄蕃奉書⁹⁹⁾、寛文10年の史料では「地子町肝煎13人」という呼名に変更されていた¹⁰⁰⁾。承応3年12月の前田利常印判状¹⁰¹⁾は、金沢町夫1万2千人の代銀（町役）負担の割合を指示したもので、金沢町夫1万人は本町27町の負担、金沢町夫2千人は地子町7町が負担すると指令された¹⁰²⁾。「地子方」に代わって「地子町」という公称が登場するのは上記承応3年の印判状であることから、承応3年までに「地子肝煎」から「地子町肝煎」への転換があったと推定される。したがって、「地子町」は慶長期から存在したわけではなく、当初、地子銀を上納する町人居住地は「地子方」と呼ばれ、地子町はあとから成立したと田中は自らの説を訂正し新しい見解を示した¹⁰³⁾。つまり、慶長期以後の城下町金沢の町人居住地を「地子方」「地子町」「本町」の3種類に区分するという考え方である。この理解は寛文図に照らしていえば、寛文図の地子地(70)・地子町(85)・本町(80)の3地種に対応し、前号拙稿および本論の見解と矛盾しない。そこで、寛文7年図に示された本町・地子町を具体的な町名と照合することで、田中の所見を批判的に深化させたい。

「地子方（町人居住地の地子地）」「地子町」「本町」の3地種のうち、「地子町」が明確に登場するのは田中の指摘どおり承応3年であるが、この地子町は、いわゆる「七カ所」と呼ばれる半役負担を義務付けられた町であった。上記の明暦3年3月津田玄蕃奉書（御印付）によれば、承応3年の「地子町」7町は鍛冶町・安江木町・四丁木町・石引町・森下金屋町・五枚町・伝馬町の7町であるとわかる。このうち五枚町・伝馬町を除く5町は、寛文7年図の地子町8町の中に含まれていた（表10）。寛文7年図に記載された地子町がわずか8町に限定されるというのは意外な印象をうけるが、田中の見解を敷衍して考えれば、承応3年に登場した地子町7町と寛文7年図の地子町8町は極めて関連が深いといえ、寛文7年までの厳選された地子町は、金沢町夫（2千人）の代銀等を負担する役町であり、本町町人の負担する役銀を本役とすれば半役を負担する町人の居住地、いわゆる「七カ所」に相当すると理解される。しかし、「七カ所」の町名はしばしば変更され、増加もしている¹⁰⁴⁾。これらを勘案すれば、承応3年の「七カ所」のうち五枚町・伝馬町は寛文7年図では「地子方」つまり地子地に格下げされていたと推定される。その代わり泉町・高道町・山の上町の3町が地子町に加わったのではない。高道町は「七カ所」になったという記録があり、泉町・山の上町は、「七カ所」になった明確な証拠がないので、さらに検証すべきであるが、寛文7年図の時点で、この3町が「七カ所」であった可能性も十分考えられる。つまり寛文7年図に登録された8つの地子町はいずれも「七カ所」であり、本町とともに町人地として掲載したと考えられないのか。であれば、寛文7年図の町地は、本町と「七カ所」に限定されていたといえる。

これにたいし延宝図では、既述のとおり地子町は40増え全体で約50町となっている。増加した40町の中では「七カ所」になったという伝承・記録のない町が圧倒的に多く、田中の3分類でいえば「地子方」が主体であった。したがって、延宝図で地子町とされた約50町は「七カ所」「地子方」双方をまとめて地子町と記したと考えられる。つまり寛文7年図と延宝図では、同じ地子町表記（朱「町屋」+地子）でありながら、意味付けに違いがあった。寛文7年図は「七カ所」という特別の地子町のみを厳選し地子町表記したが、延宝図では、「七カ所」のほか「地子方」からも地子町を選びだし「地子町」と表記したのである。「七カ所」のほか「地子方」でも十人組が寛永以後数多く結成され、独自の「町名」を背負う共同組織として認定できれば、地子町として公認していったと考えられる。この点は、文献史料によって別途検証する予定であり展望のみ記した。いずれにしても、地子地の中でもとくに十人組による共同体形成が顕著な町人地を対象に、地子町認定を進めたのが延宝期であったことは間違いないだろう。

「元禄9年町肝煎附」の地子町約140と、天明5年の地子町134、あるいは文化8年「町名帳」「町絵図」に掲載された約130の地子町の町名を比べると¹⁰⁵⁾、極めて近似している。元禄9年には本町のみならず、

[表10] 元禄9年の地子町と寛文・延宝園町域との対比

元禄9年 地子町 町名	寛文園	延宝園	元禄9年 地子町 町名	寛文園	延宝園	元禄9年 地子町 町名	寛文園	延宝園
1 泉町	◎	◎	47 観音町(地子)	×	◎	92 宝内寺門前・同義門前・同義門谷	×	▲
2 百姓町	×	◎	48 観音町山の下町	×	◎	93 馬坂下町	×	▲
3 才川懸作町	×	◎	49 観音町古道町	×	◎	94 大除町	×	▲
4 新墾町(七か所)	×	◎	50 金屋町	◎	◎	95 田 町	×	▲
5 枝町(新墾町筋)	×	◎	51 高道町	◎	◎	96 田井百姓町	×	▲
6 犀川小島屋町	×	◎	52 山ノ上町	◎	◎	97 吹屋町	×	▲
7 才川荒町(七か所)	×	◎	53 泉町後六斗林町	×	▲	98 停衣町	×	▲
8 牛右衛門橋町	×	◎	54 泉寺町	×	▲	99 主計町	×	▲
9 大工町	×	◎	55 龍徳寺町・長国寺町ほか寺院上地町6	×	▲	100 織部町	×	▲
10 十九間町	×	△	56 千日町	×	▲	101 愛宕下町	×	▲
11 五枚町(七か所)	×	◎	57 石坂町	×	▲	102 茶屋町	×	▲
12 伝馬町(七か所)	×	◎	58 泉野寺町	×	▲	103 木綿町	×	▲
13 下伝馬町	×	◎	59 犀川川除町(上)	×	▲	104 如來寺前	×	▲
14 横伝馬町	×	◎	60 石浦新町	×	▲	105 橋爪町	×	▲
15 犀川川除町(下)	×	◎	61 木藏屋敷町	×	▲	106 川端町	×	▲
16 法船寺町	×	◎	62 水溜御歩町	×	▲	107 西養寺町	×	▲
17 帯刀町(神谷町)	×	◎	63 鱒町	×	▲	108 卯辰袋町	×	▲
18 安江木町(七か所)	◎	◎	64 十三間町	×	▲	109 同新坂・一本松など9町;重畳あり	×	▲
19 六枚町(七か所)	×	◎	65 後伝馬町	×	▲	110 籠(牢)跡上地・備中上地	×	▲
20 南六枚町	×	◎	66 長門町	×	▲	111 石印町 北江後部・本町下築地山・川邊子地	×	?
21 専光寺前	×	◎	67 固防(相撲)町	×	▲	112 犀川上新町	×	×
22 鍛冶片原町(七か所)	×	◎	68 出大工町	×	▲	113 笠舞新町	×	×
23 下荒町	×	◎	69 馬場片原町(犀川馬場後)	×	▲	114 大和田町	×	×
24 折邊町	×	◎	70 公儀町	×	▲	115 広間町	×	×
25 高岸寺前	×	◎	71 犀川油車町	×	▲	116 三社町	×	×
26 鍛冶町(七か所)	◎	◎	72 浄住寺前	×	▲	117 犀川七ツ屋	×	×
27 新堀川町	×	◎	73 穴町(古江上地町)	×	▲	118 犀川々除町	×	×
28 本堀川町	×	◎	74 犀川馬場馬乗押額地ほか	×	▲	119 鍋屋地町	×	?
29 堀川片原町	×	◎	75 高岡町	×	▲	120 新地町	×	?
30 亀澤町	×	△	76 北六枚町	×	▲	121 卯辰に〜か組8町	×	?
31 古銅指町	×	◎	77 鉄砲町	×	▲	122 後金屋町	×	×
32 勘解由町	×	△	78 柳 町	×	▲	123 大衆免三原町	×	×
33 宗江寺町	×	◎	79 木新保新町	×	▲	124 大衆免片原町	×	×
34 東末寺町	×	◎	80 田上島上地町(元武家上地町4)	×	▲	125 心蓮社前	×	×
35 横安江町(地子)	×	◎	81 加藤園壽上地町	×	▲	126 浅野町	×	×
36 古下鍛冶町	×	◎	82 古道町	×	▲	127 水車町(浅野川)	×	×
37 石引町(七か所)	◎	◎	83 久昌寺前	×	▲	128 中島町	×	×
38 石引横町	×	◎	84 屋敷町	×	▲	129 浅野町下川除町	×	×
39 石引町後町	×	△	85 屋後上地町	×	▲	130 春日町	×	×
40 へみき近所地子町	×	◎	86 ☆白雲前	×	▲	131 大衆免整町	×	×
41 馬坂上新町	×	◎	87 ☆島田町	×	▲	132 大衆免町	×	×
42 御小人町	×	◎	88 ☆岩根町	×	▲	133 大衆免新町	×	×
43 柿木町	×	◎	89 ☆象眼町	×	▲	134 大衆免下町	×	×
44 天神町	×	△	90 (経王寺近所)土取場	×	▲	135 古下浅野町	×	×
45 田井新町	×	△	91 馬坂	×	▲	136 古大衆免亀澤町	×	×
46 四丁1〜3番町	◎	◎						

- ・「元禄9年町肝照付」掲載の町名が両絵図に載るかどうかを点検した表。
- ・◎印は地子町として登録、△印は地子町として登録されている可能性が高い、▲印は「地子地」「百姓地」など町地以外の地種で登録、×印は何も記載されないことを示す。

文化8年の地子町の大半が成立していたのである。しかし、「元禄9年町肝煎附」の約140町の地子町のうち約90町については、延宝図の上で地子町として登載されなかった。延宝図の地子町街区の隣接地や外延部等に点在する地子地・百姓地、もしくは新利用地にみられる地子地33筆、百姓地25筆に居住する町人たちの街区が、約90の地子町が展開してゆく空間であり、そこで多くの地子町が誕生したと想定される。絵図作成上の制約により、地子町として表記されなかっただけで、実態としては地子町として登載された約40の地子町と住民構成（町人居住率）や町並み景観において、さほど変化がなかった可能性もある。まさに建設途上の地子町予備軍であった。

延宝元年以後、元禄9年までに地子町化した約90の地子町の位置や範囲を推定してみると大きく2つに分類できる。[表10]に示したとおり、一つは延宝図に地子地・百姓地として記載された城下縁辺部であり、新墾町筋の延長線上に書かれた鱗町・犀川川除町・石浦新町などの界限がこれに該当する（表10の▲印）。もう一つは、延宝図に何の記載もない地域であり、延宝図作成以後に地子地・百姓地として登載され地子町形成に至った所である（表10の×印）。たとえばP区の田井村領に属する百姓地（相對請地）に形成された諸町（田井新町・新地町・牢跡上げ町・田井百姓など）、S区の山の上村・神宮寺村領に属する大衆目地区の諸町などがこれに該当する⁽⁴⁶⁾。

以上から延宝～元禄期は「セカ所」以外の地子町が地子方から析出され、これまで一般的に認識されている「地子町」として公認されていった時期だと理解できる。こうした点は、地子町の範域や町名に関する検証をさらに緻密に行い、より確かな実証を行う必要があるが、すべて別の機会に譲りたい。

結 び

寛文7年図と延宝図を比較した結果を4節にわたり考察してきた。延宝図の上に投影された寛文後半期の城下町変容の動向は、(1) 与力町新設に象徴される新利用地の外延的拡大、(2) 城下内部における土地細分と地種変更による組地・町地の再編、という二つの面から、その特徴をおさえられるが、(3) 与力町新設は組地再編・拡大の一環として注目される都市開発であり、この時期の都市政策を代表するビッグプロジェクトであった。(4) 同時に行われていた土地細分化・地種変化による安易な組地確保策とは対照的であったことも指摘した。他方で、城下町の2割くらいに敷地で地種変化がおきたが、土地細分化を伴う例が多いことを確認したうえで、(5) とくに地子地の地種変化によって地子町の急増、組地倍増といった変化がおき、(6) 延宝図成立直前に、藩の地子町に関する認識変化もしくは政策変更があり、「セカ所」以外の地子町（従来地子方）が広く公認され延宝図に登載されたこと、(7) その結果、元禄9年までに約140の地子町が形成される大きな波動がおきたことを予測した。上記の城下町変容が、寛文後半のわずか6年間に起きたわけだが、それを促したのは周辺農村から城下町に向かう人々のエネルギーであった。

両絵図比較から判明した城下町の変容ベクトルは上記のごとく理解できたが、両絵図それぞれの描く景観の意味は、次のように総括できる。

寛文七年図は、寛永末期までに形成された初期金沢城下町の達成を平面景観に描き出す信頼のおける絵図資料であり、延宝図は、寛文期に到達した城下町金沢が元禄期にかけて新たな発展と変容を始めたことを明瞭に示すものであった。17世紀後半に出来た城下町金沢の姿は19世紀中葉まで基本的に維持されたと指摘されているので、両絵図を通して城下町金沢の近世300年における全体的な景観が理解できる。つまり、寛文七年図で寛文以前の初期の城下町形成史を推定でき、延宝図によって元禄以後の城下町発展のうねりの方向性が想定できる。両絵図を駆使することで、城下町金沢の大きな変化のうねりが展望できるのである。

さて本論で考察した本町の組み替え、地子町の公認と急増は、寛文初年に始まる5代綱紀による新たな城下町政策の反映と理解しなければならない。城下町縁辺部での城下拡大については従来、相

対請地拡大の問題として研究されてきたが、上記のごとく組地の再編拡大、地子町の外延的發展、地子地を機軸に進んだ城下町変容という視点からも考察する必要がある。地子地に居住する町人たちの生業が安定し、共同組織（十人組など）を作り一定の発言力をもってきたことを背景に地子町が急増したと考えられるが、この点を確実に文献史料で実証することも、今後の課題である。こうした課題を果たすことで、延宝～元禄期は、地子町が藩によって広く公認された時期であり、いわゆる本町・地子町・相對請地の3地種に町人地が編成されるに至った経緯が明確となろう⁽⁴⁾。また元禄9年の地子町リストの意義もより正確に認識されるであろう。

〔註〕

- (1) 解説した文字データそのものは膨大であり、惣構内部(A-J区)で、両絵図合わせ、のべ726件、惣構外部(K-S区)でのべ3425件、合わせて4151件(表3に示した合計は、寛文図・延宝図それぞれの集計数)に関し人名・地種(土地利用)情報を地番ごとにデータ化した。このうち人名記載のある1765件(寛文図)と1806件(延宝図)については、「寛文11年侍帳」との照合を基本に身分評価を行い、加賀藩士の身分階層ごとの分類も試み、両絵図の間の変化に關しても6つの分類指標をデータに加えた。このように作成者が分析的な視点をもって、単なる文字情報に一定の評価を与え分類を行うとき、資料作成上の「バイアス」(偏向)が当然生じる。そのようなバイアスは、使いやすいデータベースにつきまとう「原罪」のようなものであり、どのような史料評価にもつき分類したのか具体的に示すことがデータ提示において不可欠である。将来この解説データが改善・改訂され、より有効に活用されることを望む立場から、前号および本号のデータ解説(資料紹介)や拙稿で出来るだけ丁寧にデータ評価の手法や分類手法を説明したつもりである。それゆえ、8号収録の関連論稿や本号の資料紹介も参照されうえて本論を読んでいたければ、より正確に理解されるはずである。なお「延宝図」掲載人名の紹介や、解説データ全体の公開については、将来の課題と考えている。
- (2) 6つの分類指標は、後掲の資料紹介『寛文七年金沢図』の人名データIIで詳しく解説を加えた。
- (3) 田中喜男1966『城下町金沢』日本書院(1983年改訂再刊、弘詢社)、田中喜男1977『城下町の成立・変容』『伝統都市の空間論・金沢』弘詢社、田中喜男1978『加賀藩における都市の研究』文一総合出版、田中喜男1986『幕藩制都市の研究』文献出版。これらの中で「城下町の完成」「金沢町の形態的完成」という節タイトルを掲げて寛文・延宝期の性格を論ずる。
- (4) 高澤裕一・中野節子1985『城下町金沢の成立』(喜内敏福『金沢城と前田氏領内の諸城』名著出版)は、寛文～元禄期における御用地による農地取用(減少)にむしろ注目した。
- (5) 寛文5年3月「足輕屋敷御用地の替地打渡状」(『金沢市史』資料編9)など。この打渡状は藩が足輕組地を接収した証文であり、泉野村の百姓地1万827歩余が足輕屋敷の御用地として藩に接収され、その替地として地子銀を受けるようになったことがわかる。
- (6) 寛文元年3月の相對請地勝手令(『改作所旧記』上)により、武家も寺社も百姓地を相對請することが容認されたが、寛文6年8月の相對請地制限令(『加賀藩史料』4)で、藩士による百姓地の相對請は藩へ申請し年寄衆を経て藩主から許可が出ないと公認されないことになった。しかし、公認されれば、百姓地を御用地同様の武家地として利用でき地子負担を行ったが、その具体相については別途論じたい。
- (7) 相對請地での地子銀は文政4年までは、個別に利用者から村に納付したが、文政の相對請地繰り込み以後、藩閥ととり町会所から村方へ一括納付に移行されたという(田中喜男1955)。なお寛文6年の相對請地制限令について、田中喜男は相對請地禁止と評価したが、高澤前掲1985で批判し、制限令とみるべきだとした。制限令とみる見方が定着しているが、さらなる論点整理も必要であり、その一端は2010年の五学会記念講演「城下町金沢からみた加賀藩社会」で披露した。別途論じたい。
- (8) 『改作所旧記』下編。宝永4年の普請奉行からの地子銀高に関する詰問への十村6人の返答書。
- (9) 寛永13・14年「小立野寺屋敷取用につき替地打渡状」、寛文10年「井田村領御用地取用につき銀詰替歩の通達」など(『金沢市史』資料9:1編3章3節「御用地・相對請地」)。
- (10) 森田平次著・日置謙校訂『金沢古蹟志』上・中・下(歴史図書社、1966再刊)。底本は明治24年に脱稿した34巻本。
- (11) 『加賀藩御定書』上編(巻4:普請会所御定書)。

- (12) 明組与力は「明知組与力」の略称であり、明知組与力については『加能郷土辞彙』の説明が詳しく、寄親に付与した与力知が藩の裁量下に置かれたとき「明知」とされた。つまり、藩の直轄した明知から与力知を得る者が明組与力である。
- (13) 綱紀の巳3月令で、与力知行は原則 100 石とする（特例でも 300 石が上限）、自分開立与力は与力知の3分1以下とする（あとの3分2は藩主の裁量で登用）などと制約をうけた。貞享年間に本組与力が登場し、明組とともに公事場など特定の役所に属し役方の専門実務に就いた（加能郷土辞彙・金沢古蹟志）。
- (14) 『加賀藩御定書』上編（巻4：普請会所御定書）。
- (15) 寛文5年7月「与力屋敷御用地につき替地覚」（天神町 田中家文書）、寛文6年10月「田井村御用地替地地子銀請取につき肝煎書付」（『改作所旧記』上編）によれば、寛文5年春から田井村・上野村の農地を御用地として接収、年末には地子銀が支払われていた（『金沢市史』資料編9）。なお寛文8年4月の普請会所書面によれば山崎領分の550歩も「惣与力屋敷御用」地として接収された（改作所旧記）。
- (16) 「国事雑抄」巻7（同上編 271 頁）。『金沢古蹟志』与力町の項目にも掲載。
- (17) 「管家見聞集」『国事昌披問答』（金沢古蹟志）。
- (18) 『金沢古蹟志』。なお同書によれば寛文5年より天神通の上から馬坂までの崖地は除地として公認、田井村の高1石4斗9升を寛文5年から引高としたことも紹介する。この除地（がけ地）と与力屋敷の境目に松やさんからの木を植えさせ垣根とした（郡方旧記・国事雑抄）。寛文9年には与力町の後通りの除地、幅3間に290間余の植樹帯を設け松390本を3月25日より植えはじめ、4月頃にも400本植えた（改作所旧記）。以上から寛文5年から寛文9年まで整備が続いていたことがわかる。
- (19) その内訳は、P6区の与力地が小姓組土屋敷に入れ替わり、またQ13区の与力地も1筆、下土屋敷に変化し与力地が2件減り、71件の新たな与力地増加があった結果69増となった。
- (20) 「御屋敷方跡々格仕動来候品之帳」（加越能文庫16・35-2）。同書に載る延宝3年3月4日「年青中申渡書」でも、与力屋敷は小立野と泉野の2カ所に決めたので「時々之窺いに及ばず、両所にて相渡す」と指令する。なお、「御屋敷方跡々格仕動来候品之帳」に延宝～元禄期の武家地管理法令が多く収録されており、その与力関係事務処理記録から、延宝3年以後の与力屋敷拝領手続きがわかる。それは、i) 寄親から与力中の屋敷拝領願を提出⇒ii) 藩主による与力屋敷下付の公認⇒iii) 与力裁許中から「小立野・泉野両所にある明屋敷を拝領したい」という書面が普請会所あてに発行され、出願与力はこの書面を普請会所に持参⇒iv) 与力はその場で「御屋敷請取帳」に判を押し、屋敷拝領の手続きは終わる。なお、屋敷地の「打渡」（地積調査）は不要とされた。
- (21) このほか如来寺に近いQ17区の「百姓地」やQ15区の「土取場」を分筆し与力屋敷12筆を設置した。こうした苦肉の努力で32筆の与力地が追加された。
- (22) 前掲「御屋敷方跡々格仕動来候品之帳」。
- (23) 分筆のあった140地番のほか、1筆に進名記載のある地番が17地番あり、分筆した地番のようにみえるが、これは除いた。
- (24) 分筆数の内訳は、本号の資料紹介の80頁において一部を掲げた。
- (25) 江戸中期以後、藩士の知行高が細分化された動向は『金沢市史』通史2の拙稿でふれる。
- (26) 寛文～元禄期における御用地は17万歩以上あり、組地・武家地・寺社地・地子地などに利用された御用地の代償は、藩から村に支払う「替地子銀」で行った。その原資は地子地から徴収される地子銀であった（前号木越論文）。御用地の拡大とともに支払うべき地子銀も大きくなっており、地子地を減らすわけにいかない藩の台所事情が想定できる。
- (27) 田中喜男1960「近世武家奉公人資格規制の変遷過程」（『日本歴史』145）、高澤裕一1966「多肥集約化と小農民経営の自立」（『史林』50—1・2号）、田中喜男1978、木越隆三2008「近世大名による家中奉公人確保策」『日本近世の村夫役と領主のつとめ』8章、校倉書房。
- (28) D区にある新町の内惣構崖地に接した地点に住む医者玄古の屋敷が本町化したものである。近隣の新町在住本町住民の敷地拡大に伴うものか、玄古が藩医から本町町人化した結果と考えられる。
- (29) 130地番のうち4地番（L4-52、P13-34、S9-8は2分割、P4-7は3分割）が分割により9地番に増えたが、P4-7の3分割の中に本町記載の追記があるので、これはここでは増筆と認めないことにしたので2分割と評価した。その結果4地番が分筆で8地番に増加したと理解でき、延宝図の旧本町地は

134 街区となる。

- (30) 本町地の増減内訳は〔表9B・C〕の通りであるが、地子町に格下げされた本町〔表9Cの12街区〕を個別に検証すると、山の上町北端のS14—1街区は周囲の状況から「地子」という文字の記入忘れと推測でき、P13—34・37番地の2街区はのちの天神町となる街区であり、寛文7年以前に本町であったとは考えにくいことから、これらは記載ミスの疑いが濃厚である。このほかP14-1も記載ミスと推定される。したがって本町から地子町に格下げされた街区は8（寛文図基準でいえば6）とみられる。なお観音町筋（S9の4街区とS16の1街区）や堅町・新堅町の町境（L4-52）、宝円寺門前付近での地子町化（Q5・6）は記載ミスではなく、本町と地子町の境目を明確にする中での入れ替えとみられる。
- (31) 後掲の「元禄9年町肝煎附」には、本町でも横安江町がみえ、地子町の横安江町もあった。町役負担の町人と地子銀だけ負担する町人とが別々に支配をうけたのであろう。
- (32) 金沢市立玉川図書館叢書（一）『金沢町名帳』1993、同（二）『金沢町絵図』1998。前者は伊奈家旧蔵書、氏家文庫・大友文庫（いずれも金沢市立玉川図書館蔵）の「金沢町名帳」を底本として翻刻したもので、後者は伊奈家旧蔵・大友文庫・成興閣旧蔵の金沢町絵図を翻刻したもの。
- (33) 『加賀藩御定書』巻7 町会所御定書（『加賀藩御定書』上編 190頁）
- (34) 「元禄9年町肝煎附」の161町の中には、卯辰に組～卯辰組という8町、「どどめき近所地子町全部」「水原左京出口地子地」「石引町末貝焼場」「宝円寺裏門谷」「犀川馬場馬乗拝領地」など町人共同体が成立していたか疑問となる町名があった。同一町名を上・下2ヵ所に分けて掲載した町もあった（4町）。こうした約20の町名については文化8年町名帳などに見えないことから、ここで考察する地子町にあてはまらないとみて除外、「元禄9年町肝煎附」の地子町数は約140とした。また、「元禄9年町肝煎附」の本町数は39であったが、寛文図の記載からみて塩屋町・石浦町が脱漏しているのが40を超えること。下今町・中町も記載されてない。上今町の中にも含まれているかもしれないが消滅した可能性も高い。こうした点を踏まえ本町数は約40町とみた。
- (35) 島村昇・増田達男 1986「金沢城下絵図における藩政期の居住空間とその変化について」（日本建築学会北陸支部研究講演梗概集：昭和61年6月、日本建築学会大会学術講演梗概集：昭和61年8月）、増田達男 2006『延宝金沢図』にみる城下町の空間構造（『年報都市史研究』14号）。
- (36) 田中喜男 1986（3章）で、寛永14年の本町書上と元禄9年の本町を比較検討し、寛永大火後の町割で本町27町もしくは40町の骨格が成立したことを指摘する。役負担の書き上げにみられる27町と「元禄9年町肝煎附」の本町39を比べると、①近江町を上近江町・下近江町に分割する、あるいは堤町を上堤町・下堤町・横堤町に分けるというように当初の本町を拡張・分割したケース、②惣構内部に存在した寺社地を惣構外部に移し跡地を本町としたケース、③寺社門前地を本町と認定する、以上の3つほどの要因で相異がおきたとみられる。この3つの増加理由を勘案すれば本町数は約40であったとみることができ、町名の把握単位設定の仕方による違いであったといえる。
- (37) 木越 2009「城を中心とした城下町景観の形成と変容」（『金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化 保存調査報告書』2章1節 金沢市）。
- (38) 前掲田中喜男 1978、同 1986 など。
- (39) 「金沢市中田記」に収録する「古案記」（加越能文庫蔵）
- (40) 「金沢市中田記」に収録する「町年寄席旧記抜萃」（加越能文庫蔵）
- (41) 「国事雑抄」上編（138頁）
- (42) 「金沢市中田記」に収録する「町年寄席旧記抜萃」（加越能文庫蔵）
- (43) 慶長7年の地子肝煎7人について、彼らの業務は「地子方」居住町人からの地子銀徴収であったと解釈し直し、「地子肝煎」イコール「地子町裁許肝煎」とみるのは早計であったと自身の過去の所見を訂正する（田中喜男 1986）。
- (44) 「七ヵ所」に関し『加付町年事蹟実録』『越登賢三州志』『加能郡土辞彙』などは袋町・博芳町・今町・河原町・大工町・堅町・石浦町の7町を利長時代に「半役町七ヵ所」と設定したとするが、いずれも寛永14年までに本町になった町であり時期については検討が必要。承応3年・寛文7年の七ヵ所に、新堅町・十三間町・犀川荒町・鍛冶片原町・六枚町を加え、泉町と山の上町を除くと元禄3年の七ヵ所13町となる。その後、この13町に十九間町・御小人町・観音町・石引町後町の4町が加わり文化13年の七ヵ所17町に至る（田

「寛文七年金沢図」地区・街区割 (ASS)



□地区別解説：城下町の19地区区分表

・木越隆三「『寛文七年金沢図』の藩士配置と都市計画」（『金沢城研究』8号）による。

<内惣構の内側>

A区（兼六園地）：元禄9年まで横山・奥村宗家などの重臣屋敷地。

B区（堂形）：寛永以来、馬場・米蔵が崩かれ、御貸屋も崩かれたこともあった。

C区（西町口付近）：城の奥向に入り易い藩邸・女中ほか側仕えの家臣の屋敷地が目立つ。

D区（大手前筋）：前田対馬および万治以前に新丸にいた津田玄蕃家・富田越後家などの重臣屋敷地。

E区（公事場付近）：岡崎家など城内にいた重臣の屋敷などが並ぶ。

<外惣構内：内惣構外>

F区（堂形前：南部）：人持組クラスが並ぶ。「千石町」があった区域も含む。

G区（高岡町辺：西部）：上土・平土が混在する、典型的な武家地。高岡町が大半占める。

H区（修三辺：北部）：不破修三の名前にちなむ修三1番町～5番町や母衣町が大半を占める。

I区（味噌蔵町辺：東部）：小姓組土が多く、組外の小瀬家・本阿弥家また千宗室なども住む。

J区（小町町辺：南東部）：小姓組頭の脇田家はじめ小姓組土が当初集中した平土居住区。

<惣構外部>

K区（小立野台地南部）：武家地（奥村家・大音家などの下屋敷含む）と寺社が多い地区。

L区（小立野台地下、本多町周辺）：本多家下屋敷が大半を占めるが組地や地子地も多い。

M区（旧犀川中州地域：菊川から法船寺付近）：組地・地子地が多く、本町も目立つ地区。

N区（西部、長町・長土塚地区）：藩士の武家屋敷が圧倒的に多く、本町なし。

O区（駅周辺、東西別院付近）：町地・武家地・寺社地が混在する地区。

P区（小立野台地下、横山町付近）：御小人組地があり、本町・武家地・下屋敷なども多い地区。

Q区（小立野台地北部）：武家地・寺社が多いが、寛文期に与力町を建設した点が特徴。

R区（犀川以南部）：武家地が極端に少なく、寺院と足軽組地で過半を占める。

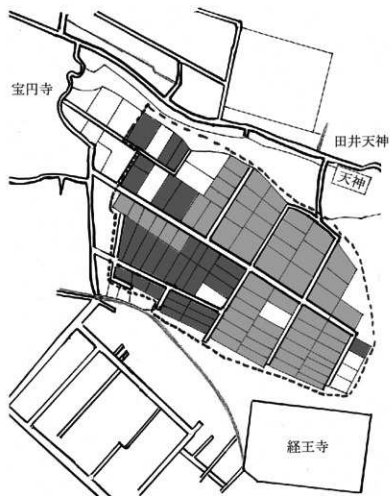
S区（浅野川以北部）：北国街道の西側は武家地、東側の山麓は寺院と町人地が集中。

中喜男1966、『稿本金沢市史』。七カ所の変遷についてさらに検証が要るが、承応3年から元禄3年に「七カ所」が固定される傾向もみえる。

- (45) 文化8年の町数約170には本町40が入っているので、本町を除いた町数は130程度であり、大半は元禄9年の未熟な町名を除いた140の町名と一致する。
- (46) この点は表10で概要を紹介するにとどめた。地図上で明確に示し、その根拠を解説するには、紙数に余裕がないので機会を改めたい。
- (47) 本町・地子町・相對請地の3地種分類は城下町の町地分類として広く利用されてきたが、本町・地子町は役負担にもとづく町人地の分類である。これに対し、相對請地は百姓地の特殊な利用状態を示す語であり、拝領地・御用地という用語に対応するものである。これを並列に使うと誤解を招きやすい。この点は別稿で詳しく指摘したい。

【図1】 与力町の宅地割図（破線内の95筆を対象にする）

- は奥行16間で面積160～240歩の宅地 55筆
- は奥行不定で面積160～240歩の宅地 31筆
- は面積250歩以上315歩未満の宅地 9筆



加賀藩前期の医者と金沢城内での医療

池田 仁子

はじめに

近世城下町金沢における生活や医者については、生活史の分野から⁽¹⁾、或いは生活の中の疾病史⁽²⁾や生活文化史の立場から医者と蘭学との関わりに関して論じたものなどがある⁽³⁾。こうした中、藩老横山家の下屋敷の解説調査をはじめ⁽⁴⁾、近年石川県立図書館蔵「寛文七年金沢図」（以下「寛文七年図」と略記）の解説・データ作成が進められ⁽⁵⁾、さらに藩士の配置と都市計画に関する研究がなされた⁽⁶⁾。筆者も右「寛文七年図」及び「延宝金沢図」（以下「延宝図」と略記）という2点の城下町絵図にみる医者の居住地と加賀藩主前田家における城内での医療について考察した（以下、前稿と略記）⁽⁷⁾。

しかし、寛文7年（1667）前後、或いは近世前期における医者や城内での医療、または彼らの役割や動向など前稿が不十分であり、さらに調査研究を深める必要のあることを痛感している。そこで本稿では、藩や前田家の医療に関わった医者などを中心に、加賀藩前期の医者と金沢城内での医療について、主に「寛文七年図」・「延宝図」といった城下町絵図や慶長（1596～1615）から元禄元年（1688）までの侍帳及び重臣の日記「前田貞親手記」（金沢市立玉川図書館加越能文庫）21～40巻（元禄元年9月～同10年）より考察したい。

最初に、侍帳及び「寛文七年図」・「延宝図」の中から、どのような医者がいるのか検索・抽出し、各侍帳等に記載された医者の人数なども含めて、近世前期の医者の概要を把握する。また、試みに元禄期の個々の医者の先祖が初めて医家として藩に召抱えられた時期などについて検証したい。次に、「寛文七年図」・「延宝図」記載の医者や屋敷拝領をめぐる問題について述べる。さらに、元禄年間これらの医者が城内でどのように藩主前田家などの医療実務を行なったか、金谷・二ノ丸両御殿の利用に絡めながら素描する⁽⁸⁾。特に、従来金谷御殿は6代藩主吉徳の時代から子弟や側室の住居が建立されたとするが⁽⁹⁾、これより1世代前、すなわち5代藩主綱紀の代の貞享4・5年（1687・88）・元禄期よりすでに同御殿が前田家の居住空間として機能していた様子について、前稿に引き続き考察する。最後に、京都より金沢へ向かう医者の問題や城内での藩士の治療など医者をめぐる諸相を垣間見る。

こうした一つ一つの事例を見ていく基礎的研究の積み重ねこそが肝要と考え、医者・医療からみる城下町の生活史解明の一助にしたい。

1 「寛文七年金沢図」等城下町絵図及び侍帳に記載の医者 (1) 近世前期医家の名前と人数

侍帳について、『加賀藩初期の侍帳』（復刻、石川県図書館協会、昭和45年）の記載に関し、石高等の内容が真にその年代の時点のものかどうか確認がないともいわれ⁽¹⁰⁾、或いは、単なる誤記のある場合も考えられるゆえ、個々の事例を検討していくしかなかろう。ともあれ、前稿でもみたように「寛文七年図」のほか、このように侍帳にも若干の誤記や脱漏も認められるが、医者についての概要を把握するうえでは、それほど差し支えないものとみられる。

以下、各侍帳と「寛文七年図」・「延宝図」に見える医者をそれぞれ検索・抽出し、[表1A] [表1B] に示してみた。

これら [表1A] [表1B] において、まず、人数については、町医者身分の記載を含み、且つ江戸・京都諸などの医者が無記載である「寛文七年図」・「延宝図」を除外してみることにする。それぞれの侍帳・分限帳の記載の仕方が必ずしも一定でなく、記載漏れなども考慮する必要があるが、侍帳・分限帳だけを見ると、元和が9人で最少人数だが、慶長が10人、寛永が14人、万治が18人、寛文

〔表1A〕慶長～寛永期の侍帳に記載された医者一覧

	①慶長年中御家中分 限帳〔1596～1615〕	②元和之侍帳 〔1615・16頃〕	③寛永4年侍帳 〔1627〕
1	坂井寿庵 (200石)		○「就安」
2	*内山覚中 (300石)	○	○
3	山科長庵 (澄庵) (300石)	○	
4	沢田道加 (150)	○「道才」	○「道可」
5	*飛鳥井里庵 (100石→200石)	○「理安」	○
6	道甫 (200石)		
7	高田慶庵 (300石)	○	○
8	藤田道閑 (200石)	○ (100石)	*藤田道仙 (220石御馬出)
9	不破養軒 (150石外科)	○	○
10	名倉不亂 (100石)		○
11		山科理庵 (200石)	
12		道甫 (200石)	○
13			津田宗意 (150石)
14			覚与 (200石)
15			小林又右衛門 (150石ママ)
16			小林幸庵 (100石)
17			堀部休庵 (100石養叔父)
18			*大石玄哲 (500石ママ細工町)
19			*加藤正悦 (200石御馬出)
合計	10 (無役衆中)	9 (無役衆中)	14 (御薬師)

8年が22人、同11年が26人、延宝3年が29人、同5年が26人、元禄元年が28人というように、慶長から元禄元年にかけて、次第に医者的人数が増加傾向にあることがわかる。また、医者に関する取扱方も無役(衆)、御薬師衆、医師(者)、或いは個々に組外として記載するなど区々であるが、およそ慶長・元和頃は無役衆、或いは寛永期までは薬師衆、万治以降は組外として組織されていたことがわかる。このうち、万治以降をみると、およそ組外組のうち、上記の医者的人数の割合は29～43%ほどで、時代が下がるにつれ、医者的人数増加に伴い、その割合も高い傾向にあった。なお、藩士全体の中で、医者的人数は1～2%程度に過ぎないことが確認できる。

次に、「元禄元年侍帳」(〔表1B〕)に記載の医者28名の藩医について、各家はそれ以前、慶長以降、どこまでさかのぼれるか。試みに藩に医家として召抱えられたのはいつの時期か、医家として本人と前代、前々代等の人物を各侍帳と照合してみるため、〔表1B〕では分類の欄を設けてみた。そして、慶長までさかのぼれることのできる家や慶長よりほぼ全期に亘ってある家をa、元和期以降よりある家をb、寛永期以降をc、万治以降をd、寛文期以降をe、延宝期以降をf、元禄期に初出の家をgとして、それぞれ当てはめてみた。この場合、医家としてどの時期を始祖とみることができるかを把握するため、間が2、3欠けていても初出とみなした。

すなわち、藤田玄碩・坂井就安・高田祐庵・内山三清・不破養伯・坂井泰順・山科長安の7人の医家がaで、bが0人、大石三折・加藤玄好・堀部養叔・堀部養順・堀部養寿の5人の医家がc、佐々長球・久保寿静・江間口安・堀宗叔・江間口竹・江間慶嘉の6人の医家がd、富山周甫・馬嶋柳庵・亨徳院・鈴木道倫・能勢玄竹・矢田周閑・山脇順永・佐々木宗甫の8人がe、加木道意・端玄川の2人がgに相当する。つまり、a⇒7例、b⇒0例、c⇒5例、d⇒6例、e⇒8例、f⇒0例、g⇒2例である。換言すれば、元禄元年の医者を中心にとると28名の医者においては、医家としての初出の人数は、e⇒8例であることから、寛文期に初出の家がもっとも多く、医者に関して、寛文

[表1B] 万治～元禄元年の侍帳・絵図に記載された医者一覧

4.万治元年舟外人数之帳(1659)	5.寛文8年加越船士帳(1668)	6.寛文11年侍帳(1671)	7.延宝3年御中侍帳(1675)	8.享保5年侍帳(1677)	9.元禄元年侍帳(1683)	10.宝文園(1687)	11.延宝園(1632)	分類
1 小藤田忠仙 (220石)	○ (★左衛門150石)	左衛門 (150石41才)	○	○47才西町	○	○ (三竹)	○ (三竹)	★
2 坂井寿庵 (200石51才)	○	○60才	○	○御番兼船師才西町	○ (藏安)	○ (藏安)	○	★
3 高田基庵 (200石38才)	○	○50才	○ 「灰庵」	○56才石毛町	○	○	○	★
4 山田夏中 (100石65才)	○	○77才	○	三浦 (10人扶持53才町町後)	○	○	○	★
5 不破瑞庵 (150石外科3丁1段才)	○ (藏安)	兼右 (外科36才)	○					★
6				坂井基庵 (30人扶持御番兼一併)	○200石			★
7								★
8 小大石玄哲 (大津番兼200石)	○大津番兼200石加州米25石	玄哲 (大津番兼400石29才)	○ (200石)	○ 「三哲」400石御番兼船師才西町	○	○ (玄哲)	○ (三哲)	★
9 立加藤正徳 (200石)	○	○76才	玄好 (10人扶持)	○西町	○	○ (正徳)	○ (正徳)	★
10 柳部善枝 (兼船) 200石39才	★	○61才		○女中兼船57才万石前	○300石	○	○	★
11			東部兼船 (30人扶持)	○父兼枝一併				★
12								★
13 佐々玄庵 (150石41才)	○ (玄院) (★快)	○ 「快安」 57才	佐々玄庵 (10人扶持)	○	○		○ (玄庵)	★
14 大塚寿堂 (100石計立才)	★	○65才	○ 「寿安」	寿静 (南米寺町)	○	○	○	★
15 立間竹松店 (30石兼兼船7才)	○	○47才100石			白安 (60俵)			★
16		兼宗叔 (外科100石31才)	○	○37才坂井与右衛門前				★
17					江間口竹 (10人扶持)			★
18		江部兼船 (60俵42才)	○ (兼宗) (30石)	○60俵堤町西町後				★
19 富山山道 (両金2枚)	○ (外科700石61才)	○	○	○67才西町				★
20		高島大知坊法蓮 (目取御番兼船師)	○300石 (ノマ)	○ (金子5枚75才御番小舟)				★
21		年取松三郎 (大津番兼300石41才)	○ (非徳院) 500俵	○ (兼船師47才御番小舟)	○300俵			★
22		鈴木道庵 (300石54才)	○	「道庵」 江戸	○	○ (道庵)	○	★
23		船橋玄哲 (外科150石41才)	○	○50才在 三番町	○	○ (船橋)	○	★
24		六川利直 (外科150石45才)	○	○船木直				★
25		山崎順水 (30人扶持)		○玄玄院一併	○200石			★
26					佐々木宗清 (10人扶持)	佐々木寿庵		★
27					加木宗清 (600俵)			★
28					徳五郎 (660俵)			★
29 藤田兼庵 (300石51才)	○							★
30 小栗兼庵 (200石52才)	○	○64才医師兼物奉行	頼理 (御子小母とも)	○				○ (頼理)
31 立見恒友庵 (300石外科)	○							★
32 立塚宗徳 (150石53才)	○ (外科小舟100俵5才)				○船初松一併			★
33 小林平庵 (100石外科2才)	○			○ (「金庵」)				★
34 佐々正益 (50石70才)	○ (★300石)	玄兼10人扶持21才	○ (玄安) (10人扶持)	○ (26才高岡町)		○ (正益)		★
35 山江康庵 (兼光、船3枚兼兼船35才)	○ (★兼船100石)							○ (康庵) (「江」)
36	★兼船兼右 (150石)	○40才	○	○御番兼船46才安江木町				★
37		★山脇玄院 (300石57才)	○	○女中兼船63才三丁町				★
38	岸玄吉 (小舟100石外科)							★
39 藤田兼庵								★
40		玄川玄院 (外科兼金5枚兼 20人扶持36才)	○					★
41		若者半郎 (外科150石45才)						○ (半郎)
42				佐々宗庵 (約船80石)				★
合計 18 (船外62人中29%)	22 (船外60人中37%)	26 (船外76人中34%)	29 (船外67人中43%)	26 (船外74人中35%)	20	23	21	

※ [表1A] [表1B]において、①②③は金沢市立五川図書館加越能文庫「慶長・延宝加陽分限帳」、④は同「古組帳抜表」、⑤は同文庫蔵、⑥⑦は『加賀藩初期の侍帳』(複製、石川県図書館協会、昭和45年)、⑧は岡山大学図書館池田家文庫蔵、⑨は石川県立図書館森田文庫蔵、⑩⑪は同館蔵「寛文七年金沢図」「延宝金沢図」(池田仁子『寛文七年金沢図』等にみる医者の居住地と城内での医療 [表1]『金沢城研究』8号、平成22年)、⑫は同県立歴史博物館蔵(十村後藤家文書)より作成。各時期の○はそれぞれ前時期・前々時期と同様の場合を表し、異なる表記のある場合は原則として「○」で表したが、音読みが等しい場合などはその表記を割愛した箇所もある。また、①の★は『加賀藩初期の侍帳』所収「慶長十年富山侍帳」に記載の人物を、②の★は同書所収「寛永十九年小松侍帳」に記載の人物、⑤⑥の★は同じく「寛文元年侍帳」記載の人物を、④の☆は「古組帳抜表」中の万治元年「小松組外分知行高・御切米高并定役態・蔵付之帳」記載の人物をそれぞれ示す。合計欄は人数を示すが、()は医者の占める割合を表す。なお、延宝園の年次比定は上記金沢城調査研究所『金沢城研究』3頁に依る。また、年令等につき誤記とみられる箇所も史料通りとした。

11年の侍帳がほぼ完備しているものとすれば、このころ医者職がほぼ固まったものとみられる。また、a ⇒ 7例であることから、慶長期に藩医の祖形ができていたといえよう。さらに、f ⇒ 0例であるゆえ、少なくとも延宝3年～同5年の間での新規設立の医家はなく、それ以降元禄元年までの間で、2家が藩医として新規に召抱えられたということになる。

ところで、延宝5年侍帳をみると、組外組は不破彦三・富田治部左衛門の裁許と見え、医者も当然この中に組込まれている。「諸頭系譜」(金沢市立玉川図書館蔵)によれば、不破・富田の両人はこの時奏者番であり、寺社奉行になるのは不破が元禄4年(1691)、富田が延宝6年(1678)である。これに基づけば、延宝5年段階で医者は奏者番支配であった印象を受ける。因みに、近世中期の「享保九年土帳」(加越能文庫)では「御医師寺社奉行支配」と記され、藩医は寺社奉行の支配下に置かれている。しかし、近世初期においては身分階層層のものが形成途上であり、多分に流動的な要素を含んでいたといひ、裁許や支配、申渡・上申など伝達システムといった点からみても、流動的であり⁽¹⁾、前稿でみた堀部義叔の養子一件においてもそうであったように、「諸頭系譜」の記述だけでは判然としない部分のあることも否めない。ともあれ、延宝5年段階で医者が藩主家のための重要な位置にあったことは、近侍御用のうちの奏者番配下であった点よりも窺うことができよう。

(2)「寛文七年金沢図」・「延宝金沢図」と居屋敷拝領の医者

これまでみてきた慶長から元禄元年の医者の知行高などについては、知行取の者から切米取、扶持米、給金・給銀取の者など様々であるが、高知行の者をみると、寛永期小松の大石玄哲の500石(500俵の誤記であるとすれば250石)が最高である。また、300石(または600俵)から250石(または500俵)の者をみると、慶長の内山覚中・山科長庵・高田慶庵、万治以降の原友碩、寛文期の佐々正益・鈴木道倫、延宝以降の亨徳院、元禄の加木道意・端玄川などである([表1A][表1B])。これらの多くは京都や江戸との関わりが深い医者である点注目される。

ところで、藩より拝領の藩士の屋敷地の規模についてみると、慶長16年および万治2年に規定がなされている⁽²⁾。このうち、町医者並の者も170歩の屋敷地が与えられたのは万治2年であった。ただ、この場合、後述のように2年後の寛文元年に、医方も親と同様確かな嗣子の場合のみ屋敷拝領が可能であるという条件つきになるゆえ、すべての町医者ではなく、許可された医者のみであった。因みに、「寛文七年図」・「延宝図」には藩士や医者など、個々の屋敷地の寸法が記載されているが、現時点ではこの点は未調査である。今後、こうした屋敷地の規模などに関し、調査・解説及び侍帳との照合の上で、定書との比較検討も課題である。

さて、前稿では外総構堀の外側について、「寛文七年図」になく、「延宝図」のみに記載の医者に関しては未調査であるとしたが、その後調査を進めた結果、総構堀の外側に関し、「寛文七年図」で医者以外の屋敷地・地種の所が「延宝図」で、新たに医者の拝領屋敷に変わったというケースはないことがわかった。すなわち、両図における医者の記載は、総構堀の内側もしくはその近辺であり、その人数は、「寛文七年図」で42人、「延宝図」で41人程の結果を得たわけである。また、「寛文七年図」の42人のうち、侍帳等に無記載の者を御歩並身分の藩医と想定した者もいるが、これらの中には、以下のように一部町医者が含まれている可能性のあることがわかった。

すでに周知の史料「御普請会所御定書」の中では、(A)町医者にも屋敷が拝領される場合があった。すなわち、寛文元年(1661)年寄の今枝民部・奥村因幡・奥村河内・前田対馬から普請奉行(津田次郎左衛門・近藤新左衛門・久津見忠兵衛)に宛て、町医者の内、御屋敷拝領の者が死去したら屋敷を返上させるが、その嗣子が親に劣らず療治が上手なら、届け出によっては、引続きその屋敷拝領は可能であるという違が出された⁽³⁾。

このほか、「御屋敷方跡々格仕勤来候品之帳」(加越能文庫)の中では、(B)「町医師之類御家中之面々より知行置候而茂御屋敷拝領仕事」の項として、元禄元年普請奉行の杉江平丞(重相)

の覚書によれば、町鍼科高桑玄春が多多安房より知行を拝領しているが、「町鍼科ニ御合力かた人」するものである故、屋敷を下賜するという例に基づき、家臣より知行を拝領している町医者にも屋敷が与えられる場合のあることがわかる。

さらに、同史料中 (C) 「貸屋鋪仕事」の項で「町医師之内御屋敷拝領」の者が病死し、その伴が親と同様よく医療を成す場合は、跡屋敷は地子銀を納め、借りたき願を町奉行が奥書し、普請方役所へ届ければ貸し置くというものである。因みに、「寛文七年図」・「延宝図」に記載された高木宗三が「永代地子」と見えることにつき（前稿 [表1]）、右の例に相当する可能性もある。

以上、(A) (B) (C) の内容から、当時上級武士の家臣より知行を拝領しながらも、町医者身分の者が存在したこともわかり、さらに、彼らを含め、町医者身分であっても、藩から屋敷が与えられる場合や地子銀を納める形で、屋敷を借りて住む場合もあり、こうした町医者も、「寛文七年図」及び「延宝図」に記載されている可能性のあることをここで指摘しておきたい。

ところで、「前田貞親手記」元禄2年1月30日条の年始御礼の者の中に「町医師 藤田玄仙・渡辺玖庵・磯野玄察・黒川覚針」と見える。この4人はいずれも「寛文七年図」・「延宝図」の両図に記載された医者で、貞享4年段階では、ともに御目見願を出す、却下されたことはあるものの、翌年渡辺玖庵・磯野玄察は豊姫の診療を行っている（前稿）。また、のち黒川覚針の後裔は藩医となる。いずれにしても、部分的に城内の医療に関わっている医者を含むこの4人は、右史料に依れば、身分は町医者ということになる。しかし、現時点では「寛文七年図」・「延宝図」の両絵図作成時期に、彼らが町医者であったということを確認することができない。詳細については今後の課題である。

右のうち、とりわけ藤田についてみると、前述のように「寛文七年図」及び「延宝図」には玄仙の名が記されているが、元禄2年時は町医者であるものの、寛文7年・延宝期も町医者であったとはいきれない。因みに、藤田家総体で考えてみると、近世前期の侍帳類の中では、藤田道閑(200・100・120石)が慶長から元和・寛永4年(1627)までのものに、そして、同道仙(220石)が寛永19年(1642)から万治2年(1659)・寛文6年(1666)のものに、さらに、この間同玄碩(150石)が寛文元年から元禄元年のものにそれぞれ記載されている（[表1A] [表1B]）。一方、「寛文七年図」ではC地区に藤田三雪と同玄仙が通りを挟んで向かい側に住み、また、「延宝図」では三雪の地番に玄碩が、玄仙の地番に依然同人がそれぞれ居住している。玄碩の父は三雪と想定されるが、このC地区は大石玄哲・加藤正悦とともに小松より引越した医者が集住する辺りで（前稿）、城内に最も近い位置にあり、延宝5年(1677)侍帳が記載するように玄碩居住の西町に当たる。

このように考えると、玄仙は寛永期小松御馬出に居住していた道仙の系統を引く者とも考えられ、三雪と道仙は同一人の可能性もある。また、「寛文七年図」にともに藤田三雪と同玄仙が居住していることなどから両者は兄弟であろうか。そうであるなら、玄仙は玄碩の叔父ということになる。因みに、「諸士系譜」（加越能文庫）の藤田家では「玄徳(120石、元禄2年没) — ○ — ○ — 道閑 — ○ — ○ — 道仙」など見え、藩医藤田家においては、近世中後期に先祖の名前を再び称していることがわかる。なお、貞享末から元禄期にかけ豊姫の診療を担当した「玄仙」は端玄川とみられる（前稿）。

以上のように、医者に関しては個別に見ていく必要があり、「小松侍帳」の大石・加藤・藤田家がC地区に集住しており、「寛文七年図」の絵図下の凡例註記に見える「小松より引越」した者等の居住位置を改めて確認することができる⁽¹⁴⁾。

2 藩主前田綱紀の様軒と金沢城二ノ丸での診療

次に藩主とその家族の診療に当たった医者の活動について述べたい。まず、藩主前田綱紀の様軒と金沢城二ノ丸での診療について「前田貞親手記」より[表2]にまとめた。

綱紀は前稿で触れたように頭痛・痰・御宿えなどの持病があったが、[表2]でわかるように、元禄元年12月にも、相変わらずこの持病に苦しんだ。明けて同2年正月、歯茎が腫れ、頭痛に加え鼻や

〔表2〕 藩主前田綱紀の様態と金沢城二ノ丸での診療（『前田貞親手記』21～27巻より）

元禄元年 12月 (46歳)	12日少し持病が出て、通常より遅く九時宝円寺へ参詣。
元禄2年 正月 (47歳)	6日頭痛も鼻際の痛みも退かず。目や鼻中、頬、歯ぐきへも痛みが広がる。生姜を当て、灸をする と一時的に痛みが治まる。薬2貼調進。7日脈浮立、鼻際の痛みや歯ぐきの痛みは退くが、眉毛の 辺が痛み、左鼻の息、におう。薬2貼調進。10日持病退き、1昨夜右側少しのぼせにつき、御飯・ 枝柿召上り、快調となる。薬2貼調進。13日朝脈診、先日の痛みは退くが、新たに鳩尾御疝、胸膈、 脇の横骨より「京（亨、肛カ）門」へ御つり、起居に指障り、背骨の上の方もだるく痛む。薬2貼調進。 14日昨日の薬召上る。右京門の辺の痛み退き、腰痛も快然。鳩尾の疝も過半回復。薬2貼調進。17 日昨16日夜、快調の所、寒気のため発熱。身柱の辺、背中張り、脈浮大、脈拍数多くなる。薬2貼調進。 18日脈拍数減少、まだ少し浮大気味、頭痛少し弱まる。薬2貼調進。23日鳩尾が御瘵にて指支え、 丸薬指上げ。
元禄2年 閏正月	2日脈浮大、少し力有り、公務後、御疝え、余寒甚しきため、御灸控え、煎薬2貼調進。6日拝診中、 少し脈に力有り、頃日のぼせ、御疝有り、なでも退かないため少しの間うつろく。後腰痛、随所 に痛み広がり、御灸所も決め難く、煎薬・丸薬を調進し、御疝の回復を優先す。12日脈拍数多く、 鳩尾張り、御疝有り、背の上の方が痛み、咳・痰が少し出る。薬2貼調進。15日脈少し浮大。発汗、 持病の御疝の故かと思召。薬2貼調進。16日脈診、風邪のためか、脈拍数多く、咳・痰多出、発熱、 痔痛有り、薬2貼調進。22日頃日体調不良の所、1昨日清快故、昨朝行水。昨夕より発熱悪寒有り、 不快につき御表へ出ず。24日脈診の所沈数有り、悪寒有り、御表へ御出られず、薬がもたれると思召、 服用されず、御灸後心持ち快方、1昨日行水後風邪悪いと診断、薬2貼調進。25日拝診、脈の乱れ有り、 咳・痰、悪寒、熱、頭痛は少し退くが、御身柱等が張り、痛み、薬2貼調進。
元禄2年 2月	11日脈診、少し浮大、脈拍数多く、御疝も少し有る。風邪気味と言上。1昨日の鷹場で少し風邪 引いたと仰。鼻・くしゃみ多く出、身柱に御灸。薬2貼調進。12日脈診、脈沈み、脈拍数多く、風 邪は快方の旨言上。咳・痰多く出る旨仰。薬2貼調進。

眉の辺が痛み、また、胸から鳩尾・脇腹・腰にかけても痛みが起り、痔痛のほか、1回発熱があり、翌閏正月にも、のぼせ・腰痛・咳・痰が出て、風邪を引き、発熱3回、痔痛に苦しんだ。こうした二ノ丸の御居間廻りでの綱紀に対する治療は、御灸、煎薬・丸薬などの投薬でなされたが、前稿でみた貞享期より引続いて元禄元年より2年にかけて、当時主治医であった堀部養叔に依るものである。養叔の住居地は二ノ丸にきわめて近く、綱紀の信頼度は極めて高いものであった（前稿）。

しかし、時には次のような出来事もあった。元禄元年9月27日、養叔は前田対馬・多賀信濃に宛て次のように書付を出している。すなわち、夜前御用のため、御次へ御召になったゆえ、夜中行歩に時間がかかるので、急ぎ登城したいと思い、迎えの小者が金谷御門より通行して良いと広式よりいわれたと申し、明乗物で右御門を通り、「七十間御多門御門之外」側へ通行した。これは小者の承り違いによるものではあるが、迷惑をおかけしたという詫状であった。これらに依ると、金谷門の南側に住居する養叔は、通常はもっとも近道の金谷御門を通らず登城したものとみられ、甚右衛門坂を通ったのであろうか。或いはこの時の養叔の行き先は、位置から見て二ノ丸だとすれば七十間御門の外側は遠回りになるゆえ、「御次」というのは二ノ丸ではなく、金谷御殿だったのであろうか。詳細は不明である。

こうした金谷御門の通行について、のちに記された「落葉集」（金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵、後藤彦三郎〔1756～1828〕筆）では「昔ハ金谷御門往來之由ニ候処、御城中与相成、金谷御屋形も被印付候故、往來御停止相成候よし」と見えるなど、元禄元年段階では通常は金谷御門の通行は停止されていたことがわかる。

なお、幕末期金沢城代の奥村栄通筆の「官事拙筆」（玉川図書館奥村文庫、38巻）嘉永5年9月6日条に依れば、年寄の金谷門の通行について、従来御供として挟箱持ち、草履取の各1人ずつの御定であったが、金谷御門内も「当時二ノ御丸格合ニ付」以後は、「御定之外、小者老人召連」でも通行可能となった。同時に、この外、雨降りの際は傘持ち1人の供連れも指支えないとされた。このような各身分の藩士らにおける城内の各御門の通行や順路の解明も今後の課題である。

ところで、江戸藩邸で井関玄悦（曲直瀬玄朔の弟子）が人参膏を製造するため、元禄元年11月金沢か江戸藩邸の土蔵が詳細は定かではないが、土蔵内の人参の調査が開始され、義叔が在庫の人参はまだ用立つと答えている。さらに人参の員数調が江戸へ命ぜられ、12月11日義叔は江戸藩邸勤務の嫡子堀部義頼よりの調査に基づき、136匁余りの壺の人参は宜しいが、中には「虫入申人参」も余程有り、70目余りの壺については古くなったため、馬や鷹の薬に用いていると上申する。同月15日136匁余りの分は玄悦に製薬させ、翌2年1月28日江戸の玄悦より出来上った人参膏1器が金沢に到来、玄悦による封印は綱紀の御前で開き、義叔へも人参膏が少々下賜され、また、家匠にも願出次第で付与されるという仰があり、端玄川らが再び封をした。

ともあれ、幕末の事例ではあるが、「成瀬正敦日記」（嘉永元年11月12日条）によれば、藩主周辺の諸々の事情に関し、世上への漏洩を戒めるよう申談せられているように⁽¹⁵⁾、医者は、もっとも藩主サイドに近侍したことはいまでもなく、それゆえに、近世前期から信頼できる医者が重用されたのであろう。

3 綱紀の子女の診療と金谷・二ノ丸御殿の利用

藩主綱紀の子女の診療と金谷・二ノ丸御殿の利用等に関して、次にみていきたい。これについては、同様に「前田貞親手記」より主要な内容を〔表3〕に示した。

金谷出丸には、文庫・書院・馬場が寛文期ころより整備されていたが、豊姫移住を機に貞享4年6月以降御殿の作事が開始され、同所は少なくとも同4、5年には前田家の一部の女性たちの居住空間として機能し始め、同5年（元禄元年）6月豊姫は前田佐渡邸より金谷に移住した。以降は引続き〔表3〕でわかるように、9月には、豊姫は吐乳など体調不良となり、端玄川が治療に当たり、綱紀はじめ藩老や家老らは頻繁に金谷御殿を見舞いに訪れている。豊姫はその後回復し、10月には一時的に二ノ丸御殿に引き移り、11月同御殿で病氣回復祝の御能が催され、医者らも萬ノ間で拝見、料理を頂戴する。

一方、同月金谷の詰番人を4人から20人に増員することとなり、同所の居住機能の充実化が図られた。翌元禄2年閏正月、金谷の作事勤務者褒賞員数が上申され、雪が消え次第、作事が再開されることとなった。同月27日豊姫は金谷に帰殿し（前稿）、藩老らの豊姫の御機嫌同は2～4日に1回となり、参上の往来は松坂門通行も可能となる。続いて2月には金谷で敬姫が誕生、藩老ら重臣も金谷や二ノ丸で祝詞を申上げ、また、豊姫の灸治は山科理安・端玄川が担当した。4月には横山正房邸で男児久丸が誕生、御祝の幟も準備されるが、5月の母大慈院死去のほぼ3週間後に様態が悪くなり、山科理安の投薬治療も叶わず死去する。この間久丸生存中は藩老らも右若子誕生の祝詞に金谷に参上、一方、金谷作事方への下賜品請書が進上される。

なお、同年4月には金谷の御島部屋で黒鶴子が出生し、8月には熊鷹が、また、10月には鶴が同所に混入し、ともに捕獲が申渡されており、金谷の施設上の動向を知る上で興味深い。一方、同年6月には二ノ丸の竹ノ間（御広間）⁽¹⁶⁾で書物の虫干が申渡されているが、先年は本丸で行なわれていたところ、畳などが古くなったためという。

引き続き元禄3年（1690）敬姫の髪置祝が金谷で行なわれ、同4年、同じく金谷で誕生した富五郎（4代大聖寺藩主前田利章）は、同8年初めて観音院へ参詣する。この時恭姫・豊姫・敬姫も同道、山科理安・堀部義叔ら医者7人も随行し、帰路「蓮池之上御屋敷」へ入り、祝済み、金谷へ帰殿する。この蓮池の上屋敷でのお祝いについて、綱紀の関わりは不明である⁽¹⁷⁾。なお、翌9年8月二ノ丸は増築中のため、綱紀は参勤を終え、帰国してこの蓮池邸に入るが⁽¹⁸⁾、これ以前にもしばしば同屋敷を訪

[表3] 綱紀の子女の診療と金谷・二ノ丸御殿の利用等（「前田貞親手記」21～38巻より）

元禄元年	<p>9月2日綱紀6時半金谷御殿へ入られ、午半刻御帰り。3日朝、綱紀7時半過金谷へ御入になり、9時前御帰り。豊姫御滞りにつき、御見舞に藩老・家老らも金谷へ出向く。豊姫御気色昨日より快然く端玄川が担当。4日綱紀7時半金谷へ御入り、9時御帰り。安房ら藩老も御見舞。豊姫御滞り。5日豊姫授乳5、6度、吐乳なし。綱紀金谷へ入殿。安房らも御見舞。6日綱紀金谷へ入殿。安房らも御見舞。豊姫黒い筋交りの白きかたまり吐乳。その後回復。薬調進く端玄川が担当。8日綱紀9時仏殿へ参詣、後松坂より金谷へ向け入殿。10日綱紀金谷入殿、安房らも豊姫の御機嫌伺に参上（11・13・14・16日も金谷へ参上）。18日綱紀4時過金谷へ入殿。安房らも参上（19・20・21・晦日も金谷へ参上）。19日綱紀金谷へ4時入殿（20日は9時過に、21日は9時前に入殿）。</p> <p>11月6日豊姫（当時二ノ丸に居住）病氣木復につき御能興行、医者は葛岡辺にて拝見、料理頂戴。14日豊姫9月3日頃より御不快、18日金谷の詰番4人充の所、20人に増員と命。</p>
元禄2年	<p>閏正月5日昨年金谷作事勤務者に褒美に付員数等上申、雪消次第作事再開予定。27日豊姫金谷へ入殿。佐渡等重臣ら参上。28日金谷の豊姫へ佐渡ら重臣の御機嫌伺は2～4日に1回とするよう命。参上の往来は松坂門通行も良しと仰。29日豊姫の見廻として恭姫金谷へ入殿、のち再び二ノ丸へ御帰り、其後御帰宅。</p> <p>2月22日金谷にて敬姫誕生、筑後・信濃ら参上の旨仰。25日藩老・家老・若年寄、各々金谷へ参上、祝詞申上。二ノ丸にても恭姫へ申上。28日佐渡父子金谷へ参上。</p> <p>3月1日御産婦（大悲院）昨夜横山筑後正房へ移徙。3日上巳の佳節に付、藩老・老中・若年寄金谷へ参上。18日豊姫灸治につき山科理安・端玄川上申。身柱に灸する。</p> <p>4月14日安房ら重臣金谷等へ参上、若子誕生祝詞申上。金谷屋敷御鳥部屋黒鶴子2つ出生（1つは5月15日死去）。18日久丸御七夜に付、安房ら3人筑後宅へ参上。22日金谷屋敷作事方等への下賜品請書進上。28日若子孫久丸と改名。来月のぼり設置につき細工奉行へ申渡。</p> <p>5月11日久丸母（大悲院）死去</p> <p>6月2日横山筑後宅の久丸様林悪く、山科理庵疫療治療叶わず死去、安房ら重臣詰る。4日書物虫乾去々年通り二ノ丸竹ノ間にて行なうこと申渡す。5日久丸尊骸納棺、仰有る迄筑後宅にそのまま安置。20日久丸葬礼宝円寺にて執行。</p> <p>8月25日（金谷屋敷の果親鶴の鳥屋の中へ熊鷹が入り、捕獲につき達。）</p> <p>10月朔日（金谷の鶴部屋の鳩捕獲につき仰。）</p>
元禄3年	9月21日敬姫金谷にて髪置祝。
元禄8年	<p>5月6日富五郎初めて観音院へ参詣。恭姫・豊姫・敬姫も参詣。婦路蓮池の上屋敷へ入り祝済み、金谷へ入殿。9日右富五郎参詣御供につき、山科理安・磯野道順・堀部義叔・矢田周閑・堀宗叔・久保寿静・同定興らへ慰勞金品下賜。</p>
元禄10年	<p>5月朔日二ノ丸大広間にて出仕人御目見、奥書院にて役替仰渡、藩老ら金谷広式へ参上。綱紀蓮池上屋敷へ入られず、金谷へ御入殿。</p> <p>6月6日二ノ丸御新宅御移徙につき、子女より御献上等。御新宅柳ノ間より通られる。18日町医師岡村順悦「御広式御用」勤めにつき居屋敷拝領が許可される。</p>

れている。続く同10年（1697）5月二ノ丸広間で出仕人が御目見え、奥書院で役替が仰渡され、一方、藩老らも金谷へ参上、綱紀も蓮池の上屋敷に入らず、金谷へ入殿する。同年6月二ノ丸御新宅移徙につき、子女より祝品の献上が行なわれ、詳細は不明だが、この際新宅の柳ノ間より通行した。因みに、当時の新宅造営など建物の様子に関しては「金沢城座敷之図二ノ丸」（石川県立歴史博物館蔵）の図が知られる⁽¹⁹⁾。

また、同月町医師岡村順悦が二ノ丸での診療を命ぜられたため、居屋敷の拝領が許可されている。ここでは、前述のように藩より屋敷地拝領（貸与の場合を除く）の町医者等の事例（ア）親と同様医術が上手な場合、及び（イ）町医者身分のまま藩の重臣等より知行を授与され鍼科として特別に許可された場合一とは異なり（ウ）二ノ丸での診療を拝命したがゆえに、居屋敷が下賜される町医者がいたことが確認できる。因みに（イ）の場合は特殊な例であろうが、（ウ）の場合はいずれ（ア）の場合へと変化する場合や、（ア）ゆえに（ウ）に至る場合なども近世全体の中では、この後もあり得ることが推測される。

4 京都より下向の医者と城内での活動

前稿で触れた津田寿軒は貞享5年（元禄元年）7月16日、京都より豊姫の診療のため金沢に下向する。同人はのちの藩医津田正流・寿軒（浄嘉堂文庫「加州金府城下図」（旧池上家文書＝藩老奥村助右衛門家の大工）、「諸士系譜」）らの祖とみられる。以下、「前田貞親手記」などにより京都と金沢を往復して診療に当たった医者の動向について、大石玄哲・同三折・山科理安・亨徳院・南保玄達・同玄隆・馬嶋柳庵の事例から素描しよう。

①大石玄哲・同三折

寛永19年「小松侍帳」に記載されている藩医大石玄哲に関して（〔表1A〕〔表1B〕）、500石で小松の細工町居住と見え、のちの「寛文七年図」によれば、金沢ではC地区に屋敷を拝領し（前稿）、寛文7年没している（「諸士系譜」）。が、翌8年「加越能士帳」（〔表1B〕）では、大津着米200石、ほか25石加州米と記載のあることからすると、右500石は500俵の誤記の可能性もなくはない。また、作成時期に詳細な調査が行き届かなかったのか、没した翌年の侍帳にも記載されていることになる。このようにみていくと、寛永期当時は小松細工町に屋敷を拝領していた大石玄哲は、いつの時期からか不明だが、おそらく、ある一定の期間、京都と加賀に住み、両地を往復していたものと解せる。さらに、玄哲の嫡子三折は「延宝図」では、「寛文七年図」中の父と同地番に居住し、寛文11年侍帳（〔表1B〕）では大坂着米400俵と見え、同人もある時期まで京都と金沢を往復していた可能性はある。しかし、三折は延宝期以降の侍帳には大坂着米の記載がないことから、少なくとも延宝以降は金沢詰に定着したのではなかろうか。

②山科理安

小児医師の山科理安について、「元禄元年侍帳」では同長安の名が記載されているが、理安は無記載である（〔表1B〕）。右侍帳及び「諸士系譜」では長安は600俵、延宝9年召出、元禄元年没と見え、一方、理安は「諸士系譜」では200石、元禄2年召出（藩医として正式な出仕）とし、両者は別家扱いであるが、ともに慶長期の山科長庵の後裔とみられるものの、両者の詳細な関係は現時点では不詳である。理安などについて以下、「前田貞親手記」よりみていこう。すでに元禄元年9月朔日二ノ丸の表御居間、御焼火ノ間の縁辺で御目見し、扇子を献上。子女の療治に出精したと挨拶し、のち金谷へ入殿する。当時右表御居間と御焼火ノ間は隣接しているという⁽²⁰⁾。続いて7日には白銀・羽織拝領の御礼のため登城の義が上申され、12月18日には、綱紀は去13日の京都より不破・岡島宛、理安の来書を御覧になる。その内容は、先頃京都より金沢へ下向の折の諸事懇意の礼を述べ、禁裏より御咎が有ったが、昨日赦免となり、再び金沢行き的事内々仰の旨御請したゆえ、藩老へ取成しを依頼するということであった。

かくして、翌元禄2年2月29日に23日付、在京の理安より不破・岡島宛に、金沢への下向を禁裏へ断り、追付罷下の由来状あり、これに対し、藩は姫様方も誕生され、「小児医師」が必要なので、ご参勤前に金沢に到着するよう申渡した。3月5日理安は金沢に到着。8日昼頃広式へ参上し、姫の診

察を拝命、3月10日南保玄達らと表御居間にて着座、焼火ノ間御縁辺にて鳥目100疋を拝領、御目見する。のち広へ参上、両姫を拝診、慶（敬）姫が一段快然となり、生得御実性の旨の覚書を上申するなど、理安は二ノ丸へ誘引される。3月19日には御判物頂戴に参上しており、「諸士系譜」の記載が元禄2年出仕とする根拠が、ここにあるものとみられる。ともあれ、3月25日御能を拝見、奥書院「二ノ間西ノ御縁辺」にて料理を拝領し、翌日御礼に参上する。続いて元禄3年6月18日、御留守居中精勤、御広へ参上し、姫方の菓を調進、御回復につき、銀子・時服を拝領する。また、元禄8年5月9日、理安は富五郎らの観音院参詣御供の慰勞として、晒布二疋を下賜されている。

③亨徳院

元禄2年1月14日、亨徳院の妻女が京都にて昨秋より病となり、暮には重病に至った故、京都へ一度帰ってそれを見届けるため、亨徳院は御暇願を岡嶋・不破宛に届け、許可される。この亨徳院は明治3年曲直瀬安治郎「先祖由緒并一類附帳」によれば、曲直瀬正淵といい、亨徳院玄承の嫡子で、延宝5年江戸にて300俵で出仕、相続するが、藩主綱紀が「御在国之日御国江隔年相詰」、享保4年(1719)京都にて没する。同家は日本医学中興の祖で前田利家に仕えた曲直瀬道三正盛（文禄3年没）を初代に、以後道三正純（慶長16年没）— 道三正因（元和元年没）— 道三正専（寛永元年没）— 玄與（寛永20年没）— 玄承（延宝5年没）— 正淵と続く。寛文11年「侍帳」に記載されている亨徳院は玄承で、500俵であるが（前稿）、右「先祖由緒并一類附帳」に依れば、同人も含め、正純以降すべて亨徳院と称し、かつ俸禄は「合力米」（手当米）と見える。

④南保玄達・同玄隆

次に、「元禄元年侍帳」（〔表1B〕）には無記載である南保玄達及びその嫡子玄隆についてみよう。南保玄達は元禄2年3月3日、京都より昨晩到着、前述のように同月10日山科理安らと表御居間にて御目見、鳥目100疋を拝領する。19日（18日も見える）内山三清とともに、知行拝領（「諸士系譜」では400石）の御礼金を献上する。24日京都への参上と金沢への下向の具体的日にちは、様子次第と仰を請ける。

また、元禄10年2月25日には南方（保）玄隆（「諸士系譜」享保9年600石）と市井友仙との屋敷願替の書付が藩に提出され、閏2月10日玄隆は金沢へ引越に付、綱紀の「御留守中」は医者不要ゆえ、当節は御暇を出し、5月中旬引越の旨の覚書を提出し、翌日綱紀が御覧になる。これらは、京詰の医者が主に綱紀在国中金沢へ下向して診療を重ね、やがて金沢移住となる好例である。翌11日岡嶋一郎兵衛は当春初頃より南保玄隆の投薬を受けているゆえ、この間少し患っていたことがわかる。23日、玄隆の上京に備え、南保玄仲（玄隆弟、享保9年150石）等へ留守中火の用心の見廻りを頼置旨の書付に、寺社奉行が添書している。さらに、28日一柳監物が発病した場合に備え、応診するよう南保玄隆らに仰あり、5月13日玄隆は京都より妻子を連れ、金沢へ引越すことになる。

なお、南保玄隆の後裔には文化期二ノ丸造営時の医療に携わった南保玄隆（生年不詳～1837、10人扶持）がいる⁽²¹⁾。

⑤馬嶋柳庵

馬嶋流眼科（南北朝期清眼創始）の馬嶋柳庵については、元禄2年3月24日御発駕以後、京都へ参るよう申渡される。このことも南保玄隆の事例と同様、綱紀が在国の時は京都より金沢へ下向し、綱紀が江戸へ参勤になると、再び京都へ帰るといふ藩医の事例を示している。さらに、元禄10年5月6日柳庵の勤務につき、綱紀が御在国中は、金沢にて勤務するよう申渡された。しかし、柳庵は病につき、少し遅参の旨を上申するものの、15日には京都より参上する。この時子共9人は初て御礼、御目見を

賜わっている。因みに柳庵の父の馬嶋大知坊については、延宝3年「侍帳」(〔表1B〕)に300石とあるが、寛文11年・延宝5年・元禄元年の各侍帳に、金子5枚とあることから、これは誤記とみられる。また、延宝5年「侍帳」(〔表1B〕)に「御かし小屋」と見え、大知坊・柳庵父子の京都の住まいは三條河原町の藩邸内¹⁰⁾の貸家であった。

なお、貞享期金谷御殿等で豊姫らの診療に当たった坂井泰順の養子坂井順元(小瀬復庵、430石)は、元禄2年2月12日、京都へ学問修業のため、御暇願を岡嶋一郎兵衛(寺社奉行)と不破彦三(奏者番)〔諸頭系譜〕宛に出しており、元禄期加賀藩から京都への学問修業の一端が窺える。

5 藩士等の治療

元禄2年3月6日、御徒横目佐伯三郎右衛門が当番にて二ノ丸へ出勤したところ、発病し、「当番之御医師大石三折」などが付添い、御貸小屋へ帰宅させたが、養生叶わず死没した。大石の診断の結果、病名は「中風」または「食腸」による病死という報告が成されている。このように、藩医は城中に当番で詰め、出勤中の藩士の治療も担当した。また、加賀藩へ御預けで禁錮を赦免されていた伊予西条藩の元藩主の一柳監物(直興、1624～1702)の病気に際しては、元禄10年間2月28日同人の発病時には南保玄隆・堀部養順・磯野道順・坂井順元・久保寿静・久保貞興・赤佐正軒といった本道・針立の医者らが応診するよう命ぜられた。

なお、右磯野道順は同月5日は両肩の痛みと手足のしびれのため、山代温泉へ湯治に三廻り(三週間)の御暇願を出し、翌日許可され、また養順の父堀部養叔も(すでに元禄7年74才にて致仕)同月身筋を痛め、同様に山中温泉へ三廻りの御暇願を出しており、医者や養生の一端を知ることができ、興味深い。

おわりに

以上、近世前期の医者概要と元禄元年より同10年まで金沢城内での医療及び金谷・二ノ丸御殿の利用についてみてきた。第一に、「寛文七年図」・「延宝図」において、今後医者に関して個別に他の史料を精査していくことにより、訂正すべき箇所も出来る可能性もあるが、今回少なくとも医者はすべて総構堀の内側ないしは、その近辺に屋敷を拝領している結果を得た。これらの中には、町医者も含まれる。すなわち、当時上級武士より知行を拝領する町医者身分の者も存在し、これらを含めた町医者も、万治2年の定書により、以降藩より屋敷を拝領するケースや地子銀を納入することで藩より借家住まいする医者も存在することがわかった。彼らのなかには、藤田玄仙・渡辺玖庵・磯野玄察・黒川寛針・岡村順悦らのように、一時的・部分的に藩医と同様、藩主前田家など城内の医療に携わる者もあり、また、中には町医者身分であるがゆえに、侍帳に登録されないが、城下町絵図に記載される場合もあり得ることがわかった。ただ、いつの時期にその身分であったのかといった問題、いわば町医者か藩医かの身分比定に関して特に留意する必要がある。つまり、町医者でも医術に優れ、藩当局に認められれば、一時的に、或いは恒常的に藩医と同様、藩内の医療に携わる場合もあった。

いうまでもなく医者は特に生命に関わる職業で、技術・知識の高さの評価がものをいう分野でもあることから、当時前田家や藩に仕える少知行・少禄の医者の身分は、特に流動的であったことも考えられる。したがって、個々の医者の身分や活動・役割について、今後は、可能な限り、時期が判明できる信憑性の高い史料から考証を重ねることが肝要であろう。

第二に、慶長期から元禄元年の侍帳をみると、藩士全体に占める加賀藩の医者は、1～2%程度に過ぎないが、高知行・高禄の者は300石或いは600俵ほどである。医者の人数は、慶長から元禄元年にかけて、およそ10人～29人ほどで、時代が下がるにつれ増加傾向にあった。彼らは慶長・元和期頃は無役衆、或いは寛永頃までは薬師衆、さらに万治以降は組外組(衆)として組織された。また、万治以降、組外組の中における医者の割合は29～43%ほどで、医者全体の人数増加に伴い、その割

合も次第に高くなっている。さらに、元禄元年の医者を中心みると、藩医としての祖形はほぼ慶長期から見えるが、寛文以降に彼らの医家としての初出も多く、このころ藩医としての職制もほぼ固定化しつつあり、藩主家及び藩内における医療の充実化が図られつつあったといえよう。しかし、以後もなお新規の取立ては少なくないものとみられる。

また、藩医は近世中期以降は寺社奉行の支配下に入るが、少なくとも延宝5年の侍帳の中では奏者番の裁許下にあり、貞享・元禄頃には奏者番や寺社奉行裁可の事例もある。近世前期にはまだこうした支配・裁許や申渡・上申など伝達システムといった点で流動的部分も認められるゆえに、今後他の史料より藩医が寺社奉行による単独・一本化支配になる初出時期の検討も課題となった。

第三に、藩主綱紀は頭痛・痰・御宿等の持病があったが、元禄期でも相変わらずこれらに苦しみ、歯茎の腫れや発熱、風邪、腰痛、痔痛も起こり、二ノ丸の御居間廻りにおいて、主治医の堀部養叔により御灸、煎薬・丸薬の投薬の治療が行なわれた。養叔は金谷出丸の南側、西内総構堀と西外総構堀の間に居住し、前田家の医療にもっとも信頼篤く、人參膏の在庫調査にも尽力する。が、小者の聞き違いにより、緊急時の通行も当時禁止されていた金谷御門を乗物で通行し、詫状を提出することもあった。ここでは金沢城の一御門の通行に関して少しく垣間見ることができた。

第四に、金谷出丸では貞享4年御殿の作事や詰番も開始され、翌5年(元禄元年)綱紀の娘豊姫が居住し、詰番の人数も4人から20人に増員となり、元禄2年段階でも依然として御殿拡充の作事が進行中であり、同御殿の居住空間としての充実化が図られている。以降同4年の間、金谷御殿では豊姫の吐乳などの体調不良の治療には、端玄川・山科理庵が担当したが、敬姫の誕生や髪置祝、富五郎の誕生があり、重臣横山正房邸では久丸が誕生するなど、これら子女の諸祝や病気見舞などのため、綱紀や重臣らがしばしば金谷へ入殿していることがわかった。また、久丸の病気に対しては、山科理庵が治療するが、生後2ヵ月足らずで早世する。一方、元禄元年豊姫は一時的に二ノ丸御殿へ引移り、病回復祝に同御殿で御能が催され、医者らも薦ノ間で観能し、料理を頂戴する。翌2年には去々年と同様、二ノ丸の竹ノ間で書物の虫干が行なわれる。また、同御殿の新宅建設も進み、元禄10年6月、綱紀に新宅移徙につき、子女より祝品の献上が行なわれたことなど、金谷・二ノ丸両御殿の利用について素描した。

第五に、京都と金沢を往復する医者として、万治以降、大石玄哲・同三折の場合、大津着米・加州米・大坂着米といった拝領石高や拝領屋敷地の住所から考察した。次に、山科理安・亨徳院・南保玄達・同玄隆・馬嶋柳庵の事例から、元禄期彼らが綱紀の在国に伴い、京都から金沢へ下向し、逆に綱紀が江戸参勤になると、京都へ帰り京詰めとなる事例を挙げた。彼らの中には亨徳院や馬嶋のように、京都の藩邸内の御貸家に住む者もいたが、近世中後期、子孫のなかには金沢へ引越し、金沢詰めの藩医となるケースも少なくない。また、彼らは医者の中では比較的高知行・高禄の者が多く、医学の進んだ中央の医者として高名であったがゆえに、加賀藩へ臨時的な出仕、或いは常雇用されたものと解せる。

第六に、二ノ丸へ出勤中の藩士に対する治療は、大石三折の事例を窺い見た。また、元禄10年一柳監物の治療対策として、南保玄隆・堀部養碩・磯野道順・坂井順元・久保寿静・同貞興・赤佐正軒といった本道・針立らに往診が申渡された。こうした出勤中の藩士やお預かりの大名に対する藩の厚い対応や保護の様子と医者の実務について垣間見た。

今後、城下町絵図に示された屋敷の規模に関わる問題や近世中後期の医者との動向と金沢城内の各部屋・施設の具体的な利用についての考察、ひいては他藩の医者との比較検討などが課題として残された。

〔註〕

- (1) 田中喜男『城下町 金沢』日本書院、昭和44年。同『加賀藩における都市の研究』文一総合出版、昭和53年。同『幕藩制都市の研究』文献出版、昭和61年。池田仁子『近世寺院の女性生活史断章 一 加賀金沢福泉

- 寺文書調査より一」(『加能史料研究』14号、平成14年)。同「金沢城代横山家と重臣—加賀藩藩者と陪臣にみる城下町の生活—」(石川県金沢城調査研究所『研究紀要 金沢城研究』7号、平成21年)。
- (2) 前川哲朗「痘瘡・コレラの流行と対策—藩政期疫病史の試み—」(『市史かなざわ』6号、平成12年)。竹松幸香「加賀藩上級武士の疾病・医療について」(『加能地域史』47号、平成20年)。
- (3) 津田進三「日本最初の蘭方内科医吉田長淑」(『石川県郷土史学会々誌』8号、昭和50年)。片桐一男『蘭学、その江戸と北陸』思文閣出版、平成7年。沼田次郎『洋学』吉川弘文館、平成8年。池田仁子「金子鶴村の蘭学と海外・科学知識—化政期加賀藩蘭学受容の側面—」(『日本歴史』698号、平成18年7月)。同「加賀藩蘭学と医者の動向」(『北陸史学』55号、平成18年)。同「金沢城代横山家の出生にみる家臣と医者と女性」(『研究紀要 金沢城研究』6号、平成20年)。同「大高元哲の事績をめぐる—加賀藩蘭学の受容と展開—」(加能地域史研究会『地域社会の歴史と人物』北國新聞社、平成20年)。同「医者と暮らしの諸相」(19世紀加賀藩「技術文化」研究会『時代に挑んだ科学者たち』北國新聞社、平成21年)。
- (4) 木越隆三・池田仁子「藩老横山家の3枚の下屋敷図について」(『研究紀要 金沢城研究』6号、平成20年)。
- (5) 石川県金沢城調査研究所「解説した『寛文七年金沢図』の人名データ」(『研究紀要 金沢城研究』8号、平成22年)。
- (6) 木越隆三「『寛文七年金沢図』の藩士配置と都市計画」(『研究紀要 金沢城研究』8号、平成22年)。
- (7) 池田仁子「『寛文七年金沢図』等にみる医者の居住地と城内での医療」(『研究紀要 金沢城研究』8号、平成22年)。
- (8) ニノ丸御殿に関する研究は、田中徳英「金沢城二の丸御殿の用途による部屋の構成」(石川県金沢城研究調査室『研究紀要 金沢城研究』3号、平成17年)、石野友康『葛巻昌興日記』にみる金沢城二ノ丸御殿の呼称と用途(『同』5号、平成19年)がある。
- (9) 日置謙『加能郷土辞彙』改訂増補版、北國新聞社、昭和48年、「金谷御殿」の項、『金沢市史 通史編 2』金沢市、平成17年、98頁。
- (10) 見瀬和雄・見瀬弘美「加賀藩改作法施行期の家臣団史料—「古組帳抜萃」—」(2)①、金沢学院大学紀要「文学・美術・社会学編」7号、平成21年、231頁。なお、「古組帳抜萃」の翻刻については、右のほか、同じく両氏による同②、同紀要、8号、平成22年がある。
- (11) 松方冬子「加賀藩の機構と江戸家老」(『史学雑誌』102編9号、平成5年9月、29頁)及び木越、前掲(6)参照。
- (12) 『加賀藩御定書』前編、石川県図書館協会、昭和56年、44・45・90・91頁。なお、藩より拝領の藩士の屋敷地の規模について、慶長16年、高知行の者は除き、主なものを見ると、700石より500石までは20間四方、400石より300石までは15間20間、200石より150石までは10間20間と定められたが、万治2年に700石より500石までは400歩、400石より350石までは300歩、200石は200歩、100石は170歩、90石より60石と切米100俵までの者は120歩、町医者並は170歩などと規定されている。すなわち、100石を除く100番台の知行の者が曖昧となり、それ以下の少知行・少録の者及び町医者並の者が追加されている。右においては、200石未満より100石までは170歩と解釈できるのであろうか。また、ここで重要なことは、町医者並の者も170歩の屋敷地が与えられる可能性のあったのは万治2年であった点である。
- (13) 前掲(12)、93・96・97頁。
- (14) 金沢城調査研究所、前掲(5)。
- (15) 前田育徳会『加賀藩史料』藩末篇、上巻、昭和55年、複製版、清文堂、78頁。
- (16) 石野、前掲(8)37～39頁。
- (17) 蓮池の上屋敷での御杖については、長山直治『兼六園を読み解く—その歴史と利用—』(桂書房、平成18年)にも記述が見えるが、綱紀の関わりは触れられていない。
- (18) 前掲(15)5編、357～358頁。
- (19) 石川県金沢城調査研究所『よみがえる金沢城』2、平成21年、34頁。
- (20) 石野、前掲(8)39頁。
- (21) 池田、前掲(3)「加賀藩蘭学と医者の動向」。
- (22) 前掲(15)、編外備考、173頁。

〔付記〕

本稿執筆に当たり、金沢城調査研究所の木越隆三・石野友康の両氏に大変お世話になった。衷心より感謝申し上げます。

【資料紹介】

「寛文七年金沢図」の人名データⅡ

石川県金沢城調査研究所

1 「寛文7年図」掲載藩士の身分評価の改善について

本誌8号に掲載した「解説した『寛文七年金沢図』の人名データ」（以下「総括論文」と略記）にI表「寛文七年図 惣構内部A-J地区藩士リスト」というタイトルで、544件の絵図記載人名を掲げたが、これに続き本号では、惣構外部に居住する1238件（ほかに武家請地の人名37件も追記）の寛文七年図記載人名をII表として、I表と同じ体裁で掲載する。「寛文七年金沢図」の基本的な特徴やI表・II表の作成経緯、また、そこに記載された人名の身分分類の仕方、人名以外の記載内容等に関しては8号所載の総括論文および拙論『寛文七年金沢図』の藩士配置と都市計画」（以下では「前号本誌論文」と略記）で詳しく説明したところである。

いっぽう「寛文七年金沢図」（以下では「寛文7年図」「寛文図」と略記）と併行して、「延宝金沢図」（以下では「延宝図」と略す）の解説もすすめてきた。8号掲載の総括論文等を公表したのち2010年夏、延宝図の惣構外部（K-S地区）の解説および照合（「寛文11年侍帳」との関連付け）が終わり、延宝図の解説もいよいよ完了した。その結果、延宝図に記載された人名からも「寛文11年侍帳」掲載人名を多数確認でき、寛文図記載人名の身分について、より正確に身分分類ができるようになった。

もっと具体的にいえば、I表作成時の身分評価の原則は、「寛文11年侍帳」に登載されない寛文図掲載人名は「下士40」に分類したが（この原則は、作業仮説としてII表でも堅持）、この原則で「下士40」と評価した藩士名が、延宝図において姓は同じで名前の異なる人名として掲載され、延宝図人名で侍帳に載るケースが多数あった。たとえば、E2区5番地の村瀬与三右衛門は、侍帳に名前がみえないので「下士40」と評価したが、延宝図の同一地番に載る村瀬左近は「寛文11年侍帳」に「13才馬廻、230石」として掲載されている。これは、寛文7年以後11年までの間に村瀬家が代替わりがあり、「寛文11年侍帳」の名前と寛文7年図の間では異なるが、延宝図と侍帳の間は一致することになったものである。このような事例がいくつか確認されたので、寛文図・延宝図双方の同一地番に居住する同姓者については、代替わり等の事情で侍帳との一致が確認されなかったものとみて、両絵図で同姓の場合、双方とも同一身分とした。つまり同一地番の同姓者は同一身分にみなすという新たな身分評価の原則をたてることとした。また、寛文11年以後、延宝図作成までの間に代替わりや当主交替が想定される場合もあるので、延宝図記載者が仮に侍帳に見えなくとも寛文図掲載の同姓者の身分分類を援用し、寛文図人名の身分のままとした。

あとでもふれるが、両絵図比較にあたり、人名が同姓であり名前だけ変化したものに「1」という分類をした。両絵図比較の「1」に分類された人名については、同一身分にするという原則を今回新たに採用したのである。その結果、延宝図人名の身分に合わせ寛文図人名（同姓者）の身分評価を「下士40」から「中士30」「上士20」「組外35」などに修正しなければならないケースがI表で34件発生した。また「歩並技術者45」（医者鈴木道悦）を、関連資料から「組外35」に身分変更した1件と寛文図記載人名の読み方を是正したことで侍帳との同定が判明したケース2件と合わせ、I表の37件について今回身分評価を改めた。そこで今回、I表で身分評価を訂正した37件のリストを掲げ、便宜を計った。

同様の身分評価の修正は、惣構外部の人名についても約80件は出ており、I表と合わせ100件を超える訂正を行った。大半は、同一地番の同姓者は同一身分に評価するという原則の採用によるもので

あるが、そのほか人名解読の精度をあげたことで待帳との一致が確認された事例、偶然に別資料から身分が判明した事例も数例ある。こうして身分分類は、8号掲載の時点から大幅に改善されたが、今後このデータベースを活用する研究者が増えれば増えるほど改善されるものと期待している。その意味で今回集計した身分別集計も、完成された身分分類に向けた1つの階梯にすぎないと考えている。今後の検証の進展によって改善・更新されるべきものと考えている。したがって予想されたことではあるが、前号木越論文に載せたK-S地区の身分別集計表の数値も、延宝図解読終了を終え、新たな身分評価原則を導入するなどの改善を行い、必要な改訂を行っているところである⁽¹⁾。

寛文7年図1表 分類訂正一覧 (人名五十音順)

寛文7年図人名データ(2010年7月改訂)						寛文11年侍帳データ		両絵図 比較
ブロック	街区	地番	住民・地種	8号の 分類	改訂 分類	年齢・身分(役職)	石高	
い	H	0 5	01 池田治郎左衛門	40	30	該当なし	×	1
	H	0 3	11 井上権之丞	40	30	該当なし	×	1
	F	0 4	04 茨木伝右衛門(1筆連記)	40	30	該当なし	×	0
お	H	0 7	01 岡田九八郎	40	30	該当なし	×	1
	F	0 3	05 岡田次大夫	40	30	該当なし	×	1
か	I	0 3	14 加須屋八郎右衛門	40	30	該当なし	×	1
	F	0 5	12 葛巻喜市郎(秀行)	40	30	〈のち盗賊改:系譜〉	800	0
	F	0 2	36 河村弥右衛門	40	30	該当なし	×	1
こ	I	0 4	22 小塚勘太郎	40	30	該当なし	×	1
	J	0 3	11 斎藤孫市	40	30	該当なし	×	1
し	H	0 1	05 沢田友之助	40	30	該当なし	×	1
	J	0 3	13 宿屋八十郎	40	30	16才馬廻り	60	1
す	H	0 7	14 いしや(鈴木)道悦	45	35	該当なし	×	0
	I	0 5	05 千秋太郎右衛門	40	30	該当なし	×	1
た	F	0 2	22 高島木工	40	30	該当なし	×	1
	H	0 5	10 柘植数馬	40	30	該当なし	×	1
つ	F	0 4	06 辻 喜内	40	30	該当なし	×	1
	F	0 2	33 津田主水	40	35	該当なし	×	1
	J	0 3	08 寺西孫市	40	30	該当なし	×	1
て	I	0 2	15 寺西木工兵衛	40	30	該当なし	×	1
	H	0 8	08 成田数馬	40	30	該当なし	×	1
な	H	0 6	13 西脇勘左衛門	40	30	該当なし	×	1
	F	0 2	28 長谷川(戸田)小源太	40	30	該当なし*諸士系譜で判明	×	0
は	F	0 2	17 伴 無理兵衛	40	30	該当なし	×	1
	J	0 5	10 藤村三九郎	40	30	該当なし	×	1
ふ	I	0 2	10 古沢三郎右衛門	40	30	該当なし	×	1
	I	0 2	12 古屋所左衛門	40	30	該当なし	×	1
	G	0 3	05 前田七郎兵衛	40	20	〈人持:諸士系譜〉	2300	1
ま	H	0 7	03 前田太兵衛	40	30	該当なし	×	1
	I	0 4	24 前田兵左衛門	40	30	該当なし	×	1
	G	0 3	15 前波七右衛門(1筆連記)	40	30	同族推定	×	0
	J	0 3	19 松原久兵衛	40	30	該当なし	×	1
み	H	0 4	45 水上左大夫	40	30	該当なし	×	1
	E	0 2	05 村瀬与三右衛門	40	30	該当なし	×	1
や	J	0 3	17 山口七左衛門	40	30	該当なし	×	1
	J	0 3	20 横地十大夫	40	30	該当なし	×	1
わ	H	0 5	17 渡部半兵衛	40	30	該当なし	×	1

2 両絵図比較の分類指標について

I表に掲げた「延宝図比較」の欄では、寛文図と延宝図の藩士が同一人である場合は「0」、姓は同じで名前が違う場合「1」、姓が変化した場合「2」、地種そのものが変化した場合「3」、延宝図で記載が消えた場合「4」、寛文図に記載がなく延宝図で初めて記載された場合「5」として分類表記した。I表は惣構内の藩士人名に限定されるので「4」「5」はなく、大半は「0」「1」「2」であり、「3」と分類したものが若干数あっただけである⁽²⁾。惣構内部では、藩士の屋敷移動があり別姓に変化した「2」の発生状況が目されたが、惣構外部のK-S区では、本号拙論で指摘したように新利用地「5」や地種変化「3」が数多く発生し、城下町の変容を分析する鍵となっている。

このように延宝図K-S区の解説完了により、両絵図比較が城下町分析において重要な意味をもたらした。それゆえ、藩士拝領地だけでなく19種類の地種（総括論文表3、本号拙論表3など）全部について明確な基準を定め、両絵図比較を行う必要が生じている。このほか、敷地の分筆・合筆が惣構外部で多数おきており、同一区画内部の地割れそれぞれが全く異なってしまう、寛文図の地番に即して地種変化を把握するのが難しい箇所（特区）もあった。そのいっぽう、1筆に2名・3名を連記する敷地もあった。このように敷地割れそのものが変化したこと、人名や地種に関する文字記載の変更が同時におきている場合、両絵図間の変化を、どのような基準で統一的に分類したのか、以下簡単に説明しておきたい。

まず、人名・地種に関する文字記載を軸に両絵図を比較したときの分類基準（以下では変化指標と呼ぶ）について説明したい。I表に示した上記6分類が基本であるが、分類のより具体的な判断基準は下記の通りである。

0：〔変化なし〕両絵図で地種・人名が同一もしくは同一人である場合、この分類とした。両絵図の間で土地利用上の変化がないという分類である。ただし「組地50」では、多様な種類の足軽・小者・職人の職種や所属が記されるが、足軽以下の軽輩、直属奉公人と判断される普通名詞と判断されたものは「50」に分類し、その中で職種や身分表記に変化がなければ「0」とした。但し、小者・御小人・職人の中で、固有名詞（人名）表記された者が相当数いたので、これは「55」（士分以下）もしくは「45」（士分以上）に推定し分類した。

*なお「0」に分類した数は8月時点の集計ではA-J区で523件、K-S区では2080件のにぼり、合計2603件あった（A-J区20%、K-S区80%）。

1：〔同性間での変化等〕両絵図の人名（分類20～45が対象）を比べ、名前は異なるが姓が同じ場合、あるいは同一地種どうしの変化でも軽微な変化であれば、この分類とした。たとえば「軽輩組地50」の場合、名称の異なる足軽に変わった場合が相当数あった。明組足軽、定番足軽、公事場附足軽などの場付足軽、寄親預り足軽という名称相互に異動があった場合この分類とした（II表には掲載なし）。つまり同じ足軽なのに種類が違う、記載の仕方が違うものを「1」に分類した。また「無記・明地」（分類0）では、「明地」から「無記」に変化した場合（その逆も）、この分類とした。

*8月時点の集計でA-J区で102件、K-S区では243件、合計355件（A-J区29%、K-S区71%）あった。

2：〔軽微な変化：別姓変化等〕両絵図の人名（分類20～45が対象）を比べ姓が異なる場合ここに分類した。また名前だけの大工・小者・職人（分類55）の場合、名前・職種に変化があった場合、ここに分類した。「組地50」の場合では各種足軽から御小人・掃除坊主など異なる身分・職種に変わった場合、ここに分類した。同一地種どうしの変化であっても、異質なグループに変化した場合この分類とした。また寛文図で固有名詞（名前）が記載された大工・小者（分類55）65件については、延宝図で普通名詞による人数表記に変わった（たとえばL4—38番地の「石切十右衛門」から「石切I人」に記載が変化）。これは記載法の変更であり身分変化・地種変化と解釈できないので、この分類とした。

- 3 : [地種変化] 両絵図で地種が異なる場合、この分類とした。ただし地種・身分分類表（総括論文の表3、または本号木越論文の表3参照）のうち、20・30・35・36・39・40・45 はともに藩士身分（士分）に相当するものであり、この身分間での変化は地種変化としなかった。20～45身分の利用地が55や50に転じた場合、地種変化とみた。逆も同じく地種変化とみた。地種・身分分類の記号が異なる変化があった場合、原則ここに分類したが、上記の20～45の藩士身分相互の変化だけ例外とした。つまり、この分類指標は土地利用が武家地から町地・地子地・寺社地などに変化したことを把握するためのものであり、城下町の土地利用の変化を把握するとき、目安となる重要な指標である。
- 4 : [消滅] 寛文図に記載があるのに、延宝図で記載が消滅した場合。この事例はL地区で2件確認されただけであった。重臣（年寄）本多家の下屋敷地でおきた現象だが、延宝図における記載漏れかもしれない。これ以外すべて、延宝図の文字記載は寛文図で土地利用された区域をカバーしていた。この分類指標は、城下町が縮小したこと示すものであるが、この6年については、原則なかったとみてよい。
- 5 : [新利用地] 寛文図に土地利用ともなう区画線も文字記載もない区域において、延宝図で新たな土地利用線や文字記載が追加された箇所。K・L・P・Q・R区など城下縁辺部で数多くの新利用地がみられ、この分類を集計するだけで、この6年に城下町が膨張したことを知ることができる。なお、この分類はK-S区だけにみられ、A-J区では当然だが、この分類に該当する土地はなかった。（当初この分類を行うにあたり、延宝図の新利用地に該当する区画を対象に、寛文図上に架空の地番を設定し、ここに「無記」（分類0）という地種区分を行った。そのため、新利用地と評価すべき区画の中に地種変化とされたものがいくつか紛れ込むことになった。是正につとめたが、現時点で是正漏れがあり、本号木越論文表1・2などは今後、修正が必要となる。）

次に1筆（武家拝領地・組地・地子地・寺社地など）あるいは1街区（本町・地子町・百姓地・下屋敷）の敷地割が大きく改変された場合の表記について、基本的なことのみ説明したい。II表の「両絵図比較」欄では、分筆は「B」、合筆は「A」、両絵図間で敷地割・地割自体が大きく改変された区域は特区とし「T」、また1筆に藩士名などを複数名連記した場合は△（寛文図の1筆連記）・▲（延宝図の1筆連記）の記号を注記したが、このような注記が必要となった事情は以下の通りである。

まず「分筆：B」については、寛文図の1筆（1地番）が延宝図で数筆に分筆されたケースであり、分割数の分布は、2分割が91件、3分割は27件、4分割は13件、5分割は7件、6分割は5件、7分割は6件（以下略）という状況で、最も多い分割は14分割1件であった（ここでは1筆連記の敷地は除外）。寛文図の140の地番で分筆があり、延宝図では全部で429地番となった。分筆派生（増加）したのは289筆であるが、分筆元にも「B」を付けた。分筆で増えた土地には「B」を付すとともに地種分類・身分分類は表記せず「×」とし、寛文図集計に影響がでないようにした。

「合筆A」は、寛文図の2筆もしくは数筆が延宝図で1筆に合筆されたケースであり、これにより寛文図の85の地番が延宝図では38地番に統合された。その結果、地番数が約50件減少した。なおII表は五十音順にしたので、どの地番で合筆があったのかわかりにくい。「A」を付けた地番では延宝図上で合筆がおきたと注意を促すにとどまる。

特区「T」では、複数地番にわたり敷地割が変化した所もあり、両絵図比較が難航した。できるだけ特区にしないよう、多少の敷地割の拡大や縮減は変化とみず、絵図作成上の誤差とみた。また分筆と合筆に単純化できるところは、できるだけそう理解した。地割変化がとくに複雑である地域に限定し特区を設定したが、城下全体で14件となった。14件のうち1件は惣構内部のH2-5番地であり、惣構外部では13件（地種・人名記載で84件）あった。いずれも、両絵図相互の居住者変化や地種変化を地番ごとに明示できない地区であるが、特区における地番はアルファベット小文字で新たに付与し、寛

文図と異なることを明示した。したがって、ここでは、両絵図比較における地種変化の評価は、便宜的なものとならざるをえず、特区における両絵図変化の具体相は、それ独自に考察する必要がある。

しかし、特区 84 件のデータを全体的な身分別集計や両絵図比較の対象から外すと、全体の集計の網羅性に支障が出、また地種ごとの集計でも一定の誤差を内包することになるので、寛文図地番とのおよその対応関係を推測し、特区以外と同じ基準で地種の変化動向を分類評価してみた。この場合あくまで便宜的な分類にとどまることを断っておきたい。

みてきたように、両絵図解説のあとの比較にあたり様々な課題が生じ、それに対処するため様々な照合作業を行った。また、これに付随し記載内容の集計や分析を進めるなかで、いくつか集計ミスが確認された。点検作業は今後も続き、ミスの発見は今後も予想される。是正した結果は、どこかの時点で区切りをつけて報告したい。現時点では、総括論文の表1「寛文7年図の記載分類」、前号木越論文の表4「地区別・身分別」集計などに掲げた集計数（K-S地区）は訂正が必要である。たとえば用途未定地（「無記・明地0」）を189件から157件に32件減、「藩用地10」を44件から8件減の訂正を行った点が、大きな修正であり、他地種での修正は5件未満にとどまる。

また藩士人名などⅡ表に掲載した人名件数については、8号に掲げたK-S区総数1230件を1238件に改めたが、これは集計ミスではない。「身分55」に分類した2筆においてデータベースへの表記方法（数え方）を変更したためである⁽³⁾。

集計値を訂正した理由は、延宝図で新たに土地利用された区画を誤って「無記」と認定したケース、周囲の状況から「藩役所10」を「下屋敷地100」「地子70」「組地50」に積極的に解釈し直したケース、「藩用地10」で意味のない建物配置まで1筆と数えたのを改めるなど、様々な視点から見直した。集計手法を変更したことによる修正もあり、単純な記載ミス、判断ミス、データ入力ミスなども順次手直している。中にはデータベースにとって避けられない、やむを得ないものもあった。評価基準を改訂したことによる変更は、ミスでなくデータベースの進化であると考えている。

〔註〕

- (1) K-S区の集計値の是正したものは、本号木越論文の表3・表4に掲載した。本号木越論文に掲載した表は、2010年10月時点で修正・改訂したデータに拠っている。今後も機会を捉えて是正データを公示していきたい。
- (2) Ⅰ表で「5」という誤った分類表記が7例おきた。これは集計処理中のミスによるもので、どれも「1」～「3」に修正すべきものである。ミスの原因は、1筆に2人連記した場合、連記した片方の人名を地番なしとみて地種欄では「×」と登録したため、延宝図で新規に登場したように錯覚ミスを生じた。
- (3) M地区で1筆7人連記、1筆3人連記の記載項目を、これまで2件とカウントしていたのを今回は10人それぞれ別項目とし、それぞれにデータ化することに改めたため、8増となった。こうした訂正により、8号総括論文の表1「寛文7年図の記載分類」、表2「寛文7年図の地番構成」なども変更・訂正したが、変更結果の公表は機会をあらためたい。集計データを分析に用いる中で、いろいろな不具合が名前以外の項目で順次発見されているからである。分析結果に大きな影響を与えるものではないが、集計値の整合がとれないので、不具合の修正は今後、時期をとらえ、総合的に行う予定である。

【寛文7年図人名資料紹介】

Ⅱ表 寛文7年図 惣構外部K-S区記載人名リスト

凡 例

- 一、「寛文七年金沢図」に掲載された文字情報は、3600件を超えるが（8号の表1では3653件としたが、今回の改訂で19件少ない3634件に修正）、このうち人名記載は1765件あり、惣構内部で527件、惣構外部で1238件であった。したがって、惣構外部の藩士名を掲げる本表（Ⅱ表）の人名総数も1238件である。いずれも身分・地種分類（総括論文：表3）でいえば「20」～「45」・「55」に属する人名である。
- 一、1238件の人名のうち1100件は、上士=20、中士=30、組外平士=35、平士並=36、与力=39、下士=40の6身分の全員であり、御歩並以上の士分と推定される藩士名である。姓・名を記載する者が大半であり五十音順に配列するとともに「分類」欄にはそれぞれの身分記号（下表参照）を示した。
- 一、士分かどうか明確ではない人名を含む「身分45」「身分55」に分類した138件については、無姓者が多く含まれるので、別表を作り地番順に掲げた。このほか「武家請地（75）」に分類した54件において「誰々請地」と藩士名が記載されていた。この武家請地人名もI表（A-J区）で17件載せたので、Ⅱ表（K-S区）でも37件、付表として追加掲載した。武家請地の人名は、藩士人名と重複するものが大半であるが（I表の重複は12件）、拝領地以外にも武家地を確保していたことを知るデータとして掲げることにした。「武家請地」の成立事情などは、前号木越論文を参照されたい。
- 一、人名リストの掲載様式は、前号I表と原則、同じである。住居位置は地区・街区・地番に今回新たに「分筆枝番」を追加し4つの欄になった。そのあと、藩士姓名、分類（地種・身分分類：下表参照）、寛文11年侍帳情報、寛文11年石高（知行高）、延宝図比較（両絵図比較の変化指標など、前掲解説参照）の順に必要な情報を列記した。なお、分筆枝番は、延宝図で分筆があった場合、この欄に枝番を掲げた。合筆された地番について、一部で寛文図のほうに枝番を打ち、延宝図は地番だけにした例がある。
- また特区では、解説で述べたように延宝図地番はアルファベット小文字で別に地番表記したが、そのことは本表には揭示されず、「T」の注記のみ注記する。なお地番付与において、枝番付与が不統一であり、1筆に連名表記する事例もあったので人名件数と地番総数は一致しない。

地種・身分の分類記号

0	用途未定地（「無記」「明地」）	20	上士（人持以上）
10	藩用地（町会所・算用場など）	30	中士Ⅰ（平士）
50	軽輩組地（足輕・小者・掃除坊主など）	35	中士Ⅱ（組外平士）
60	寺社地	36	中士Ⅲ（平士並）
65	寺社門前地	39	与力
70	地子地	40	下士（御歩）
75	藩士請地	45	歩並（算用者・御大工等）
80	本町（朱書「町屋」）	55	大工・職人等
85	地子町（朱書「町屋」＋地子）	100	下屋敷（3000石以上）
90	百姓地（相對請地）		

Ⅱ表 寛文7年因 惣構外部(K-S区)記載人名リスト(五十音順)

あ

あ

地区	街区	地番	枝番	藩士姓名	分類	寛文11年侍帳 年齢・身分(役職)	石高	延宝図 比較
1	N	0 1	21 0000	青木主計	30	5 0才馬廻	1,100	0
2	K	0 4	16 0000	青木九郎兵衛	30	6 5才城番馬廻	130	0
3	N	1 5	31 0000	青木五左衛門	30	6 8才馬廻	250	1
4	M	1 1	12 0000	青木権之介	40	×		A 2
5	M	0 3	02 0000	青木次兵衛	30	4 4才馬廻 (外作事奉行)	230	0
6	N	0 3	03 0000	青木新兵衛	30	2 7才馬廻	1,000	0
7	N	1 8	07 0000	青木助之丞	30	4 6才馬廻	500	0
8	N	0 3	04 0000	青木長三郎	40	×		0
9	L	0 6	01 0000	青木平左衛門	30	3 2才馬廻	200	0
10	N	1 3	03 0000	青地采女	30	2 4才馬廻	1,000	0
11	Q	0 4	20 0000	青地九兵衛	39	7 3才与力	200	0
12	Q	0 4	13 0000	青地彦之丞	39	3 5才与力	100	0
13	N	1 3	02 0000	青山織部	20	6 0才人持 (用人役)	2,650	0
14	N	0 2	01 0000	青山将監	20	2 4才人持	9,700	0
15	N	1 3	08 0000	青山長二良	40	×		2
16	O	0 7	12 0000	青山長兵衛	40	×		1
17	O	1 6	07 0000	赤井権左衛門	30	6 7才馬廻	300	0
18	Q	0 6	24 0000	赤尾助左衛門	35	3 2才組外 (年齢不明)組附鉄炮大將 (宗門改奉行)	1 0人扶持 1,000	0
19	Q	0 6	23 0000	赤尾主殿	30			0
20	O	0 4	10 0000	赤尾平六	30	3 8才近習	350	A 0
21	L	0 4	34 0000	秋本与助	30	5 2才城番馬廻	100	0
22	N	1 6	02 0000	浅井少兵衛 (1筆連記)	30	3 3才城番馬廻 (武器奉行)	150	0
23	N	1 6	01 0000	浅井八左衛門 (1筆連記)	30	5 5才馬廻	650	0
24	N	1 4	26 0000	浅加九左衛門	30	×		1
25	N	1 3	04 0000	浅賀権之丞	30	5 5才馬廻	500	2
26	N	1 3	07 0000	浅加左京	30	3 6才馬廻	1,400	0
27	N	1 6	09 0000	浅賀左平太	30	5 5才馬廻 (会所奉行)	600	0
28	N	0 2	04 0000	浅加少三郎	30	×		1
29	N	0 2	05 0000	浅加二郎右衛門	30	5 3才城番馬廻	250	0
30	M	0 6	09 0000	朝倉主馬	30	4 4才城番馬廻 (小作事奉行)	150	0
31	M	0 8	26 0000	浅野三郎兵衛	40	×		0
32	N	0 1	18 0000	浅野藤左衛門	30	4 9才馬廻	500	1
33	N	1 7	10 0000	(麻) 森 (誤記) 生三之丞	30	×		0
34	N	1 7	16 0000	麻生次郎左衛門	30	4 0才馬廻 (外作事奉行)	200	0
35	N	0 1	13 0000	安宅三郎左衛門	30	6 7才馬廻	700	0
36	M	0 5	05 0000	安立弥兵衛	30	6 8才馬廻	400	0
37	M	0 9	21 0000	跡地一郎右衛門	40	×		B 1
38	S	2 5	16 0000	跡地九兵衛	40	×		3
39	K	0 4	04 0000	跡地弥兵衛	40	×		2
40	S	2 1	11 0000	姉崎左内	30	3 4才射手	200	0
41	S	2 1	18 0000	姉崎太郎左衛門	30	2 0才馬廻	300	0
42	Q	0 6	07 0000	阿部勘左衛門	39	4 1才与力	200	0
43	M	0 5	20 0000	阿部基右衛門	30	6 2才組附鉄炮大將	2,000	0
44	N	1 9	01 0000	天野半右衛門	30	3 3才小姓	200	0
45	O	0 7	03 0000	荒木善太夫	30	3 1才馬廻 (普請屋敷奉行)	1,000	0

46	N	0 2	09 0000	荒木 才三郎	40	×			0
47	L	0 4	47 0000	新 七郎左衛門	30	7 1才馬廻	225		0
48	N	1 1	03 0000	有賀半左衛門	30	3 4才小姓	500		0
49	L	0 3	20 0000	有瀧彦右衛門	40	×			0
50	O	0 1	17 0000	有山七郎左衛門	40	×			0
51	S	1 1	23 0000	安藤伊左衛門	40	×			0
52	N	1 4	16 0000	飯坂十次郎	40	×			0
53	L	0 4	06 0000	飯嶋久右衛門	40	×			0
54	S	2 2	08 0000	飯田忠左衛門	30	×			1
55	M	0 5	37 0000	五十嵐少左衛門	40	×			0
56	M	0 5	13 0000	生嶋弥右衛門	40	×			0
57	M	0 5	23 0000	池田久兵衛	40	×			1
58	N	0 5	08 0000	池田五左衛門	30	4 1才小姓	300		0
59	N	0 5	09 0000	池田權之祐	30	5 0才馬廻	400		0
60	M	0 5	24 0000	池田半四郎	30	5 0才城番馬廻 (公事場取次役)	120		0
61	N	0 6	22 0000	生駒万平	30	1 4才近習	300		0
62	N	1 9	12 0000	生駒与四兵衛	40	×			0
63	N	1 1	10 0000	石黒教馬	30	3 7才城番馬廻 (玉葉奉行)	100		0
64	N	2 0	03 0000	石黒瀬兵衛 (1筆連記)	30	4 9才城番馬廻 (普請道具調奉行)	100	B	0
65	K	0 1	23 0000	石黒二郎兵衛	30	4 5才射手	200		0
66	N	2 0	03 0000	石黒小右衛門 (1筆連記)	30	6 0才城番馬廻 (武器奉行)	200	B	2
67	N	0 3	16 0000	石黒太郎左衛門	30	6 3才組附鉄炮大将	500		0
68	N	0 6	17 0000	石黒半平	30	3 4才馬廻	400		0
69	K	0 1	35 0000	石黒彦左衛門	30	5 0才馬廻	750		0
70	P	0 6	03 0000	石黒吉左衛門	39	4 3才与力	150		1
71	P	1 1	52 0000	石田長右衛門	40	×			0
72	L	0 3	15 0000	石寺安右衛門 (1筆連記)	40	×		△	0
73	M	0 5	11 0000	磯野茂右衛門	40	×			1
74	S	2 6	02 0000	磯 (野) 与四右衛門	40	×			0
75	S	2 0	16 0000	板倉新右衛門	40	×			0
76	N	2 0	12 0000	板坂吉之丞	30	4 3才城番馬廻	100		0
77	M	0 5	22 0000	板坂小兵衛	30	4 1才小姓	200		0
78	N	2 0	08 0000	板坂平内	30	4 8才馬廻	200		0
79	N	1 6	14 0000	板坂孫三郎	30	5 7才馬廻	300		0
80	M	0 6	10 0000	板坂弥平太	30	2 4才馬廻	200		0
81	P	0 1	04 0000	市川伊兵衛	40	×			2
82	M	1 1	08 0000	市川加左衛門	40	×			2
83	S	2 5	06 0000	市川五助	40	×			0
84	S	2 3	08 0000	市川藤九郎	40	×			0
85	S	2 1	07 0000	一木逸角	30	×			1
86	S	2 2	12 0000	市嶋左次右衛門	40	×			0
87	K	0 3	08 0000	市村久太夫	40	×			0
88	K	0 4	24 0000	伊藤市左衛門 (1筆連記)	40	×		B△	2
89	K	0 2	05 0000	伊藤牛之助	30	×			1
90	K	0 4	25 0000	伊藤九郎右衛門	40	×			1
91	L	0 1	32 0000	伊藤外記	30	6 6才馬廻	1,000		0
92	K	0 2	09 0000	伊藤權六	30	1 9才近習	300		0
93	N	0 8	03 0000	伊藤長兵衛	40	×		▲	2
94	K	0 1	30 0000	伊藤文右衛門	30	×			1

95	M	0 3	13	0000	伊藤平八	30	3 2才大近習	350		0
96	K	0 4	24	0000	同(伊藤) 弥右衛門 (1筆連記)	40	×		B△	0
97	K	0 2	03	0000	伊藤弥八郎	30	2 4才馬廻	300		0
98	L	0 4	02	0000	稲垣伊兵衛	40	×			3
99	Q	0 6	31	0000	稲垣久兵衛	40	×			2
100	K	0 2	01	0000	稲垣三郎兵衛	30	3 9才大近習(近習執事役)	650		0
101	L	0 3	08	0000	稲垣三右衛門	40	×			2
102	K	0 2	54	0000	稲垣三之佑	30	×			1
103	S	2 5	20	0000	稲葉次大夫	40	×			0
104	N	0 1	14	0000	稲葉市十郎	30	×			1
105	O	1 7	14	0000	井上勘七	30	4 8才異風組番頭	250		1
106	O	0 1	02	0000	井上吉右衛門	40	×			0
107	O	1 7	13	0000	井上久太郎	30	4 7才小姓(目付)	400		0
108	O	1 7	12	0000	井上五左衛門	30	5 0才馬廻	600		0
109	N	0 9	32	0000	井上治右衛門	30	3 6才異風	180		0
110	M	0 7	17	0000	井上清左衛門	30	7 0才馬廻	1,200		0
111	K	0 2	37	0000	井上太郎兵衛	30	3 5才城番馬廻	100		0
112	Q	13	27	0000	井上伝右衛門	39	6 2才与力	100		2
113	M	1 2	05	0000	井上半右衛門	30	3 2才馬廻	300		0
114	K	0 2	17	0000	猪股忠兵衛	30	5 5才城番馬廻	160		0
115	L	0 6	28	0000	茨木宗入	30	7 7才無組附	550		1
116	L	0 7	02	0000	茨木六之佑	30	2 6才小姓	300	A	0
117	L	0 7	26	0000	今井原四郎	30	3 5才射手	200		0
118	M	0 6	11	0000	今井木工助	30	×			1
119	L	0 1	24	0000	今枝清左衛門	30	5 7才馬廻	500		0
120	S	2 1	02	0000	今村勘右衛門	30	5 9才馬廻	300		0
121	O	1 3	15	0000	今村吉左衛門	30	4 3才異風	180		0
122	O	1 6	09	0000	今村久兵衛	30	5 9才小姓(表納戸奉行)	225		0
123	S	2 2	06	0000	今村五郎兵衛	30	7 0才組附弓大将(膳方裁許)	500		0
124	K	0 4	10	0000	今村次大夫	40	×		B	2
125	N	0 1	09	0000	今村二郎右衛門	30	2 5才城番馬廻	130		0
126	N	0 9	19	0000	今村助大夫	30	6 5才馬廻	300		0
127	S	1 3	04	0000	今村伝兵衛	30	3 4才大近習	350		0
128	M	1 1	13	0000	伊与田五郎右衛門	40	×		A	2
129	N	1 6	22	0000	入江長兵衛	30	×			1
130	N	0 3	28	0000	岩田四郎兵衛	40	×			×
131	Q	1 3	09	0000	岩田弥五左衛門	39	4 9才与力	120		0
132	S	1 7	32	0000	岩根六左衛門	40	×			3
133	Q	0 6	34	0000	岩野兵左衛門	39	4 6才与力	150		0
134	M	0 3	03	0000	岩本善右衛門	40	×			0
135	O	0 3	10	0000	上木金左衛門	30	5 6才組附鉄砲大将	1,000		0
136	N	0 9	07	0000	上木七郎右衛門	30	2 8才馬廻	300		0
137	S	2 2	03	0000	上木半兵衛	30	6 5才馬廻	250		3
138	Q	0 5	04	0000	植本善右衛門	30	5 5才馬廻	200		0
139	N	1 5	17	0000	上坂久兵衛	30	4 4才馬廻	350		0
140	S	2 5	07	0000	上田半左衛門	40	×		A	2
141	Q	1 3	03	0000	植松孫左衛門	39	6 1才与力	200		0
142	S	1 0	08	0000	上村五右衛門	40	×			0
143	K	0 1	36	0000	上村八左衛門	30	6 0才馬廻	250		0

144	Q	0 6	16	0000	臼井弥右衛門	39	4 4才与力	150		0	
145	N	1 4	17	0000	臼井安右衛門	30	5 0才馬廻	200		0	
146	S	1 2	18	0000	宇田覚入	40	×			0	
147	K	0 4	23	0000	雅楽半助	40	×			0	
148	S	1 1	17	0000	内田勘右衛門	40	×			0	
149	N	1 5	29	0000	内田茂右衛門	30	3 9才射手	250		0	
150	Q	0 6	13	0000	内山義左衛門	39	7 1才与力	150		0	
151	N	0 6	18	0000	宇野義右衛門	40	×			1	
152	M	0 5	07	0000	宇野五左衛門	30	6 1才馬廻	325		0	
153	K	0 3	15	0000	宇野七郎右衛門	40	×			2	
154	L	0 4	21	0000	宇野八郎左衛門	30	6 2才馬廻	200		0	
155	L	0 7	05	0000	宇野兵左衛門	40	×			0	
156	N	1 9	27	0000	爪生四郎右衛門	40	×			0	
157	N	1 4	10	0000	爪生彦兵衛	30	7 0才城番馬廻	90		1	
158	O	0 1	03	0000	爪生安之丞	40	×			2	
え	159	L	0 4	40	0000	江尾斎喜 (1筆連記)	40	×		B△	2
160	L	0 4	40	0000	江尾左太夫 (1筆連記)	30	4 3才城番馬廻	100	B△	0	
161	S	1 8	03	0000	江上作太夫	30	4 8才城番馬廻 (草嶋藏奉行)	150		0	
162	N	1 7	21	0000	江口兵助	40	×			0	
163	N	0 2	13	0000	江守加入	30	6 7才無組附	300		0	
164	O	1 3	25	0000	江守是屑	20	8 2才人持	1,000		0	
165	O	1 3	24	0000	江守助四郎	30	×			1	
166	N	1 9	26	0000	江守瀬兵衛	40	×			2	
お	167	S	2 0	12	0000	大河原五左衛門	30	5 0才小姓	200		0
168	O	0 6	06	0000	大窪右衛門	30	4 0才城番馬廻	100		1	
169	Q	1 3	11	0000	大窪助左衛門	39	5 6才与力	160		0	
170	N	1 1	35	0000	大窪半兵衛	30	2 4才馬廻	400		3	
171	M	0 5	17	0000	大窪六之佑	30	4 8才射手	300		0	
172	Q	0 6	14	0000	大沢宗兵衛	39	4 5才与力	150		0	
173	O	0 4	09	0000	大嶋五郎右衛門	30	4 6才馬廻	400		0	
174	Q	0 6	19	0000	大嶋左次兵衛	39	4 7才与力	150		0	
175	N	1 4	29	0000	大嶋甚兵衛	30	5 1才小姓 (砺波射水郡奉行)	400		2	
176	N	1 5	30	0000	大嶋与左衛門	30	4 0才城番馬廻	150		0	
177	S	2 2	16	0000	大瀬兵助	40	×			0	
178	N	1 9	16	0000	大田甚太夫	40	×			0	
179	S	1 3	05	0000	大地真齋	35	6 0才組外、茶堂	150	B	0	
180	Q	0 6	17	0000	大塚権平	39	4 1才与力	150		0	
181	N	2 0	10	0000	大塚少太夫	30	4 6才馬廻	200		0	
182	L	0 1	39	0000	大塚次郎八郎	30	1 4才馬廻	60		0	
183	S	2 8	03	0000	大坪清助 (1筆連記)	40	×			△	3
184	S	2 8	08	0000	大野市右衛門	40	×			0	
185	N	1 9	02	0000	大野馬左衛門	30	6 1才馬廻	300	▲	1	
186	M	1 1	15	0000	大野源兵へ	40	×		A	0	
187	P	1 1	42	0000	大野彦左衛門	40	×			2	
188	N	1 4	30	0000	大場九左衛門	40	×			0	
189	N	1 4	19	0000	大場源太夫	30	5 2才小姓	400		0	
190	N	0 9	04	0000	大橋長兵衛	30	2 5才小姓	600		0	
191	N	0 6	06	0000	大橋又兵衛	30	3 9才組附鉄炮大将 (異風組支配)	1,200		0	
192	N	0 4	03	0000	大原五郎左衛門	30	4 2才馬廻	600		0	

193	M	0 8	25	0000	大原三郎右衛門	40	×				3
194	K	0 4	26	0000	大平原右衛門	30	4 5才鷹匠小頭	200			0
195	Q	0 4	24	0000	大平七右衛門	39	4 2才与力	150			0
196	K	0 2	40	0000	大村伊左衛門	30	6 0才城番馬廻	100			0
197	K	0 2	41	0000	大村市介	30	1 2才城番馬廻	30			0
198	K	0 2	39	0000	大村四郎兵へ	30	4 4才異風	150			0
199	K	0 2	31	0000	大村平藏	30	1 4才城番馬廻	60			0
200	S	1 2	12	0000	大森小平	40	×				1
201	K	0 4	02	0000	大森太郎右衛門	40	×				0
202	S	2 2	01	0000	大屋七兵衛	30	4 8才馬廻	200			0
203	P	1 4	18	0000	大屋武右衛門	30	3 5才小姓	300			0
204	M	0 5	25	0000	大柳瀬兵衛	40	×				2
205	N	2 0	13	0000	大森勘右衛門	30	5 2才馬廻	700			0
206	N	0 6	05	0000	大藤弥左衛門	30	4 6才馬廻	400			0
207	P	0 6	12	0000	岡嶋五兵衛	30	6 1才馬廻組首 (勘定奉行)	1,200			0
208	N	1 7	03	0000	岡嶋次太夫	40	×				2
209	P	0 6	29	0000	岡嶋甚七	20	5 9才人持	1,700			1
210	L	0 4	23	0000	岡嶋忠右衛門	30	4 5才馬廻	200			0
211	P	0 6	09	0000	岡嶋内膳	20	×			B	0
212	S	2 0	11	0000	岡嶋兵庫	30	6 8才大近習組首 (公事場奉行)	1,500			0
213	P	0 6	14	0000	岡嶋六之丞	30	2 4才馬廻	200			0
214	M	0 3	09	0000	岡田勘六	30	4 1才異風	180			0
215	N	0 4	12	0000	岡田小左衛門 (1筆速記)	30	4 1才歩組小頭	100	△		1
216	N	1 9	17	0000	岡田左内	30	3 7才馬廻	300			0
217	N	1 9	06	0000	岡田左兵衛	40	×				1
218	N	0 4	12	0000	岡田十右衛門 (1筆速記)	30	6 3才鉄砲大将(金沢町奉行)	650	△		0
219	N	2 0	02	0000	岡田隼人	30	4 7才小姓	1,100			0
220	N	1 6	16	0000	岡田平之丞	30	3 9才小姓	500			0
221	N	1 3	14	0000	岡田又右衛門	30	3 2才小姓	350			0
222	N	0 7	01	0000	岡野彦左衛門	30	4 5才城番馬廻 (小作事・蔵奉行)	120			0
223	Q	1 2	11	0000	岡部新七	39	4 4才与力	150			2
224	N	0 4	04	0000	岡谷甚左衛門	30	4 3才小姓	800			0
225	P	0 6	07	0000	小川権右衛門	30	4 3才鉄砲方	100	B		1
226	K	0 2	49	0000	小川清右衛門	40	×				0
227	Q	1 3	20	0000	小川清左衛門	39	6 9才与力	150			0
228	M	0 8	12	0000	小川長右衛門	40	×				0
229	N	0 9	02	0000	小川平右衛門	30	5 9才魚津馬廻	300			0
230	S	2 8	03	0000	小川六郎右衛門 (1筆速記)	30	5 0才新庄馬廻 (代官)	100	△		3
231	K	0 2	43	0000	隠岐新三郎	40	×				0
232	O	0 7	07	0000	沖 六兵衛	40	×				0
233	L	0 4	04	0000	奥嶋長右衛門	40	×				0
234	Q	13 2 9	0000	奥田四郎左衛門	39	4 7才与力	150				0
235	N	1 6	07	0000	奥田惣左衛門	30	6 4才馬廻 (本吉湊奉行)	250			1
236	S	1 7	13	0000	奥野市郎右衛門	30	6 2才馬廻	500			0
237	N	0 9	09	0000	奥村勘兵衛	30	5 5才馬廻	500			1
238	K	0 4	05	0000	奥村五兵衛	30	×				1
239	N	1 6	18	0000	奥村瀬兵衛	40	×				2
240	P	1 4	14	0000	奥村太郎左衛門	30	5 5才馬廻	250			0
241	P	1 0	11	0000	奥村彦三郎	30	5 8才射手組首	350			0

242	S	1 1	09	0000	奥山久兵衛	40	×				1
243	L	0 7	06	0000	尾崎清兵衛	40	×				2
244	L	0 3	09	0000	尾崎善兵衛	40	×				0
245	L	0 7	27	0000	小沢九右衛門	40	×				0
246	N	1 5	11	0000	織田織部	20	3 5 才人持		2, 500		1
247	S	2 8	17	0000	越知義左衛門	40	×				3
248	K	0 3	23	0000	大音主馬	20	5 9 才人持		5, 000		0
249	N	0 3	18	0000	小野木治兵衛	30	(年齢不明) 鉄砲大将 (近習組支配)		600		0
250	N	0 1	22	0000	小幡右京	20	4 8 才人持		3, 000		0
251	N	0 3	12	0000	小幡七郎兵衛	30	5 5 才小姓 (膳奉行)		200		0
252	S	2 1	05	0000	小幡甚助	30	4 5 才馬廻		400		0
253	R	1 5	05	0000	小幡不入 (宮内)	20	4 6 才人持 (火滅役)		10, 950		3
254	S	2 2	17	0000	小原少九郎	40	×				0
255	K	0 1	24	0000	小原宗左衛門	30	4 9 才城番馬廻 (書物奉行)		150		0
256	K	0 1	07	0000	小原弥兵衛	40	×				0
257	S	2 8	19	0000	改田小兵衛	35	×				1
258	N	1 7	09	0000	改田平左衛門	40	×				0
259	S	1 0	05	0000	貝塚市郎左衛門	40	×				0
260	P	1 3	31	0000	埴山二郎左衛門	30	2 6 才城番馬廻 (外作事奉行)		150		0
261	Q	0 4	22	0000	加々井権兵衛	39	3 9 才与力		150		0
262	S	1 7	27	0000	蚊谷伊右衛門	40	×				0
263	L	0 1	26	0000	加古喜八郎	40	×				2
264	L	0 1	19	0000	加古左太夫	30	×				1
265	L	0 1	23	0000	加古長吉	30	3 0 才城番馬廻		150		0
266	L	0 1	21	0000	加古八兵衛	30	5 9 才馬廻		400		0
267	L	0 7	18	0000	加古六右衛門	30	2 6 才城番馬廻		100		2
268	S	2 3	11	0000	笠間源六	30	6 3 才馬廻 (馬奉行)		280		0
269	S	2 3	10	0000	笠間新右衛門 (是徳)	30	7 1 才馬廻		266		0
270	L	0 3	07	0000	笠間瀨兵衛	40	×				2
271	M	1 0	08	0000	笠松四兵衛	40	×			A	1
272	O	1 6	04	0000	笠間伝兵衛	30	5 1 才魚津馬廻 (代官)		200		0
273	N	0 1	20	0000	櫻田三右衛門	40	×				3
274	N	0 1	26	0000	櫻田彦兵衛	30	7 7 才馬廻		550		1
275	S	2 0	08	0000	春日孫八 (次) 郎	30	2 1 才城番馬廻		250		0
276	S	1 9	18	0000	片岡七郎左衛門	30	4 2 才射手		200		0
277	S	2 0	20	0000	片岡助左衛門	30	2 3 才馬廻		200		0
278	L	0 3	10	0000	片山七右衛門	40	×				0
279	S	1 7	16	0000	片山半兵衛	40	×				0
280	K	0 4	34	0000	片山六左衛門	40	×				0
281	L	0 1	25	0000	加藤市左衛門	30	3 8 才馬廻		300		1
282	Q	0 4	19	0000	加藤義左衛門	39	3 3 才与力		140		0
283	N	0 3	17	0000	加藤十左衛門	30	3 8 才小姓		300		0
284	M	0 5	21	0000	加藤伝右衛門	30	3 7 才馬廻		400		0
285	N	1 5	15	0000	加藤伝六	30	4 2 才小姓		400		1
286	N	1 8	05	0000	加藤又右衛門	30	5 8 才城番馬廻 (羽咋鹿島郡塩裁許)		200		0
287	N	1 4	11	0000	加藤与一郎	30	6 0 才小姓		400		0
288	N	1 9	15	0000	加藤理右衛門	40	×				0
289	P	1 5	02	0000	加藤六兵衛	30	5 8 才馬廻 (河原山関所奉行)		300		0
290	S	1 2	07	0000	金江小右衛門	40	×				2

291	S	2 0	18	0000	金森喜左衛門	30	5 2才馬廻	350		0
292	S	2 1	01	0000	金屋伊右衛門	30	4 7才馬廻	200		0
293	S	1 7	09	0000	金子久兵衛	30	3 3才殿方組(亮方)	150		3
294	N	0 6	10	0000	金子源右衛門	40	×			3
295	L	0 5	21	0000	金子又八	40	×			0
296	N	0 6	09	0000	金子安左衛門	30	3 0才小姓	300		0
297	S	1 7	10	0000	金子与右衛門	30	7 8才馬廻	250		1
298	N	1 4	28	0000	印牧少大夫	30	5 2才馬廻	300		0
299	Q	1 3	17	0000	鎌木清兵衛	40	×			2
300	N	0 2	12	0000	神尾太左衛門	40	×			2
301	Q	0 4	11	0000	上条弥右衛門	39	4 3才与力	100		0
302	N	1 7	04	0000	鴨野又右衛門	30	6 5才 射手	250		0
303	S	1 7	19	0000	柄井八左衛門	40	×			0
304	S	2 2	15	0000	狩谷小平次	40	×			0
305	P	1 4	17	0000	河合助八	30	3 3才馬廻	300		0
306	L	0 1	17	0000	河合千之佑	30	7 0才馬廻	500		1
307	S	2 2	07	0000	河合彦九郎	30	4 4才小姓	400		0
308	N	1 8	10	0000	河勝久右衛門	30	4 9才城番馬廻(城番足輕支配)	150		0
309	N	1 6	15	0000	河勝木工	30	×			1
310	N	1 7	06	0000	河北小左衛門	40	×			1
311	N	1 7	17	0000	河北弥左衛門	30	5 1才城番馬廻(改作奉行)	170		0
312	N	2 0	01	0000	河崎權八	40	×			1
313	M	0 3	10	0000	河嶋左門	30	2 7才馬廻	300		0
314	N	0 6	16	0000	河地九右衛門	30	5 4才城番馬廻	150		0
315	S	1 1	21	0000	河地九郎兵衛	40	×			3
316	N	1 7	43	0000	河中清左衛門	40	×			0
317	Q	0 4	15	0000	川縁久之丞	39	3 6才与力	130		0
318	K	0 4	31	0000	河村吉左衛門	40	×			1
319	L	0 1	27	0000	神田宇(宗)右衛門	30	5 2才馬廻	250		0
320	L	0 1	28	0000	神田左平太	30	3 0才小姓	350		0
321	N	1 5	10	0000	神部藏人	30	×			1
322	O	0 1	15	0000	菊田伝右衛門	40	×			0
323	K	0 1	37	0000	菊地伊兵衛	30	4 9才異風	200		0
324	K	0 2	12	0000	菊地九右衛門	30	3 3才馬廻	1,000		0
325	O	1 9	02	0000	菊池弥八郎	30	3 9才小姓組首	450	B	0
326	O	0 1	07	0000	木崎甚左衛門	40	×			1
327	K	0 2	25	0000	岸 源十郎	40	×			1
328	K	0 3	31	0000	岸 五郎兵衛	40	×		B	0
329	S	1 0	04	0000	岸 藤右衛門	40	×			0
330	K	0 4	08	0000	木田新兵衛	40	×			1
331	M	0 6	06	0000	北園瀬兵衛	30	4 3才城番馬廻(定検地奉行)	150		0
332	N	1 4	22	0000	北園半兵衛	30	6 7才馬廻	400		0
333	S	1 7	23	0000	北嶋与四兵衛 御徒与	40	×			1
334	P	0 9	15	0000	木村新兵衛	30	4 7才城番馬廻	150		0
335	P	0 4	09	0000	北村宗心	40	×			0
336	S	2 0	10	0000	北村八兵衛	30	4 5才小姓	320		0
337	P	0 9	07	0000	北村六右衛門	40	×			1
338	N	2 0	11	0000	木梨九右衛門	30	×			1
339	M	0 5	33	0000	木村宇右衛門	40	×			1

340	P	1 1	47	0000	木村源右衛門	40	×			0	
341	S	2 5	12	0000	木村佐兵衛	40	×			2	
342	L	0 4	39	0000	木村助兵衛	30	×			1	
343	S	2 2	14	0000	木村善兵衛	40	×			1	
344	P	1 0	08	0000	久徳伝兵衛	30	×			1	
345	S	2 0	02	0000	葛野太兵衛	40	×			0	
346	N	1 9	25	0000	久津見忠兵衛	30	5 6 才馬廻 (小松町奉行)	400		0	
347	O	0 1	16	0000	国沢作之丞	30	2 5 才小姓	700		0	
348	L	0 5	16	0000	九里覚右衛門	30	5 9 才無組付	2, 000		0	
349	O	1 6	08	0000	九里喜兵衛	30	2 7 才小姓	300		0	
350	L	0 5	22	0000	九里小十郎	40	×			2	
351	P	1 5	12	0000	九里徳右衛門	30	7 4 才城番馬廻	200		0	
352	K	0 4	32	0000	窪 吉佑	30	3 0 才射手	200		2	
353	S	2 5	22	0000	窪 左内	40	×			1	
354	M	1 0	13	0000	窪田九右衛門	40	×			0	
355	N	1 6	06	0000	窪田九郎兵衛	30	6 0 才小姓 (会所奉行)	350		0	
356	O	1 3	29	0000	熊谷久右衛門	30	6 5 才馬廻組首	1, 700		1	
357	M	1 0	07	0000	熊谷古右衛門	40	×		A	2	
358	O	1 7	02	0000	熊谷頼母	30	2 7 才馬廻	300		3	
359	N	0 3	26	0000	熊谷又八	30	5 1 才馬廻	200		1	
360	S	2 5	10	0000	倉門甚左衛門 (1筆連記)	40	×			△	0
361	S	2 5	10	0000	倉門半兵衛 (1筆連記)	40	×			△	0
362	S	1 2	10	0000	倉知久兵衛	40	×				0
363	P	1 1	43	0000	倉着七郎左衛門	40	×				0
364	K	0 2	19	0000	栗田才之助	30	×				1
365	Q	1 3	12	0000	栗田甚左衛門	39	3 9 才与力	200			0
366	L	0 4	48	0000	栗田伝兵衛	30	4 4 才馬廻	200			0
367	N	0 4	06	0000	栗田与左衛門	30	5 4 才馬廻	250			0
368	M	1 1	09	0000	栗原一郎右衛門	40	×				3
369	N	1 3	05	0000	黒坂吉丸	40	×				2
370	P	1 1	53	0000	黒瀬半大夫	40	×				0
371	L	0 4	22	0000	黒田頼母	30	5 1 才馬廻	200			0
372	K	0 3	26	0000	黒田孫介 (1筆連記)	40	×			△	1
373	K	0 3	26	0000	黒田弥兵衛 (1筆連記)	40	×			△	0
374	N	1 8	04	0000	桑嶋藤右衛門	30	6 1 才小姓	250			0
375	P	0 3	13	0000	桑武太右衛門	40	×			A	2
376	Q	0 4	23	0000	桑原七郎左衛門	39	5 5 才与力	200			0
377	N	1 3	12	0000	上月数馬	30	×				1
378	O	0 4	08	0000	河野四郎右衛門	30	3 9 才大近習 (膳奉行)	300			0
379	N	0 9	25	0000	国府久米助	30	2 3 才馬廻	250			3
380	N	0 3	27	0000	国府助右衛門	30	3 8 才馬廻	300			0
381	Q	0 4	05	0000	国府孫右衛門	39	5 7 才与力	100			0
382	S	2 6	10	0000	小倉四郎兵衛	40	×				0
383	N	0 8	06	0000	小籙七郎右衛門	30	3 4 才射手	200			0
384	K	0 1	21	0000	小嶋喜右衛門 (1筆連記)	40	×			△	0
385	K	0 1	21	0000	小嶋源兵衛 (1筆連記)	40	×			△	0
386	N	0 2	02	0000	小塚左近	35	1 6 才組外間番	900			0
387	S	1 1	08	0000	小塚所左衛門	40	×				0
388	S	1 1	25	0000	小塚太左衛門	40	×				0

389	N	1 6	11	0000	小塚長兵衛	30	4 9才馬廻	200		1
390	Q	1 2	07	0000	小塚弥次兵衛	39	6 2才与力	200		0
391	N	1 3	09	0000	小寺甚右衛門	30	6 9才城番馬廻組首 (奥方支配)	500		0
392	N	1 8	09	0000	後藤木工左衛門	30	×			1
393	S	2 1	15	0000	小西吉左衛門	30	4 6才射手	230		0
394	Q	0 6	33	0000	小林太左衛門	39	7 1才与力	150		0
395	K	0 2	21	0000	小林六左衛門	30	4 4才馬廻	400		0
396	N	0 9	35	0000	小堀孫兵衛	30	4 3才組附鉄砲大将	1,000	A	0
397	P	1 3	26	0000	駒井与兵衛	30	3 7才小姓	300		0
398	O	1 3	11	0000	駒 (野脱) 善左衛門	30	7 2才城番馬廻	100		0
399	N	1 5	13	0000	小森四郎兵衛	30	3 4才小松馬廻	150		2
400	N	0 4	14	0000	近藤伊兵衛 (1筆速記)	30	4 7才小姓	300	△	1
401	S	2 1	04	0000	近藤喜三郎	40	×			1
402	S	2 5	01	0000	近藤小左衛門	40	×			0
403	Q	0 6	03	0000	近藤次兵衛	39	3 2才与力	100		0
404	S	1 0	10	0000	近藤主馬	30	5 1才馬廻	200		0
405	N	0 4	14	0000	近藤新左衛門 (1筆速記)	30	5 7才馬廻組首	1,400	△	0
406	K	0 2	33	0000	才所又七	30	4 7才城番馬廻	150		0
407	N	0 6	11	0000	斎田權左衛門	40	×			0
408	N	0 6	12	0000	斎田彦助	30	7 1才馬廻	400		0
409	Q	0 6	02	0000	斎田武右衛門	39	5 6才与力	150		0
410	O	1 3	05	0000	斎藤伊右衛門	30	5 2才城番馬廻 (武具奉行)	130		0
411	N	0 1	04	0000	斎藤市左衛門	30	×			1
412	S	2 0	19	0000	斎藤久右衛門	30	7 4才馬廻	300		0
413	N	0 3	15	0000	斎藤九兵衛	30	4 6才異風 (鉄砲奉行)	150		0
414	S	2 3	09	0000	斎藤左太郎	30	4 6才城番馬廻 (外作事奉行)	120		0
415	M	0 5	18	0000	斎藤清兵衛	30	5 1才異風	150		0
416	N	0 1	23	0000	斎藤長兵衛	30	5 5才小姓 (割場奉行)	225		0
417	N	1 1	38	0000	斎藤中務	30	5 6才馬廻組首	1,750		0
418	P	1 1	46	0000	斎藤八郎右衛門	40	×			1
419	Q	1 3	15	0000	斎藤彦左衛門	40	×			3
420	P	1 1	51	0000	斎藤又右衛門	40	×			0
421	P	1 1	45	0000	斎藤弥左衛門	40	×			1
422	K	0 2	27	0000	才藤弥八郎	40	×			1
423	N	1 5	23	0000	坂井伊織	40	×			2
424	S	1 8	04	0000	坂井五郎兵衛	30	5 5才城番馬廻	200		1
425	S	2 8	18	0000	坂井權兵衛	39	4 5才与力	120		0
426	P	0 1	03	0000	坂井十兵衛	40	×			0
427	P	0 2	03	0000	坂井伝兵衛	40	×			0
428	S	1 1	18	0000	酒井安兵衛	40	×			0
429	N	0 1	25	0000	坂井与右衛門	30	6 2才小姓組首	1,100		0
430	S	2 1	16	0000	佐垣多門	30	3 0才馬廻	200		0
431	P	1 4	19	0000	坂倉甚 (善) 助	30	2 9才射手	200	B	3
432	N	0 7	02	0000	坂田甚助	30	5 7才馬廻	220		0
433	Q	0 6	22	0000	坂田伝八	39	2 9才与力	250		0
434	O	0 6	16	0000	坂野七左衛門	30	3 8才馬廻	200		0
435	S	1 7	11	0000	佐賀隼之助	40	×			0
436	N	1 5	07	0000	佐川新丞	30	2 9才城番馬廻	150		0
437	S	2 5	02	0000	佐久間長右衛門	30	4 5才城番馬廻	100		0

438	S	2 1	13	0000	佐久間半右衛門	30	×				1
439	N	1 9	03	0000	佐久間弥右衛門	40	×				1
440	S	1 0	14	0100	桜井為兵衛	30	5 9才小姓 (右筆)	250	A		0
441	L	0 6	05	0000	桜井九右衛門	30	5 3才馬廻	400			0
442	S	1 1	26	0000	篠井新七	40	×				1
443	O	1 8	06	0000	佐々木道求	30	7 6才無組付		1 0 9人掛		3
444	S	1 5	10	0000	笹嶋市右衛門	30	5 1才城番馬廻	200	B		0
445	S	2 0	17	0000	笹嶋覚右衛門	30	5 7才馬廻	500			0
446	N	1 9	23	0000	篠嶋七兵衛	30	4 7才射手	200			0
447	S	3 0	20	0000	笹嶋助左衛門	30	3 1才小姓	500			0
448	O	1 3	06	0000	篠嶋与一郎	30	3 4才小姓	600			0
449	L	0 1	22	0000	笹田覚右衛門 (1筆連記)	35	8 4才組外	40	△		1
450	M	0 9	07	0000	笹田太左衛門	40	×				0
451	L	0 1	22	0000	(笹田) 平右衛門 (1筆連記)	35	1区画2名記→1名記載			△	0
452	K	0 2	15	0000	佐竹儀兵衛	30	4 1才城番馬廻 (板批奉行)	100			0
453	O	1 0	10	0000	佐々主殿	30	5 0才馬廻	1,000			0
454	K	0 1	18	0000	佐藤市兵衛	40	×				0
455	N	0 3	25	0000	佐藤義左衛門	30	6 1才馬廻	300			0
456	K	0 5	04	0000	佐藤久右衛門	30	6 3才馬廻	700			0
457	N	1 8	03	0000	佐藤小伝次	30	3 6才馬廻	600			0
458	K	0 1	31	0000	佐藤帯刀	30	5 4才馬廻	400			0
459	K	0 2	16	0000	佐藤伝助	30	4 2才城番馬廻	140			0
460	L	0 4	25	0000	里見七左衛門	30	5 0才無組付か、(金沢町奉行)	1,200			0
461	L	0 4	31	0000	里見弥左衛門	30	×				1
462	S	1 7	03	0000	真田勘解由	30	6 6才馬廻	600			0
463	Q	1 3	07	0000	沢崎甚五兵衛	39	4 5才与力	150			0
464	K	0 2	38	0000	沢崎太左衛門	30	5 4才城番馬廻 (内作事奉行)	150			0
465	M	1 0	17	0000	沢崎与左衛門	30	×				1
466	K	0 5	25	0000	沢田新八	40	×				3
467	Q	1 3	04	0000	沢根彦左衛門	39	6 4才与力	100			0
468	N	0 1	15	0000	沢村甚右衛門	30	4 9才射手	150			0
469	S	1 1	15	0000	塩江源助	40	×				0
470	S	1 1	14	0000	塩江半左衛門	30	4 9才歩組小首	100			0
471	M	1 1	14	0000	塩江半左衛門	30	4 9才歩組小首	100	A		2
472	N	1 9	24	0000	塩川安左衛門	30	2 6才小姓	500			0
473	Q	0 4	17	0000	品川加兵衛	40	×				0
474	P	1 5	11	0000	品川藏人	20	2 3才人持	3,000			0
475	K	0 2	57	0000	笹原監物	20	3 9才人持 (執事)	2,500			0
476	O	1 8	08	0000	笹原大学 (六郎左衛門)	30	4 2才馬廻組首	1,200			0
477	K	0 2	56	0000	笹原頼母	30	3 7才小姓	500			0
478	O	1 7	06	0000	柴田柄洩	30	6 7才馬廻	500			0
479	M	0 5	10	0000	柴原理兵衛	40	×				0
480	N	0 1	32	0000	柴山彦三郎	30	3 2才小姓	250			0
481	M	1 0	06	0000	嶋田十太夫	40	×				0
482	O	1 7	08	0000	嶋田文十郎	30	×				1
483	K	0 3	19	0000	清水[](八郎ヵ)右衛門	35	6 0才組外	150			1
484	K	0 3	18	0000	清水七左衛門	40	×				0
485	K	0 3	28	0000	清水伝兵衛	30	8 2才鷹方組		1 5人扶持		1
486	K	0 3	29	0000	清水安兵衛	40	×				0

487	K	0 3	17	0000	清水与兵衛	40	×			0	
488	L	0 4	07	0000	下田九郎兵衛	40	×			0	
489	M	0 5	19	0000	庄田市之佑	30	5 7才小姓	300		0	
490	O	0 4	03	0000	白江長七	30	4 8才城番馬廻	165.3		0	
491	S	2 2	10	0000	白浜平左衛門	40	×		A	2	
492	N	1 6	04	0000	進士權兵衛	30	3 0才小姓	470		0	
493	N	0 3	07	0000	進藤志摩	30	×			1	
494	S	2 0	13	0000	神保源助	30	4 0才城番馬廻 (普請方目付)	150		0	
495	S	1 8	02	0000	神保四郎右衛門	30	4 3才馬廻	250		0	
す	496	O	0 7	04	0000	杉江兵助	30	4 4才小姓 (会所奉行)	800		0
497	K	0 2	06	0000	杉岡仁兵衛	30	5 8才城番馬廻	100		0	
498	N	0 1	34	0000	杉岡平兵衛	30	×			1	
499	N	1 4	18	0000	杉谷次左衛門	40	×			0	
500	K	0 1	25	0000	杉野善三郎	30	4 1才馬廻	300		0	
501	O	1 0	11	0000	杉村太右衛門	40	×			0	
502	P	0 6	16	0000	杉本久右衛門	30	1 3才城番馬廻	50		1	
503	N	1 6	10	0000	杉本才三郎	30	3 7才城番馬廻	150		0	
504	K	0 3	12	0000	杉本二郎左衛門	30	×			1	
505	S	2 1	12	0000	杉山小助	30	8 2才馬廻	600		0	
506	S	2 1	17	0000	杉山清左衛門	30	4 0才射手	200		0	
507	M	1 1	10	0000	杉山善左衛門	40	×			0	
508	S	2 1	08	0000	杉山孫三郎	40	×			0	
509	M	0 5	26	0000	杉若九左衛門	30	5 9才馬廻 (外作奉行)	200		0	
510	S	2 5	21	0000	鈴木次右衛門	40	×			0	
せ	511	Q	0 6	27	0000	諏訪安之丞	39	2 9才与力	150		0
512	N	1 5	06	0000	瀬川五郎兵衛	30	4 1才小姓	300		0	
513	N	1 7	26	0000	瀬川太郎右衛門	40	×			0	
514	K	0 1	15	0000	関沢六大夫	30	5 0才城番馬廻 (代官)	100		0	
515	Q	1 2	04	0000	関 一郎左衛門	39	4 1才与力	150		0	
516	N	0 1	12	0000	関屋新兵衛	30	5 7才小姓	200		0	
517	N	1 1	36	0000	仙石勝左衛門	20	5 7才人持 (火滅役)	2,500		1	
518	K	0 1	33	0000	千田半介	30	1 5才馬廻	80		0	
519	S	1 8	09	0000	千福長左衛門	30	6 7才馬廻	500		0	
た	520	M	0 5	12	0000	多賀文内	30	5 4才城番馬廻	100		0
521	S	1 8	16	0000	高桑五兵衛	36	4 1才腕方組 (売方)	250		0	
522	K	0 1	20	0000	高坂太右衛門	40	×			0	
523	P	0 6	25	0000	高沢牛之助	30	3 3才小姓	450		0	
524	Q	1 2	09	0000	高沢五郎右衛門	39	5 9才与力	100		0	
525	K	0 5	03	0000	高田勘右衛門	30	7 0才馬廻組首 (貸銀奉行)	1,000		0	
526	N	1 7	42	0000	高田七右衛門	30	3 9才馬廻	200		3	
527	N	1 7	27	0000	高田長兵衛	40	×			0	
528	Q	0 4	08	0000	高田八郎兵衛	39	3 3才与力	150		0	
529	N	1 7	12	0000	高田弥右衛門	30	7 4才馬廻	350		1	
530	M	0 8	20	0000	御持弓之者 高波安左衛門	40	×			3	
531	L	0 3	11	0000	高野彦兵衛	40	×			0	
532	K	0 4	09	0000	高橋伊左衛門	40	×			0	
533	N	1 4	13	0000	(高橋) 小兵衛 (1筆速記)	40	×		△	3	
534	N	1 4	13	0000	高橋作右衛門 (1筆速記)	40	×		△	3	
535	O	0 7	06	0000	高橋三郎左衛門	40	×			0	

536	K	0 2	63	0000	高橋二郎左衛門	30	6 0才魚津馬廻	180		0
537	S	1 1	07	0000	高橋次郎兵衛	40	×			0
538	S	2 5	15	0000	高橋茂兵衛	40	×			0
539	N	0 9	33	0000	高島伊左衛門	30	6 5才馬廻	1,000		0
540	M	0 3	06	0000	高島権兵衛	30	4 9才馬廻	200		0
541	L	0 6	04	0000	高島主膳	40	×		B	2
542	S	2 0	03	0000	高島新九郎	30	5 3才馬廻	200		0
543	Q	0 6	04	0000	高島善右衛門	39	4 5才与力(寺社修復奉行)	150		0
544	S	2 0	06	0000	高島又七	30	3 5才小姓	300		0
545	S	1 1	22	0000	高見七右衛門	40	×			0
546	K	0 4	29	0000	高見伝右衛門	40	×			2
547	S	2 2	20	0000	高柳喜平次	40	×			0
548	S	1 8	05	0000	高山猪左衛門	30	5 0才小姓(内作事奉行)	320		0
549	S	1 7	08	0000	高山勘兵衛	30	6 0才小姓(普請并屋敷奉行)	500		0
550	N	0 1	31	0000	高山甚兵衛	40	×			0
551	N	0 1	11	0000	澗 源之丞	30	2 5才小姓	200		0
552	M	0 5	27	0000	田窪伝七	40	×			2
553	K	0 4	22	0000	竹内五右衛門	40	×			0
554	N	1 7	41	0000	武田蔵人	30	4 3才馬廻	1,150		0
555	N	1 5	04	0000	竹田監物	30	×			1
556	N	1 3	06	0000	竹田五郎左衛門	20	2 9才人持(火滅役)	3,530		0
557	S	2 2	11	0000	武部久左衛門	40	×			1
558	N	0 1	38	0000	武部四郎兵衛	30	6 2才馬廻(普請并屋敷奉行)	500		0
559	O	1 7	04	0000	竹屋甚五左衛門	40	×			0
560	K	0 3	06	0000	武山新右衛門	40	×			1
561	K	0 3	16	0000	武山彦兵衛	40	×			0
562	M	0 9	05	0000	田行(多胡)十左衛門	30	4 1才馬廻	300		0
563	K	0 2	13	0000	多田二郎左衛門	30	4 1才馬廻	450		0
564	K	0 2	04	0000	多田清右衛門	30	4 8才城番馬廻(代官)	100		0
565	O	1 3	20	0000	立川六右衛門	30	4 7才城番馬廻	150		3
566	O	0 2	04	0000	田中義助	40	×			1
567	K	0 2	14	0000	田中久左衛門(1筆連記)	36	5 1才町同心組	210		0
568	S	2 8	05	0000	田中弥五作	40	×			0
569	L	0 4	33	0000	田辺左五右衛門	30	8 2才無組付	650		1
570	L	0 6	02	0000	田辺助六	30	5 5才馬廻	350		0
571	K	0 3	04	0000	田辺千吉(半右衛門) (1筆連記)	30	2 0才馬廻	200	△	0
572	N	1 3	11	0000	田辺兵右衛門	30	6 4才馬廻(貸銀請取奉行)	300		0
573	K	0 3	04	0000	田辺長松(1筆連記)	30	1 5才城番馬廻	100	△	0
574	L	0 4	24	0000	田辺藤右衛門	30	3 5才城番馬廻	100		0
575	M	0 5	28	0000	谷 市十郎	40	×			2
576	S	1 2	14	0000	谷 為兵衛	30	2 5才馬廻	200		0
577	P	0 3	21	0 0 0 0	谷 七兵衛	30	2 9才小姓	350		0
578	S	1 0	14	0200	田平十郎	40	×		A	2
579	S	2 0	04	0000	田伏吉丞	30	4 6才城番馬廻	100		0
580	N	1 5	03	0000	田伏久米之助	30	×			1
581	N	1 7	02	0000	田伏七之丞	30	3 4才城番馬廻	100		0
582	O	0 6	08	0000	田部伊左衛門	30	6 2才城番馬廻「田辺」	120		0
583	S	1 2	24	0000	田部宇右衛門	40	×			2
584	S	1 0	07	0000	田部清兵衛	40	×			1

585	N	1 9	08	0000	田部 (辺) 八左衛門	30	4 6 才新座馬廻	200		0
586	O	1 1	16	0000	田部 (辺) 六兵衛	30	7 0 才馬廻	300		1
587	O	1 5	07	0000	(玉) 井伝右衛門	30	2 6 才馬廻	1,000		0
588	N	1 1	05	0000	玉井藤左衛門	30	3 1 才小姓	1,000		0
589	N	0 1	39	0000	玉木彦左衛門	30	7 1 才馬廻	200		1
590	P	1 1	49	0000	田屋八左衛門	40	×			1
591	M	0 5	15	0000	多羅尾六兵衛	30	5 7 才馬廻	400		0
592	K	0 4	07	0000	田[]右衛門	40	×			1
593	N	0 2	14	0000	長 九郎左衛門	20	6 8 才人持組首	33,000		0
594	P	0 6	02	0000	塚本助進	30	6 6 才馬廻	250	A	0
595	S	1 7	05	0000	槻尾源七	30	5 4 才馬廻	400		0
596	N	0 2	08	0000	佃 源太左衛門	40	×			2
597	N	1 5	18	0000	佃 源八	30	4 0 才大近習 (目付)	300	A	0
598	S	2 8	20	0000	佃 次兵衛	30	6 9 才城番馬廻	153.33		0
599	L	0 5	18	0000	佃 半七	30	4 8 才小姓	300		0
600	K	0 2	53	0000	辻 喜三郎	35	4 4 才組外	100		0
601	K	0 2	47	0000	辻 五兵衛	30	×			1
602	N	1 7	37	0000	辻 助左衛門	30	2 3 才馬廻	200		0
603	K	0 1	22	0000	辻 藤三郎	30	5 4 才馬廻 (吉久藏奉行)	200		0
604	N	1 1	09	0000	辻 平之丞	30	×			1
605	K	0 3	27	0000	津田宇右衛門	30	5 5 才馬廻組首 (勘定奉行)	1,500		0
606	N	1 6	19	0000	津田覚兵衛	30	4 7 才馬廻	400		0
607	N	1 6	13	0000	津田五郎兵衛	30	6 1 才小姓	700		0
608	M	0 9	12	0000	津田庄左衛門	30	6 1 才馬廻	450		0
609	Q	1 0	04	0000	津田忠左衛門	30	2 5 才城番馬廻	170		0
610	K	0 2	30	0000	津田忠兵衛	40	×			0
611	P	0 2	12	0000	津田内記 <津田玄蕃下屋敷上地>	30	3 0 才馬廻	1,000		0
612	P	0 3	15	0000	津田半之丞	30	3 0 才小姓	700		0
613	P	0 2	19	0000	津田六郎兵衛	30	2 5 才馬廻	400		0
614	N	0 9	08	0000	土田作右衛門	30	6 8 才城番馬廻	150		1
615	S	1 1	24	0000	土田四兵衛	40	×			0
616	O	0 4	07	0000	土田庄兵衛	40	×			0
617	L	0 3	15	0000	土田与右衛門 (1筆速記)	40	×		△	0
618	Q	1 3	19	0000	筒井三郎右衛門	39	4 5 才与力	100		0
619	N	1 6	20	0000	角尾五左衛門	30	5 7 才馬廻	250		0
620	Q	0 4	26	0000	角尾惣右衛門	40	×			2
621	K	0 4	30	0000	坪川又兵衛	40	×			2
622	Q	0 4	21	0000	坪光久右衛門	39	5 8 才与力 (寺社方取次役)	150		0
623	N	1 5	09	0000	鶴見勘助	30	5 1 才馬廻	500		0
624	P	1 5	06	0000	鶴見清兵衛	30	3 6 才馬廻	160		0
625	K	0 2	11	0200	出口七之介	40	×		A	3
626	S	1 1	06	0000	出口弥助	40	×			0
627	S	2 2	04	0000	寺内三右衛門	30	4 2 才城番馬廻	100		0
628	K	0 1	29	0000	寺岡与兵衛	40	×			0
629	O	1 6	03	0000	寺嶋牛之助	30	4 8 才馬廻	450		0
630	O	0 1	20	0000	寺西伝丞	40	×			1
631	N	1 4	21	0000	土肥二郎吉	30	×			1
632	M	0 7	16	0000	土肥四郎左衛門	30	4 5 才馬廻	600		0
633	L	0 4	08	0000	東郷又八	40	×			0

634	O	0 3	09 0000	梶 右京	40	×			1
635	Q	0 6	05 0000	徳田勘右衛門	39	3 5才与力	140		0
636	N	1 4	14 0000	富 (戸) 田伊右衛門	30	3 4才馬廻	200		0
637	S	2 1	06 0000	戸田与一郎	35	4 4才組外 (聞番)	700		3
638	S	1 8	08 0000	富田吉藏	30	3 5才馬廻	1,000		0
639	S	2 5	18 0000	富田甚九郎	40	×			0
640	O	1 3	26 0000	富田善左衛門	30	5 6才馬廻	1,400		0
641	N	2 0	06 0000	富永小右衛門	30	4 8才馬廻組首	1,400		0
642	N	2 0	05 0000	富永二郎兵衛	30	4 7才馬廻	300		0
643	N	1 9	21 0000	富永甚十郎	30	×			1
644	N	1 7	38 0000	富野又吉	30	1 5才馬廻	60		0
645	P	1 4	16 0000	豊嶋十左衛門	30	5 8才馬廻	270		0
646	P	1 5	08 0000	豊嶋新九郎	30	4 6才異風 (鉄砲奉行)	230	A	2
647	K	0 2	26 0000	豊嶋新七	30	4 8才異風	180		0
648	P	1 5	04 0000	豊嶋惣兵衛	40	×			2
649	N	1 5	12 0000	内藤助右衛門	30	4 5才城番馬廻	150		0
650	S	2 5	23 0000	内藤 清兵衛	30	4 5才馬廻	300		2
651	N	0 3	08 0000	中 孫右衛門	30	7 3才馬廻	300		0
652	S	2 1	10 0000	永井加兵衛	30	6 3才城番馬廻	110		0
653	K	0 2	36 0000	永井喜兵衛	30	7 4才馬廻	200		0
654	N	0 1	29 0000	永井伝右衛門	40	×			0
655	O	0 2	02 0000	永井伝七	30	2 9才近習 (大) (近習取次役)	500		0
656	P	0 2	11 0000	永井兵右衛門 <津田玄蕃下屋敷上地>	40	×			3
657	S	2 0	05 0000	中尾宗兵衛	30	6 7才馬廻	300		1
658	N	0 7	08 0000	中川七兵衛	30	3 6才大近習組	1,000		1
659	N	0 2	11 0000	中川長五郎	40	×			2
660	P	0 3	17 0000	中川藤右衛門	30	3 4才城番馬廻 (普請道具調奉行)	150		0
661	N	0 4	15 0000	中川采女	36	3 4才歩組頭	700		0
662	N	1 1	07 0000	中川弥左衛門	30	6 0才大近習番首	550		0
663	S	1 8	17 0000	中黒太左衛門	30	5 9才組附鉄砲大將	2,000		0
664	S	1 8	14 0000	中黒道随	30	8 8才無組付	2 0人 扶持		2
665	Q	1 3	16 0000	中嶋二郎右衛門	40	×			2
666	M	0 6	13 0000	中嶋甚右衛門	40	×			1
667	Q	1 2	05 0000	長嶋半左衛門	39	4 7才与力	130		0
668	N	0 9	18 0000	長瀬新九郎	30	6 4才組附弓大將 (普請方裁許)	500		0
669	N	1 1	29 0000	長瀬内記	30	2 8才小姓	300		0
670	N	1 1	02 0000	長瀬係之丞	30	5 7才馬廻	500		0
671	M	0 9	13 0000	長田市左衛門	30	×			1
672	M	1 1	07 0000	長田儀兵衛	40	×			0
673	N	1 1	12 0000	中田五郎右衛門	40	×		B	3
674	N	1 1	13 0000	中田三右衛門	40	×			3
675	S	2 2	05 0000	永田少右衛門	30	5 4才馬廻	200		0
676	Q	1 2	01 0000	長田新兵衛	39	4 5才与力	150		0
677	Q	1 3	08 0000	中西宗兵衛	39	6 7才与力	250		0
678	S	1 2	20 0000	中野六之丞	40	×			0
679	Q	1 3	01 0000	長野千右衛門	39	3 5才与力	160		0
680	K	0 4	35 0000	長野惣左衛門	40	×			2
681	K	0 3	11 0000	永原五郎左衛門	30	4 7才馬廻	300		0

682	K	0 2	10	0100	永原左京	20	6 8才人持 (寺社奉行兼与力支配)	5,950	A	0
683	K	0 5	06	0000	永原大学	20	5 7才人持 (執次番)	3,000		1
684	N	0 8	09	0000	女中 中村	40	×		B	2
685	M	0 8	14	0000	中村伊織	30	4 5才馬廻	500		0
686	M	0 3	12	0000	中村逸角	30	3 1才馬廻	500		0
687	S	1 2	25	0000	中村義左衛門	40	×			0
688	S	2 0	14	0000	中村久左衛門	30	3 8才小姓 (公事場目付)	200		0
689	M	0 7	19	0000	中村内記 (1筆速記)	30	1 9才馬廻	1,200	△	0
690	L	0 4	29	0000	中村源太郎	30	4 6才馬廻	500		1
691	S	1 1	20	0000	中村小右衛門	40	×			0
692	L	0 3	21	0000	中村小左衛門	30	×			1
693	M	0 7	19	0000	中村小隼人 (1筆速記)	30	1 6才馬廻	300	△	1
694	L	0 4	37	0000	水施工人 中村五兵衛	30	3 0才馬廻	300		1
695	L	0 1	38	0000	中村五兵衛	30	4 3才城番馬廻	100		0
696	L	0 5	04	0000	中村權之佑	30	2 2才馬廻	300		0
697	N	0 9	21	0000	中村權兵衛	30	3 7才小姓	200		0
698	M	0 5	34	0000	中村次右衛門	30	7 0才城番馬廻	150		1
699	N	0 9	03	0000	中村七右衛門	30	4 7才馬廻	250		0
700	Q	0 4	16	0000	中村七左衛門	39	4 1才与力	250		0
701	S	1 2	17	0000	中村七之丞	40	×			0
702	S	2 5	09	0000	中村七兵衛	40	×			3
703	Q	0 4	18	0000	中村少兵衛	39	3 5才与力 (定檢地奉行)	100		0
704	S	1 7	15	0000	中村次郎右衛門	30	4 4才小姓 (役銀奉行)	200		0
705	N	0 6	14	0000	中村次郎左衛門	30	4 7才小姓	230		1
706	L	0 3	24	0000	中村二郎兵衛	30	5 3才馬廻	500	B△	1
707	S	1 2	05	0000	中村仁左衛門	40	×			0
708	N	1 1	04	0000	中村助左衛門	30	4 5才城番馬廻 (改作奉行)	150		0
709	Q	0 6	06	0000	中村忠左衛門	39	2 9才与力	100		0
710	N	1 8	08	0000	中村長右衛門	40	×			0
711	L	0 3	19	0000	中村長兵衛	40	×			0
712	Q	0 6	15	0000	中村豊左衛門	39	3 8才与力	130		0
713	L	0 1	20	0000	中村平左衛門	35	4 9才組外	1 0人扶持		2
714	S	1 7	06	0000	中村弥五左衛門	30	4 6才異風	350		0
715	O	0 3	07	0000	中村弥五作	30	×			1
716	K	0 1	08	0000	中村弥左衛門	40	×			0
717	N	1 9	11	0000	中村弥兵衛	30	4 0才城番馬廻	150		0
718	L	0 3	24	0000	中村六之丞	30	6 6才馬廻	500	B△	1
719	P	1 4	15	0000	長屋源右衛門	40	×			1
720	R	0 1	20	0000	中山一夢	40	×			3
721	P	1 1	48	0000	中山五兵衛	40	×			0
722	N	1 7	35	0000	半井平八	40	×			0
723	N	1 7	39	0000	外科 (名倉) 幸春	35	4 6才組外、外科	150		0
724	S	2 7	05	0000	那古屋藏人	20	×			1
725	Q	0 6	18	0000	成田吉之丞	39	3 9才与力	150		2
726	O	1 3	27	0000	成田半右衛門	30	2 9才馬廻	1,580		0
727	Q	0 1	02	0000	成瀬内蔵助	20	4 4才人持	8,000		0
728	Q	0 6	10	0000	南部小左衛門	39	3 5才与力	100		0
729	S	1 8	13	0000	西尾主馬	30	6 1才馬廻	500		1
730	S	1 9	03	0000	西尾大学	30	2 2才小姓	500		1

731	L	0 4	15	0000	御幡弓之者 西川藤兵衛	40	×			3
732	O	0 4	01	0000	西村弥次兵衛	40	×			0
733	K	0 3	03	0000	爾羽宗兵衛	30	4 3才鷹匠組頭	110		0
734	P	1 5	05	0000	二羽八右衛門	30	5 7才馬廻	200		0
735	N	1 4	12	0000	布目与三右衛門	30	4 0才馬廻	200		0
736	N	0 1	36	0000	根来善左衛門	30	6 1才馬廻	300		0
737	N	1 9	18	0000	野口権太郎	40	×			0
738	L	0 5	25	0000	野崎治兵衛	40	×			0
739	K	0 1	11	0000	野崎八右衛門	40	×			0
740	N	0 1	05	0000	能瀬玄竹	35	4 4才組外、外科	150		0
741	O	0 6	05	0000	野田勘左衛門	30	5 7才城番馬廻(公事場取次役)	150		0
742	N	1 4	25	0000	野々村忠右衛門	30	2 8才馬廻	1,000		0
743	K	0 4	15	0000	野村覚之佑	30	6 7才馬廻(出銀奉行)「覚丞」	350		0
744	N	1 5	26	0000	野村権兵衛	30	2 8才大近習組	550		2
745	N	1 6	23	0000	野村七左衛門	40	×			×
746	L	0 4	46	0000	野村四郎左衛門	30	4 8才小姓(割場奉行)	130		0
747	K	0 3	22	0000	野村新右衛門	40	×			0
748	S	1 2	16	0000	野村忠兵衛	40	×			0
749	N	0 1	27	0000	橋爪小右衛門	30	4 1才城番馬廻	100		0
750	N	0 3	14	0000	橋爪五兵衛	30	5 0才馬廻	400		0
751	K	0 1	27	0000	橋爪左門	30	1 8才馬廻	230		0
752	S	1 1	29	0000	橋爪治兵衛	40	×			0
753	N	0 3	09	0000	橋爪次郎兵衛	40	×			3
754	P	0 3	16	0000	橋本治部左衛門	40	×			0
755	S	1 7	12	0000	土師与右衛門	30	×			1
756	K	0 3	10	0000	長谷川安入	40	×			3
757	P	1 3	11	0000	長谷川五兵衛	40	×			0
758	N	0 4	05	0000	長谷川三右衛門	30	5 4才馬廻	500		0
759	M	1 1	17	0000	蜂谷孫右衛門	30	4 3才步組小首	100		0
760	P	1 0	09	0000	服部左源太	30	6 7才城番馬廻組首(奥方支配)	500		0
761	N	1 8	02	0000	服部大左衛門	30	6 3才 弓大将	600		0
762	M	0 3	05	0000	馬場孫左衛門	30	×			1
763	L	0 4	26	0000	浜名弥五左衛門(1筆連記)	30	57才馬廻	250	B△	3
764	L	0 4	26	0000	同(浜名)小十郎(1筆連記)	30	4 3才城番馬廻	150	B△	0
765	L	0 3	16	0000	林 市左衛門	40	×			3
766	Q	1 3	13	0000	林 勘右衛門	40	×			3
767	N	1 4	23	0000	林 十左衛門	30	5 3才馬廻(能美石川河北郡奉行)	250		0
768	M	0 5	14	0000	林 甚助	30	×			1
769	K	0 4	14	0000	林 半左衛門	30	2 0才馬廻「十郎兵衛」	300		0
770	P	0 3	05	0000	林 半平	30	3 3才小姓	300		0
771	K	0 3	32	0000	林 孫三郎	40	×			0
772	K	0 4	33	0000	林 弥左衛門	40	×			2
773	N	1 7	32	0000	原 覚兵衛	40	×			0
774	S	2 6	09	0000	原 儀右衛門	40	×			2
775	N	0 4	01	0000	原 久兵衛(1筆連記)	30	4 2才城番馬廻	100	△	0
776	K	0 2	20	0000	原五郎左衛門	30	4 1才馬廻(七尾町奉行)	1,030		0
777	O	0 4	02	0000	原 宗左衛門	30	4 0才馬廻	300		0
778	N	0 4	01	0000	原 与三右衛門(1筆連記)	30	5 8才城番馬廻	200	△	0
779	M	0 3	04	0000	原田内記	40	×			2

780	K	0 1	16	0000	伴 勘右衛門	40	×			0
781	K	0 2	24	0000	半田五郎左衛門	35	4 9 才組外間番	950	B	3
782	K	0 3	02	0000	半田権介	30	4 4 才小姓 (目付)	300		3
783	S	1 2	03	0000	半田長右衛門	40	×			0
784	S	2 0	15	0000	半田伝助	30	3 0 才小姓	250		0
785	S	2 5	19	0000	半藤喜助	40	×			0
786	K	0 3	25	0000	日江平右衛門	40	×			0
787	Q	0 6	35	0000	火置小左衛門	39	7 6 才与力	200		0
788	K	0 1	17	0000	足田半平	30	3 4 才城番馬廻 (代官)	100		0
789	O	1 6	02	0000	土方勘解由	40	×			0
790	O	0 6	10	0000	平井源丞	40	×			2
791	N	1 6	05	0000	平岡小左衛門	40	×			2
792	N	0 3	22	0000	平田三郎右衛門	30	5 8 才小姓 (大金奉行)	350		0
793	N	0 8	07	0000	平田弥右衛門	30	4 4 才異風	180		0
794	N	1 7	24	0000	平野源左衛門	30	6 2 才馬廻	350		0
795	P	1 4	02	0000	平野安之丞	30	5 8 才城番馬廻	120		0
796	N	0 3	24	0000	平松伊兵衛	30	8 1 才馬廻	400		0
797	P	0 3	19	0000	広瀬市助	30	2 3 才馬廻	250		0
798	L	0 6	27	0000	広瀬助左衛門	40	×			0
799	N	0 1	35	0000	広瀬彦進	30	3 8 才小姓	300		0
800	S	1 2	04	0000	広瀬孫兵衛	40	×			0
801	P	0 3	18	0000	広瀬孫二郎	30	1 8 才城番馬廻	120		0
802	Q	1 2	10	0000	深尾市兵衛	39	5 5 才与力	150		0
803	O	0 6	14	0000	深尾仁兵衛	30	6 2 才城番馬廻 (材木奉行)	140		0
804	S	1 1	16	0000	深谷八左衛門	40	×			0
805	Q	1 3	24	0000	福岡九郎右衛門	39	4 9 才与力	200		0
806	O	1 3	21	0000	福岡甚右衛門	30	3 6 才馬廻 (弓矢奉行)	200		0
807	Q	1 3	23	0000	福岡半右衛門	39	4 7 才与力 (江戸武器奉行)	150		0
808	S	2 1	14	0000	福岡少太夫	30	7 4 才城番馬廻	130		1
809	P	0 6	04	0000	福岡藤左衛門	30	3 0 才馬廻	500		1
810	O	1 1	15	0000	福岡武左衛門	30	5 4 才組附鉄砲大将 (異風組支配)	550		1
811	K	0 1	06	0000	福武七右衛門	40	×			0
812	L	0 3	04	0000	福田三郎右衛門	40	×			0
813	P	1 5	03	0100	福田彦左衛門	30	7 7 才馬廻	400		0
814	M	0 5	35	0100	福出宗三	40	×			2
815	M	1 1	16	0000	福永勘介	40	×			2
816	S	2 8	10	0000	藤井儀右衛門	40	×			0
817	L	0 4	03	0000	藤井小兵衛	40	×			0
818	P	1 1	44	0000	藤井二郎右衛門	40	×			2
819	P	1 1	54	0000	藤井彦太夫	30	3 8 才城番歩組小首	100		0
820	S	2 0	09	0000	藤懸十郎兵衛	30	7 1 才馬廻	500		0
821	N	1 6	17	0000	藤田平兵衛	30	3 2 才大近習組 (近習取次役)	750		0
822	P	0 9	16	0000	藤村三郎四郎	30	6 2 才城番馬廻	150		0
823	P	1 5	10	0000	古市主計	20	3 0 才人持 (取次番)	3, 630		0
824	K	0 2	34	0000	古江猪之介	30	×			1
825	L	0 6	09	0000	古江甚右衛門	30	×			1
826	L	0 4	20	0000	古沢宗右衛門	30	×			1
827	L	0 4	17	0000	古橋小右衛門	40	×			1
828	L	0 4	14	0000	古橋伝右衛門	40	×			1

829	K	0 1	34	0000	不破源六	30	3 0才小姓	1,000		0
830	N	1 9	22	0000	不破五郎左衛門	30	5 2才馬廻	200		0
831	N	1 6	21	0000	不破三右衛門	30	4 4才城番馬廻	100		0
832	S	1 7	07	0000	不破七兵衛	30	6 4才小姓 (内作奉行)	320		0
833	S	1 9	04	0000	不破半左衛門	30	3 6才城番馬廻	100		2
834	K	0 1	32	0000	不破半左衛門 (1筆速記)	30	3 6才城番馬廻	100	△	0
835	S	3 0	13	0000	不破安左衛門	30	2 9才小姓	350		0
836	K	0 1	32	0000	不破安左衛門 (1筆速記)	30	4 7才馬廻	200	△	0
837	S	2 1	03	0000	別所次右衛門	30	4 8才城番馬廻	150		2
838	N	1 1	37	0000	別所八右衛門	30	6 1才馬廻	250		1
839	S	2 9	08	0000	別当 義右衛門	40	×			3
840	Q	0 6	21	0000	星山十郎兵衛	39	3 9才与力	150		0
841	S	1 1	13	0000	堀 覚左衛門	40	×			0
842	M	0 8	11	0000	堀 源藏	30	4 4才城番馬廻	150		0
843	N	1 5	05	0000	堀 才之助	40	×			3
844	L	0 5	14	0000	堀 甚右衛門	30	6 1才馬廻	1,000		0
845	S	2 2	18	0000	堀 新兵衛	40	×			0
846	N	1 5	27	0000	堀 助右衛門	30	5 3才馬廻	200		0
847	N	0 4	02	0000	堀 惣右衛門 (1筆速記)	30	2 6才馬廻	700	△	0
848	N	0 1	33	0000	堀 宗佐	35	6 5才組外、外科	小判1 0両		0
849	Q	0 4	12	0000	堀 宗左衛門	39	4 8才与力	100		0
850	N	0 2	07	0000	堀 半右衛門	30	4 1才小姓	500		0
851	S	1 1	19	0000	堀 彦太夫	40	×			2
852	K	0 2	51	0000	堀 兵左衛門	30	5 7才城番馬廻	100		0
853	N	0 4	02	0000	堀 又右衛門 (1筆速記)	30	6 5才馬廻	300	△	0
854	S	2 8	11	0000	堀 茂左衛門	30	6 1才馬廻	200		0
855	O	0 7	16	0000	堀越源兵衛	40	×			0
856	O	0 1	19	0000	堀田伊右衛門	40	×			0
857	S	2 8	09	0000	堀田三郎右衛門	30	5 1才馬廻	200		0
858	S	2 5	03	0000	堀田新右衛門	30	3 7才城番馬廻 (普請道具奉行)	100		0
859	P	0 3	20	0000	堀田清左衛門	40	×			2
860	N	0 1	10	0000	堀部養佐	35	4 0才組外、医師	150		0
861	M	1 1	26	0000	本庄覚口衛門	40	×			3
862	M	0 9	33	0000	本藤喜介	40	×			1
863	N	0 7	07	0000	本保加右衛門	30	8 0才馬廻	2,000		0
864	N	1 9	10	0000	本保内蔵	30	4 4才馬廻	700		0
865	N	0 1	08	0000	前田市佑	30	4 3才城番馬廻 (代官)	100		0
866	Q	0 6	28	0000	前田九左衛門	39	5 2才与力	150		0
867	O	0 7	20	0000	前田権之助	20	5 3才人持	3,200		0
868	O	0 1	13	0000	前田主膳	20	4 2才人持	3,000		0
869	O	0 1	01	0000	前田主膳屋敷之内	20	4 2才人持	3,000		0
870	Q	0 4	09	0000	前田新左衛門	40	×			0
871	N	0 1	02	0000	前田清八	30	2 9才馬廻	600		0
872	Q	0 4	28	0000	前田伝右衛門	39	4 4才与力	150		2
873	Q	0 4	10	0000	(前) 田武左衛門	40	×			2
874	R	1 6	09	0000	前田万之助	20	1 0才人持	2,000		0
875	O	0 3	11	0000	前田主水	30	4 2才馬廻組首 (貸銀奉行)	1,520		0
876	N	0 1	06	0000	前田弥五作	30	5 4才小姓 (賄奉行)	350		0
877	N	0 1	30	0000	前波甚右衛門	30	×			1

878	M	0 9	03	0000	牧 甚左衛門	30	8 0才馬廻	200		0	
879	Q	1 3	21	0000	牧 惣右衛門	40	×			2	
880	M	0 9	04	0000	牧 伝六	30	4 1才異風	180		0	
881	M	0 4	02	0000	増本弥右衛門	30	3 6才城番馬廻	100		0	
882	N	1 8	06	0000	増田可助	40	×			×	
883	N	1 9	20	0000	増田弥五助	40	×			3	
884	K	0 1	14	0000	松井加左衛門	40	×			0	
885	N	1 7	36	0000	松江左七	30	2 3才魚津馬廻	180		0	
886	Q	0 6	20	0000	松坂伝兵衛	39	5 1才与力	200		0	
887	L	0 4	42	0000	松崎三郎左衛門	30	7 0才馬廻	250		0	
888	M	0 9	02	0000	松崎十左衛門	30	4 1才馬廻 (魚津町奉行)	1,000		1	
889	K	0 4	12	0100	松崎仁左衛門	40	×		A	1	
890	K	0 4	12	0300	松崎仁兵衛	40	×		A	1	
891	O	1 6	13	0000	松下四郎右衛門	40	×			0	
892	N	1 9	04	0000	松田熊之助	30	3 9才城番馬廻	150		0	
893	N	0 7	09	0000	松田四郎右衛門	30	3 0才馬廻	400		0	
894	O	1 7	11	0000	松田太郎右衛門	30	2 4才小姓	500		0	
895	S	2 6	11	0000	松田 茂左衛門	40	×			3	
896	N	1 6	03	0000	松田安之丞	30	1 5才馬廻	110		0	
897	S	2 6	08	0000	松平久兵衛	20	5 7才人持	1,700		0	
898	N	0 1	16	0000	松平治部	20	3 3才人持 (取次番)	2,000		0	
899	N	1 5	19	0000	松葉次丞	40	×		A	2	
900	Q	1 3	05	0000	松原吉左衛門	39	3 8才与力	150		0	
901	K	0 2	35	0000	松原七右衛門	30	4 0才射手	170		0	
902	Q	1 2	08	0000	松原宗左衛門	39	4 4才与力	150		2	
903	N	1 9	13	0000	松原八郎左衛門	30	3 9才城番馬廻 (改作奉行)	200		2	
904	S	2 8	06	0000	松原安兵衛	40	×			2	
905	S	2 5	05	0000	松宮権右衛門	40	×			1	
906	K	0 3	20	0000	松宮清右衛門	40	×			1	
907	K	0 2	22	0000	松宮宗兵衛	30	6 6才馬廻	200		1	
908	S	1 9	16	0000	松本左平次	40	×			0	
909	Q	13	2 8	0000	馬淵市左衛門	39	5 3才与力 (定檢地奉行)	150		0	
910	N	0 7	04	0000	馬淵加右衛門	30	4 6才馬廻	500		0	
911	Q	0 4	07	0000	馬淵与三左衛門	39	6 1才与力	200		0	
912	Q	1 3	22	0000	丸山権右衛門	39	6 3才与力	150		0	
み	913	N	2 0	04	0000	三浦勘右衛門	30	7 0才組附鉄砲大將	1,000		1
914	N	1 9	07	0000	三浦左京	30	2 6才近習	400		1	
915	K	0 3	24	0000	三上久平	40	×			0	
916	Q	13	2 6	0000	神子田九右衛門	39	5 0才与力	200		0	
917	N	0 8	05	0000	神子田五兵衛	30	5 1才小松馬廻組頭	350		0	
918	N	1 1	01	0000	三階八郎左衛門	30	5 6才馬廻	400		0	
919	S	2 5	08	0000	水越権右衛門 (1筆連記)	40	×		A△	1	
920	S	2 2	19	0000	水越長右衛門	30	6 7才馬廻	300		1	
921	S	2 5	08	0000	水越八右衛門 (1筆連記)	40	×		A△	0	
922	O	0 2	07	0000	水越平左衛門	30	6 2才馬廻	200		0	
923	S	2 0	07	0000	水沢吉十郎	30	1 4才近習	60		0	
924	K	0 1	09	0000	水谷吉右衛門	40	×			0	
925	K	0 1	10	0000	水谷少右衛門	40	×			1	
926	N	0 6	20	0000	水野伊兵衛	40	×			0	

927	K	0 2	50	0000	水野小左衛門	30	2 6才馬廻	200		0
928	O	0 7	15	0000	水野次郎右衛門	30	4 7才馬廻	200		0
929	S	2 8	07	0000	水野宗七	40	×			0
930	K	0 2	02	0000	水野内匠	20	5 5才人持	1,500		1
931	P	0 1	10	0000	水野与右衛門	40	×			1
932	Q	0 6	32	0000	溝江八左衛門	39	4 9才与力 (無組付普請役裁許)	150		0
933	L	0 4	43	0000	三田二左衛門	40	×			3
934	Q	1 2	03	0000	満田七兵衛	39	4 2才与力	70		0
935	N	0 3	19	0000	峯 吉之丞	30	2 9才馬廻	250		0
936	N	0 3	13	0000	義浦五郎左衛門	30	7 2才馬廻	300		2
937	N	1 1	08	0000	箕浦新左衛門	30	4 2才小姓	200		0
938	N	1 9	19	0000	箕浦孫左衛門	40	×			0
939	K	0 4	17	0000	三橋七郎兵衛	40	×			0
940	K	0 2	44	0000	宮川五右衛門	30	5 8才馬廻	200		0
941	O	0 2	05	0000	宮川伝右衛門	40	×			0
942	L	0 1	18	0000	宮川安右衛門	40	×			1
943	N	1 7	11	0000	宮北弥兵衛	30	6 4才馬廻	250		0
944	Q	0 4	03	0000	宮崎豊左衛門	30	3 1才小姓	250		0
945	K	0 2	48	0000	宮本与右衛門	40	×			3
946	P	1 3	30	0000	三好采女	30	×			1
947	N	0 1	37	0000	三輪勘兵衛	40	×			1
948	N	0 2	06	0000	三輪七左衛門	30	3 5才馬廻	1,000		0
949	N	0 5	10	0000	三輪二郎作	30	1 6才馬廻	300		0
950	N	0 3	10	0000	三輪豊右衛門	40	×			0
951	L	0 1	36	0000	武藤四郎兵衛	40	×			0
952	Q	0 6	29	0000	武藤弥左衛門	39	5 1才与力 (無組付普請役裁許)	170		0
953	S	1 8	06	0000	村 金左衛門	30	3 2才近習 (大) (奥納戸奉行)	250		3
954	N	0 6	07	0000	村 助左衛門	30	6 8才馬廻	500		0
955	N	0 3	21	0000	村 長松	40	×			0
956	S	1 8	07	0000	村 兵助	30	×			1
957	Q	0 4	27	0000	村井久右衛門	40	×			0
958	L	0 5	23	0000	村井二郎左衛門	30	6 4才馬廻	200		0
959	Q	0 4	25	0000	村井甚右衛門	39	5 0才与力	150		0
960	N	1 3	01	0000	村井藤十郎	20	2 0才人持	7,260		0
961	N	0 7	05	0000	村井木工之助	30	×			1
962	O	0 3	01	0000	村上小七郎	30	4 1才組附鉄砲大将	1,000		0
963	Q	0 6	30	0000	村上又右衛門	39	5 9才与力 (寺社修復奉行)	100		0
964	Q	1 3	10	0000	村田久左衛門	39	5 2才与力 (定檢地奉行)	150		0
965	O	1 7	05	0000	村田次郎兵衛	30	2 9才小姓	300		3
966	N	1 8	01	0000	村田半助	30	6 8才組附鉄砲大将 (膳方奉行)	500		0
967	L	0 5	24	0000	毛利宇右衛門	30	5 7才射手	150		0
968	N	1 7	40	0000	毛利左兵衛	30	5 2才城番馬廻	200		0
969	N	1 6	12	0000	(毛利) 治兵衛 (1筆連記)	30	3 1才城番馬廻	150	△	0
970	P	1 0	13	0000	毛利勝兵衛	30	5 9才馬廻	250		0
971	N	1 6	12	0000	毛利宗左衛門 (1筆連記)	30	3 4才馬廻	250	△	0
972	L	0 1	35	0000	毛利隼人	30	4 3才射手	200	A	2
973	N	1 5	28	0000	毛利半四郎	30	5 6才城番馬廻	120		0
974	S	1 9	15	0000	毛利亦太夫	30	3 5才馬廻 (改作奉行)	400		3
975	P	1 0	17	0000	毛利又三郎	30	4 3才城番馬廻	150		0

976	S	2 1	09 0000	毛利六之丞	40	×			0
977	R	0 5	02 0000	森川五郎右衛門	40	×		A	3
978	N	1 4	24 0000	森田馬左衛門	30	×			1
979	N	1 3	13 0000	森田吉右衛門	40	×			0
980	N	1 7	13 0000	森田左助	30	3 7 才射手		200	0
981	K	0 2	42 0000	森田清三郎	30	4 4 才城番馬廻 (作事場下裁許)		130	1
982	N	0 3	11 0000	諸橋太夫 甚吉	40	×			1
983	S	1 0	15 0000	八木次兵衛	40	×			0
984	Q	0 4	06 0000	屋後与助	39	4 8 才与力 (旅道具奉行)		200	0
985	O	1 1	09 0000	矢嶋九十郎	30	2 1 才異風「九右衛門」		150	0
986	N	1 7	07 0000	矢嶋権左衛門	30	5 3 才射手		150	0
987	S	1 2	15 0000	安井源丞	30	4 0 才小姓 (右筆)		250	0
988	Q	1 3	14 0000	安田彦丞	39	4 0 才与力		120	0
989	K	0 2	07 0000	安田理右衛門	30	2 8 才城番馬廻		143	0
990	N	1 7	14 0000	安見与三左衛門	30	6 1 才馬廻		300	1
991	N	0 2	10 0000	矢田小左衛門	40	×			0
992	L	0 3	06 0000	外科 (矢田) 周閑	35	4 5 才組外、外科		150	0
993	Q	1 3	25 0000	柳橋彦進	39	5 1 才与力 (寺社修復奉行)		150	0
994	N	0 6	19 0000	矢野所左衛門	30	4 6 才大近習 (奥納戸奉行)		350	0
995	L	0 4	11 0000	矢部覚左衛門	30	×			1
996	S	1 1	04 0000	矢部七兵衛	40	×			0
997	Q	1 3	02 0000	矢部八之丞	39	2 5 才与力		150	0
998	Q	0 6	08 0000	山内五左衛門	39	7 7 才与力		100	2
999	K	0 2	08 0000	山内甚介	30	×			1
1000	O	0 7	11 0000	山上伝右衛門	40	×			0
1001	L	0 3	17 0000	山岸市郎右衛門	40	×			0
1002	L	0 3	18 0000	山岸義右衛門	40	×			0
1003	L	0 1	37 0000	山岸三太郎	30	5 3 才馬廻		500	0
1004	S	1 2	23 0000	山口助右衛門	40	×			0
1005	S	2 2	09 0000	山口長右衛門	40	×		A	2
1006	N	0 9	01 0000	山崎伊兵衛	30	3 9 才小姓		300	0
1007	K	0 1	13 0000	山崎牛之介	40	×			2
1008	N	1 4	27 0000	山崎数馬	30	5 3 才馬廻		700	0
1009	N	1 7	15 0000	山崎久兵衛	30	5 8 才馬廻		200	0
1010	O	0 1	09 0000	山崎小兵衛	30	1 8 才近習		1,000	3
1011	N	1 4	20 0000	山崎新九郎	30	×			1
1012	K	0 4	01 0000	山崎宗八	40	×			1
1013	K	0 3	21 0000	山崎藤兵衛	40	×			0
1014	S	1 8	12 0000	山崎虎之助	30	×			1
1015	N	1 5	08 0000	山崎半左衛門	30	3 5 才馬廻		1,000	0
1016	K	0 1	01 0000	山崎兵部	20	×	(下屋敷所持から推認)		2
1017	Q	1 3	06 0000	山下彦右衛門	40	×			2
1018	L	0 1	34 0000	山瀬加兵衛	40	×		A	0
1019	S	1 2	09 0000	山田小右衛門	40	×			0
1020	M	0 6	04 0000	山田四郎兵衛	30	4 2 才馬廻		200	0
1021	N	0 1	24 0000	山田甚右衛門	30	4 2 才城番馬廻		150	0
1022	M	1 1	18 0000	山田伝左衛門	40	×		B	2
1023	N	1 7	20 0000	山田八郎左衛門	30	4 3 才射手		200	0
1024	N	1 7	19 0000	山田半右衛門	30	×			1

1025	N	0 4	13	0000	山名清左衛門	30	5 5才馬廻	1,000		0
1026	N	1 8	11	0000	山村市十郎	30	3 3才馬廻	500		0
1027	N	1 5	02	0000	山村長七	30	×			1
1028	K	0 2	32	0000	山本加介	30	4 4才馬廻 (珠洲鳳至郡塩裁許)	250		2
1029	K	0 4	28	0000	山本五郎兵衛	40	×			2
1030	N	0 1	07	0000	山本左門	30	5 1才馬廻 (役人着到改役)	250		0
1031	M	1 0	15	0000	山本三大夫	40	×			2
1032	S	1 8	10	0000	山本次五右衛門	40	×			0
1033	N	1 7	31	0000	山本次太夫	30	4 2才城番馬廻 (城番足輕支配)	150		0
1034	S	1 2	11	0000	山本治兵衛	40	×			3
1035	S	1 7	02	0000	山本少兵衛	40	×			2
1036	N	1 6	08	0000	山本千之丞	30	3 0才小姓	551		0
1037	O	1 0	18	0000	山本八兵衛	40	×			0
1038	K	0 1	28	0000	山本平左衛門	30	4 6才小姓 (右筆)	200		2
1039	K	0 2	45	0000	山本孫九郎	40	×			2
1040	M	0 6	05	0000	山本又四郎	30	8 0才馬廻	200		1
1041	N	0 6	21	0000	山本六右衛門	40	×			2
1042	N	1 7	18	0000	山森伝兵衛	30	5 4才城番馬廻	100		0
1043	N	1 7	08	0000	山森八郎兵衛	30	4 3才射手	200		0
1044	N	1 7	05	0000	山森平右衛門	30	3 7才城番馬廻 (玉粟奉行)	100		0
1045	L	0 4	30	0000	行山新右衛門	30	5 1才馬廻	200		0
1046	Q	0 4	04	0000	行山三郎左衛門	39	4 4才与力 (寺社方取次役)	150		0
1047	N	1 5	01	0000	湯原伊織	40	×			2
1048	Q	1 2	02	0000	湯原五郎右衛門	40	×			2
1049	N	1 1	39	0000	湯原左平太	30	5 2才組附鉄砲大将	2,000		0
1050	O	0 6	15	0000	湯原又助	30	6 5才城番馬廻	120		0
1051	N	1 7	33	0000	横井五郎右衛門	30	6 1才小姓 (諸方銀奉行)	200		0
1052	N	1 7	30	0000	横井清右衛門	40	×			1
1053	L	0 7	21	0000	横江太郎兵衛	40	×		B	0
1054	N	1 7	34	0000	横田吉兵衛	30	4 6才馬廻 (宮腰藏奉行)	200		0
1055	P	1 5	01	0000	横地三郎右衛門	40	×			0
1056	P	0 6	27	0000	横山外記	20	4 2才人持 (用人役)	4,000	A	0
1057	P	0 9	06	0000	横山七兵衛	30	3 5才小姓	200		0
1058	P	1 0	02	0000	横山志摩	20	3 9才無組付	3,300		3
1059	Q	0 6	09	0000	吉岡辰左衛門	39	4 0才与力	150		2
1060	M	0 6	03	0000	吉川七郎左衛門	40	×			1
1061	M	0 6	12	0000	吉川祐右衛門	40	×			0
1062	M	1 0	10	0000	吉川八左衛門	40	×			3
1063	L	0 4	05	0000	吉川理兵衛	40	×			2
1064	N	1 1	06	0000	吉崎与四右衛門	40	×			0
1065	K	0 2	23	0000	吉田小右衛門	40	×			0
1066	L	0 1	16	0000	吉田次右衛門	30	3 4才城番馬廻	150		0
1067	O	1 1	29	0000	吉田七左衛門	30	5 6才城番馬廻 (細工奉行)	120		0
1068	L	0 4	45	0000	吉田宗左衛門	40	×			1
1069	K	0 3	30	0000	吉田太左衛門	40	×			1
1070	S	2 2	02	0000	吉田藤右衛門	30	×			1
1071	N	0 3	23	0000	吉田与右衛門	30	4 9才城番馬廻	180		0
1072	S	2 9	04	0000	吉野宗左衛門	30	7 1才城番馬廻	150		0
1073	L	0 4	12	0000	吉見半左衛門	30	5 1才城番馬廻	130		0

1074	N	1 7	22	0000	吉村茂右衛門	40	×				0
1075	O	0 7	09	0000	若尾甚兵衛	40	×				0
1076	S	1 8	11	0000	若林半左衛門	30	6	2才馬廻	200		1
1077	Q	0 6	12	0000	脇坂九左衛門	39	4	0才与力	200		0
1078	L	0 1	33	0000	脇坂五兵衛	40	×				0
1079	L	0 4	18	0000	脇田善左衛門	30	7	1才馬廻	600		0
1080	L	0 4	09	0000	脇田忠三郎	30	×				1
1081	M	1 2	08	0000	分部伊左衛門	36	4	6才町同心	250		0
1082	L	0 7	03	0000	分部十左衛門	30	3	7才異風	180		0
1083	N	1 5	14	0000	脇本覚平	30	4	6才城番馬廻 (代官)	130		0
1084	L	0 4	27	0000	和角平右衛門	40	×				0
1085	K	0 4	06	0000	和田牛之介	30	3	1才馬廻	200	B	2
1086	K	0 4	11	0000	和田小右衛門	30	4	1才小姓 (目付)	400		0
1087	L	0 4	28	0000	和田伝介	30	2	2才近習	200		0
1088	L	0 5	05	0000	和田八右衛門	30	3	2才馬廻	200		0
1089	N	0 1	28	0000	和田平兵衛	30	5	9才馬廻 (内作事奉行)	200		0
1090	S	1 7	14	0000	渡瀬彦右衛門	30	4	9才異風組番首	530		0
1091	O	1 3	17	0000	渡部市兵衛	30	4	6才馬廻 (内作事奉行)	230		0
1092	N	0 1	40	0000	渡部喜左衛門	30	3	0才近習 (大)	450		0
1093	P	1 4	04	0000	渡部七左衛門	30	6	5才城番馬廻	130		0
1094	L	0 4	32	0000	渡部所左衛門	30	4	5才小姓 (目付)	400		0
1095	O	1 3	03	0000	渡部二郎四郎	30	2	9才馬廻	200		1
1096	O	1 7	07	0000	渡部清右衛門	30	×				1
1097	N	1 1	11	0000	渡部清助	40	×				0
1098	S	1 2	13	0000	渡部長兵衛	40	×				0
1099	P	1 5	09	0000	渡部弥三郎	30	6	7才城番馬廻	120		0
1100	S	2 3	06	0000	渡部与市郎	30	×				1

(註) 姓名記載の明らかな誤字は校訂した。(油比→由比など)。

(註) 「寛文11年侍帳」の記載情報のうち役職名は、主な役職に限定し、役料や死去年などの注記は除外した。

(註) 掲載した藩士名の五十音順の配列にあたり、姓の訓み方は加越能文庫所蔵の「由緒一類附帳」の索引を参考にした。姓の訓み方が明確でないものもあったが推定の訓み方にせざるえなかった。

付表 武家請地人名：36件 五十音順

	地区	街区	地番	枝番	藩士姓名(寛文7年因)	分類	延宝図記載	延宝図比較
あ	1	N	0 1	17 0000	浅野藤左衛門請地	75	○浅野長八請地	1
	2	N	0 8	04 0000	伊藤兵助請地	75	○ 居屋敷はF2一19・20	0
	3	O	0 9	06 0000	大平半右衛門請地	75	大平半右衛門	3
か	4	P	0 9	05 0000	奥村因幡請地	75	○	0
	5	S	2 8	02 0000	川越市助請地	75	足輕一人	3
	6	M	0 3	11 0000	神尾伊兵衛請地	75	村田次郎兵衛	3
さ	7	N	1 7	46 0000	菊田与兵衛請地	75	地子「町屋」(朱)	3
	8	P	1 3	15 0000	木村宇右衛門請地	75	○「木村宇右衛門地子」	0
	9	O	1 3	28 0000	熊谷久右衛門請地	75	地子	3
た	10	P	1 0	14 0000	小谷伊兵衛請地	75	小谷伊兵衛	3
	11	N	0 2	03 0000	小塚左近請地	75	○	0
	12	N	0 1	19 0000	坂井与右衛門請地	75	脇田小左衛門(カ)	3
な	13	L	0 4	19 0000	里見七左衛門請地	75	○「請込」	0
	14	N	1 3	10 0000	田辺兵右衛門請地	75	○	0
	15	S	1 0	11 0000	寺西十蔵請地	75	○「寺西十蔵地子」	0
は	16	R	1 6	10 0000	寺西少左衛門請地	75	○ 寺西八十郎地子	1
	17	K	0 2	11 0100	永原左京請込	75	(無記1筆)	A 3
	18	K	0 5	07 0000	永原大守請地	75	○永原権太夫請地	0
ま	19	N	1 6	24 0000	野村七左衛門請地	75	[] 請地カ	0
	20	S	1 0	09 0000	林 太左衛門請地	75	林新左衛門	3
	21	N	0 7	03 0000	堀 久兵衛請地	75	浅野与一郎	3
ま	22	L	0 2	09 0000	本多安房請地	75	○	0
	23	Q	0 8	02 0000	(前田対馬請地)	75	(前田対馬下屋敷相紋)	3
	24	Q	0 8	03 0000	(前田対馬請地)	75	(前田対馬下屋敷相紋)	3
	25	Q	0 8	04 0000	(前田対馬請地)	75	(前田対馬下屋敷相紋)	3
	26	Q	0 8	05 0000	前田対馬請地	75	(前田対馬下屋敷相紋)	3
	27	Q	0 8	06 0000	(前田対馬請地)	75	(前田対馬下屋敷相紋)	3
	28	Q	0 8	07 0000	(前田対馬請地)	75	(前田対馬下屋敷相紋)	3
	29	Q	0 8	08 0000	(前田対馬請地)	75	(前田対馬下屋敷相紋)	3
	30	Q	0 8	09 0000	(前田対馬請地)	75	(前田対馬下屋敷相紋)	3
	む	31	O	1 1	07 0000	前田又勝請地	75	○ (前田備前下屋敷相紋)
32		O	1 1	08 0000	前田又勝請地	75	○ (前田備前下屋敷相紋)	3
33		O	1 1	12 0000	(前田又勝請地)	75	前田備前下屋敷	3
34		O	1 5	03 0000	松平治部請地	75	有賀甚六預足輕2人	B 3
35		S	1 7	04 0000	村田龍助請地	75	村田忠三郎地子	1
36		S	1 9	11 0000	横井茂右衛門請地	75	地子	3
よ	37	N	1 4	15 0000	吉田又右衛門請地	75	山崎又右衛門	3

Ⅱ表別表 医者・職人・御小人等（分類45・55）人名リスト

地区	街区	地番	枝番	藩士姓名	分類	延宝図比較	
1	K	03	13	0000	掃除坊主頭 道味	45	2
2	K	03	14	0000	掃除坊主頭(熊谷) 意齋	45	0
3	K	04	13	0000	板津檢校	45	0
4	K	05	02	0200	穴生(林) 市左衛門	45	A 0
5	K	05	09	0200	掃除坊主 久加	45	T 3
6	L	03	03	0000	掃除坊主 喜立	45	3
7	L	03	12	0000	いしや(磯野) 玄察	45	0
8	M	05	32	0000	針立 正安	45	0
9	M	07	14	0000	外科(黒川) 覚針	45	0
10	M	08	24	0000	(御長柄小頭) 弥兵衛 (2名連記)	45	B 3
11	M	08	24	0000	御長柄小頭 清左衛門	45	B 3
12	M	09	28	0000	掃除坊主 慶言	45	3
13	M	09	31	0000	掃除坊主 正齋	45	3
14	M	10	03	0000	穴生(杉野) 茂兵衛	45	0
15	O	05	04	0000	山上善右衛門	45	0
16	O	10	16	0000	掃除坊主 久味	45	3
17	O	13	23	0000	医者 益庵	45	0
18	P	02	07	0000	御細工者 高橋九左衛門	45	1
19	P	02	09	0000	御玉工者 高橋与右衛門	45	2
20	P	03	04	0000	御大工 半次 (3名連記)	45	0
21	P	03	04	0000	(御大工) 又兵衛 (3名連記)	45	1
22	P	03	04	0000	(御大工) 惣左衛門 (3名連記)	45	3
23	P	10	16	0000	了月	45	3
24	P	15	15	0000	掃除坊主 長雪 板前者 四人	45	3
25	R	13	04	0000	掃除坊主 林齋	45	3
26	R	15	03	0000	真寿	45	T 3
27	S	08	12	0000	掃除坊主 權正	45	3
28	S	10	06	0000	御大工(黒田)左平次	45	0
29	S	10	16	0000	御大工 又七	45	0
30	S	11	03	0000	御細工者 次右衛門	45	0
31	S	12	22	0000	御大工 太右衛門	45	1
32	S	17	20	0000	掃除坊主(清水) 理閑	45	0
33	S	28	01	0000	御弓ノ者柳瀬市郎右衛門	45	3
34	K	02	11	0300	はくらく 与十郎	55	A 3
35	L	04	13	0000	矢師 金右衛門	55	0
36	L	04	38	0000	石切 十右衛門	55	3
37	L	04	50	0000	かぢ信忠	55	0
38	L	06	25	0000	伝左衛門	55	1
39	L	07	10	0000	御路地之者 少兵衛	55	3
40	M	09	29	0000	大工 勘右衛門	55	0
41	M	10	05	0000	大工 清兵衛 (7名連記)	55	B 1
42	M	10	05	0000	大工 二郎右衛門 (7名連記)	55	B 3
43	M	10	05	0000	大工 二郎介 (7名連記)	55	B 3
44	M	10	05	0000	大工 長七 (7名連記)	55	B 2
45	M	10	05	0000	大工 太郎吉 (7名連記)	55	B 3
46	M	10	05	0000	大工 与兵衛 (7名連記)	55	B 2
47	M	10	05	0000	大工 八兵衛 (7名連記)	55	B 2
48	M	10	16	0000	大工(竹内) 六郎右衛門 (3名連記)	55	B 0
49	M	10	16	0000	大工 仁兵衛 (3名連記)	55	B 0

50	M	1 0	16 0000	大工 三郎右衛門 (3名連記)	55	B	2
51	O	0 1	05 0000	壁塗(粟田) 太郎右衛門	55		0
52	O	0 1	08 0000	上田弥兵衛 (3名連記) 板前か	55	B	3
53	O	0 1	08 0000	木村太兵衛 (3名連記) 板前か	55	B	3
54	O	0 1	08 0000	宮北次左衛門 (3名連記) 板前か	55	B	3
55	O	0 1	10 0000	磯部久右衛門 (板前か)	55		3
56	O	0 4	12 0000	小人 彦右衛門	55	A	3
57	O	0 4	13 0000	大工 市兵衛	55		3
58	O	0 6	11 0000	御畳師 市右衛門	55		3
59	O	0 6	18 0000	御長柄小者 長左衛門	55		3
60	O	0 6	19 0000	御畳師 助次	55		3
61	O	1 5	05 0000	釜屋 彦九郎	55		0
62	O	1 7	10 0000	板前物(者) 大三郎	55		3
63	O	1 9	04 0000	大工 四郎三郎	55		0
64	P	0 1	07 0000	大工 七兵衛	55	A	1
65	P	0 2	02 0000	大工 (清水) 十左衛門	55		0
66	P	0 2	06 0000	かち 半右衛門	55		3
67	P	0 4	10 0000	鉄炮たいく 与三左衛門	55		2
68	P	0 6	17 0000	金具屋 五左衛門	55		3
69	P	0 6	18 0000	金具屋 源兵衛	55		0
70	P	1 1	02 0000	御小人 三助	55		3
71	P	1 1	03 0000	御小人 喜大夫	55		3
72	P	1 1	04 0000	御小人 六右衛門	55		3
73	P	1 1	06 0000	御小人 市右衛門	55		3
74	P	1 1	07 0000	御小人 吉右衛門	55		3
75	P	1 1	09 0000	御馬取 長右衛門 (1筆連記)	55		3
76	P	1 1	09 0000	御小人 市助 (1筆連記)	55		3
77	P	1 1	11 0000	御小人 勘右衛門	55		3
78	P	1 1	14 0000	御小人 九兵衛	55		3
79	P	1 1	17 0000	御馬取 五右衛門 彦兵へ	55		3
80	P	1 1	18 0000	御小人 右兵へ 仁兵へ	55		3
81	P	1 1	20 0000	御小人 義右衛門	55		3
82	P	1 1	22 0000	御小人 孫市	55		3
83	P	1 1	24 0000	御小人 伊右衛門	55		3
84	P	1 1	26 0000	御小人 弥右衛門	55		3
85	P	1 1	27 0000	御小人 文内、文兵衛	55		3
86	P	1 1	28 0000	御小人頭 中村權十郎	55		0
87	P	1 1	30 0000	御小人 長左衛門、風左衛門、彦兵衛、真右衛門、彦左衛門	55		3
88	P	1 1	31 0000	御小人 仁左衛門	55		3
89	P	1 1	33 0000	御小人 所右衛門	55		3
90	P	1 1	35 0000	御小人 小左衛門、卯右衛門、小兵衛	55		3
91	P	1 1	37 0000	御小人 留左衛門	55		3
92	P	1 1	39 0000	鷹取 市右衛門	55		3
93	P	1 1	50 0000	御大工 (城戸) 八左衛門	55		0
94	P	1 2	03 0000	御小人 弥右衛門	55		3
95	P	1 2	05 0000	御小人 平右衛門	55		3
96	P	1 2	06 0000	御小人頭 中村喜左衛門	55		0
97	P	1 2	07 0000	御小人 武右衛門	55		3
98	P	1 2	10 0000	御小人 久大夫、五郎右衛門	55		3
99	P	1 2	11 0000	御小人 八右衛門	55		3
100	P	1 2	14 0000	御小人頭 喜右衛門 御小人 九兵へ	55		3
101	P	1 2	15 0000	張田(春田:職名) 太右衛門	55		3

102	P	1 2	16	0000	御草り取頭 石川二郎助	55		0
103	P	1 2	19	0000	御小人 午右衛門、次郎兵へ、左兵へ、三右衛門	55		3
104	P	1 2	21	0000	御小人 新兵へ	55		3
105	P	1 2	23	0000	御小人 彦右衛門 義右衛門	55		3
106	P	1 2	25	0000	御草り取 二郎兵へ	55		3
107	P	1 2	27	0000	御小人 長右衛門	55		3
108	P	1 2	29	0000	御小人 由兵へ	55		3
109	P	1 2	31	0000	御小人 弥兵へ	55		3
110	P	1 2	33	0000	御小人 藤兵へ	55		3
111	P	1 2	34	0000	御小人頭 風間次大夫	55		1
112	P	1 2	36	0000	御小人 随右衛門	55		3
113	P	1 2	38	0000	御小人 市郎右衛門、善右衛門、吉左衛門、太右衛門	55		3
114	P	1 2	41	0000	御草り取 与兵へ 御馬取 五右衛門	55		3
115	P	1 2	43	0000	小人 太郎	55		3
116	P	1 2	44	0000	御小人 良左衛門 与兵へ	55		3
117	P	1 2	45	0000	御小人 太郎右衛門	55		3
118	P	1 2	48	0000	御馬取 三右衛門	55		3
119	P	1 3	03	0000	御小人 伊助	55		3
120	P	1 3	04	0000	御小人 久左衛門	55		3
121	P	1 3	06	0000	御小人 孫左衛門・新右衛門	55		3
122	P	1 3	08	0000	御小人 六兵へ	55		3
123	P	1 3	09	0000	御小人 勘左衛門	55		3
124	P	1 3	12	0000	御小人 甚兵へ 与兵へ	55		3
125	P	1 3	13	0000	御小人 貞左衛門	55		3
126	P	1 3	16	0000	御小人 久右衛門	55		3
127	P	1 3	17	0000	御小人 長左衛門	55		3
128	Q	1 6	04	0000	小人 弥兵衛	55		3
129	Q	1 6	08	0000	小人頭 寺尾九右衛門	55		1
130	Q	1 6	15	0000	かへぬり 小原安左衛門	55		0
131	S	1 7	17	0000	博勞 兵左衛門	55		3
132	S	1 7	21	0000	八郎右衛門	55		0
133	S	1 7	22	0000	博勞 七左衛門	55		0
134	S	1 7	25	0000	博勞 長兵衛	55		1
135	S	1 7	29	0000	いたまい 十右衛門	55		2
136	S	1 7	31	0000	いたまへ 弥兵衛	55		3
137	S	2 3	03	0000	馬くろふ彦七郎、同十藏、同九郎兵衛、同五郎兵衛、同一郎兵衛、同喜右衛門、同伊右衛門、同忠右衛門	55		1
138	S	2 3	04	0000	馬勞 長右衛門、同平右衛門、同作兵衛、同与兵衛、同太郎右衛門、同二郎左衛門、同市右衛門	55		0

〔付記〕

『寛文七年図』『延宝図』の解説作業は、木越隆三が中心となり池田仁子とともに進め、金沢工業大学の増田達男研究室とも連携協力した。増田研究室では、金沢城調査研究所で解説したデータをGIS地図上に電子データとして入力し電子地図化する作業を進めている。解説データが電子データ化された地図情報となれば、両図の活用範囲はさらに拡充される。今後の展開に期待したい。

なお文字情報の読み取りは主に池田があたり、その点検・修正と電子データへの整形は木越が進めた。煩雑な絵図位置や区画線の照合および付帳との照合など、時間のかかる仕事を支えていただいた池田仁子に深く感謝したい。最終的なデータ構成および凡例・解説などは木越の責任でまとめた。

執筆者等紹介

- 北野博司 東北芸術工科大学准教授
金沢城調査研究伝統技術(石垣)専門委員
- 白峰 旬 別府大学教授
金沢城石垣構築技術等比較研究事業客員研究員
- 市川浩文 佐賀県教育庁社会教育・文化財課主査
金沢城石垣構築技術等比較研究事業客員研究員
- 北垣 聰一郎 石川県金沢城調査研究所長
- 木越 隆三 石川県金沢城調査研究所副所長
- 池田 仁子 加能地域史研究会委員

研究紀要 金沢城研究 第9号

平成 23 年 3 月 発行

編集・発行 石川県金沢城調査研究所

〒920-0918

石川県金沢市尾山町10-5 石川県文教会館5階

電話 076-223-9696 FAX 076-223-9697

E-mail kncastle@pref.ishikawa.lg.jp

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/bunkazai/kanazawazyo/index.html>